

監委公告第16号
令和8年1月16日

熊本市監査委員 落水清弘

熊本市監査委員 西岡誠也

熊本市監査委員 村上和美

熊本市監査委員 高島剛一

監査結果に基づき市長等が講じた措置について

包括外部監査結果に基づき、又は監査の結果を参考にして講じた改善策について、熊本市長等より通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により公表する。

目 次

包括外部監査の結果に係る措置

平成 28 年度（2016 年度）	1
令和 3 年度（2021 年度）	2
令和 4 年度（2022 年度）	3
令和 5 年度（2023 年度）	4
令和 6 年度（2024 年度）	128

(関係条文)

・地方自治法第 252 条の 37 第 5 項

包括外部監査人は、包括外部監査契約で定める包括外部監査契約の期間内に、監査の結果に関する報告を決定し、これを包括外部監査対象団体の議会、長及び監査委員並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出しなければならない。

・地方自治法第 252 条の 38 第 6 項

前条第 5 項の規定による監査の結果に関する報告の提出があった場合において、当該監査の結果に関する報告の提出を受けた包括外部監査対象団体の議会、長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員は、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知するものとする。この場合においては、監査委員は、当該通知に係る事項を公表しなければならない。

平成 28 年度(2016 年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
～テーマ：市有財産（不動産）の有効活用について～

財政局 資産マネジメント課

指摘事項等	
<p>【未利用地の利活用及び処分の方針について：意見】</p> <p>未利用地のうち、普通財産へ分類されていないものについては、測量を行い境界確定等の手続きを実施したうえで、普通財産に分類替えすべきである。</p> <p>その後、全庁的な利活用の要望調査を実施し、要望があった場合には利活用の内容、期間、程度及び財政負担等を検討し、利活用の是非を判断すべきである。</p> <p>また、利活用する予定のない物件については処分方針の策定が必要である。</p>	
措置内容	措置日
<p>未利用地のうち普通財産へ分類可能なものについては、全て普通財産に分類替えを行った。</p> <p>また、未利用地のうち普通財産へ分類されたものについては、毎年度 5 月～6 月に利用希望調査を実施しており、利用希望のない物件については、課題を整理できたものから処分方針を策定し、処分を行った。</p>	<p>令和 7 年度(2025 年度) 7 月 28 日</p>

令和3年度(2021年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
～テーマ:学校教育に関する事務の執行について～

教育委員会事務局 学務支援課

指摘事項等	
<p>【借用証書の入手について】</p> <p>奨学生から奨学金借用証書を入手する必要がある、入手を前提に要綱も規定されている。しかし、返還完了者一覧表を閲覧したところ、借用証書の欄に「無」と記載されたもの、すなわち借用証書を入手できていない奨学生であった者が散見された。担当者によると、近年は学校の協力のもと漏れなく入手しているとのことである。</p> <p>借用証書は、熊本市、奨学生、奨学生の連帯保証人の間で奨学生の借用金額及び返還方法を確認し、期限の利益の喪失について同意を得る重要な書類である。また、これを入手することで奨学生に返還を促す効果があると思われる。このため、奨学金借用証書の入手に引き続き努められたい。</p>	
措置内容	措置日
指摘を踏まえ、借用証書が提出されていないこれまでの奨学生に対し、居所確認や再提出通知の発送等を実施した。これにより、本件対象となる全ての奨学生の居所確認も完了した。今後も未提出者に対し引き続き催促を行っていく。	令和7年(2025年) 3月31日

令和4年度(2022年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ：産業振興に関する施策に係る事務の執行について ~

経済観光局 観光政策課

指摘事項等	
<p>【観光戦略経費（観光客誘致事業補助金）・各種団体との連携について：意見】 市及びコンベンション協会には、観光対策については、より広域的に対応することが望ましいという考え方があることを踏まえて、熊本県や公益社団法人熊本県観光連盟と連携し役割分担を整理した上で、コンベンション協会として実施すべき事業をより具体的に選定することが必要である。</p>	
措置内容	措置日
<p>令和6年（2024年）3月に策定した「熊本市観光マーケティング戦略」において、本市が戦略のマネジメントを行い、コンベンション協会が具体的な取組を推進するという体制を位置付けており、これに基づき役割分担や人員体制の見直しを行った。</p>	<p>令和6年（2024年） 3月31日</p>

令和5年度(2023年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ：補助金等に関する事務の執行について ~

財政局 財政課

指摘事項等	
<p>【処分制限財産に係る定義及び取扱いの明確化について：意見】</p> <p>固定資産のような財産は、1年以上の期間に渡って使用可能であり、補助金交付の後年度に譲渡等の処分が行われると、補助金の交付目的を逸するだけでなく、処分により換金可能性がある場合は不正等のリスクも招きかねない。</p> <p>また、処分制限財産に係る定義及び取扱いについて、市の統一的な具体的指針がなければ、具体的な対応は補助事業実施部局に委ねられることになり、対応が部局によってまちまちになる可能性が否定できない。</p> <p>よって、市は、処分制限財産に関して、当該財産の管理方法や処分する場合の具体的な手続等に係る規定を交付要綱に明記することを担保するため、処分制限財産に係る定義及び取扱いに係る市の統一的な具体的指針を明確にすることが望ましい。</p> <p>なお、「ア(意見) 補助金の適正執行に係るガイドラインの策定及び周知徹底について」に記載した補助金に係るガイドラインの策定に当たっては、処分制限財産に係る定義及び取扱いに係る市の統一的な具体的指針について記載し、市としてのルールを明確化するとともに、運用方法を市全体に周知徹底することが望ましい。</p>	
措置内容	措置日
<p>処分制限財産に関する規定については、熊本市補助金等交付規則を令和7年(2025年)1月に改正し追記を行い、令和7年(2025年)4月1日から施行している。</p>	<p>令和7年(2025年) 1月21日</p>

令和5年度(2023年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ：補助金等に関する事務の執行について ~

都市建設局 都市安全課

指摘事項等	
<p>熊本市土砂災害危険住宅移転促進事業補助金</p> <p>【処分制限財産に係る定義及び取扱いの明確化について：意見】</p> <p>熊本市土砂災害危険住宅移転促進事業補助金交付要綱(以下「要綱」という。)において、補助対象経費に住宅の建設・購入費等が含まれているが、処分制限財産に関して規定されていない。</p> <p>本補助金は、土砂災害特別警戒区域内に居住する方々の移転を促進し、土砂災害の被災者を出さないようにすることを目的としており公益性の観点から問題はないと考えられるが、補助金で取得した固定資産から売却収入を得ることは公益性の観点から問題である。</p> <p>よって、市は、処分制限財産に関して処分制限の対象となる経費・処分制限期間等を要綱において規定することが望ましい。</p>	
措置内容	措置日
<p>令和6年(2024年)7月に補助金交付元の熊本県砂防課と意見に係る対応の方向性について協議を実施した上で、令和7年(2025年)3月28日に本市土砂災害危険住宅移転促進事業補助金交付要綱に「当該補助金で取得した財産について処分の制限」を追記する改正を行った。</p>	<p>令和7年(2025年) 3月28日</p>

令和5年度(2023年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ：補助金等に関する事務の執行について ~

都市建設局 都市安全課

指摘事項等	
<p>熊本市土砂災害危険住宅移転促進事業補助金 【補助事業の終期の設定について：意見】 市は、本補助金について特段の終期を設定しておらず、補助金を継続して交付することの妥当性等を検証するための定期的な見直しを行っていない。 市の担当者へのヒアリングによると、「県内に約2万数千箇所の土砂災害特別警戒区域があり、その中に約2万件の住家が存在しています。土砂災害から県民・市民の命とくらしを守るための事業として継続が必要であるため、現時点で終期は設定していません。」とのことである。しかしながら、補助金の終期を設けることで、補助金が漫然と長期・固定化したり、既得権化したりすることを防止し、費用対効果が低くなったものや補助の役割が薄れたものを随時見直すことができる。 よって、市においては、補助事業については終期を設定し、定期的に、補助事業の交付目的や公益性等に問題が無いかを検証するとともに、補助金交付の成果が今後も期待できるか等を検討することが望ましい。</p>	
措置内容	措置日
<p>令和6年(2024年)7月に補助金交付元の熊本県砂防課と意見に係る対応の方向性について協議を実施した上で、本市の「補助金等の適正執行ガイドライン」(令和6年(2024年)9月 財政課)の原則に基づき、令和7年(2025年)3月28日に市の要綱改正を行い、「3年」または「県の事業廃止時点」を終期設定とする旨、要綱附則に追記した。 今後は、「補助金等の適正執行に関するガイドライン」に沿って、定期的に、補助事業の交付目的や公益性等に問題が無いかを検証するとともに、補助金交付の成果が今後も期待できるか等を検討していく。</p>	<p>令和7年(2025年) 3月28日</p>

令和5年度(2023年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ：補助金等に関する事務の執行について ~

都市建設局 都市安全課

指摘事項等	
<p>熊本市土砂災害危険住宅移転促進事業補助金</p> <p>【成果指標の設定について：意見】</p> <p>市は、補助金の成果指標を設定していない。</p> <p>市の担当者へのヒアリングによると、「県全体としては目標値を設定してありますが、市単独では目標を設定しておりません。移転先市町村が本事業の申請窓口となるため、市外からの申請となる場合もあります。県単位で実施されている事業であるため、市単独で目標設定は困難です」とのことである。</p> <p>しかしながら、市は、補助金の目的に公益性があることについてはもちろん、補助金交付の成果がどのように上がっているか（目標達成度）についても説明責任を負っている。成果指標が設定されていない場合、市は、補助金の費用対効果について、市民に対する説明責任を十分に果たすことが出来ないことになるため問題である。</p> <p>よって、市は、補助金の成果指標を設定することが望ましい。</p>	
措置内容	措置日
<p>令和6年(2024年)7月に補助金交付元の熊本県砂防課と意見に係る対応の方向性について協議を実施した上で、成果指標については、当該補助金を含めた「土砂災害の被災者をださないようにする」ための取組の成果として、県全体の目標を参考にしつつ、本市が支出した補助金交付実績だけでなく、本市が移転元となった実績等も踏まえて設定を行った。</p>	<p>令和7年(2025年) 3月27日</p>

令和5年度(2023年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ：補助金等に関する事務の執行について ~

文化市民局 生涯学習課

指摘事項等	
<p>地域公民館運営費補助金（南区総務企画課実施分）</p> <p>【役員手当の妥当性の確認について：意見】</p> <p>市は、補助対象経費に役員手当を含めてよいこととしているが、役員手当の金額の妥当性について検証していない。また、市は、活動の少ない地域公民館の役員手当が活動の多い地域公民館の役員手当より多くなっていないかどうかの確認をしていない。</p> <p>役員手当の支払額については一律の基準を設けることは難しく、地域公民館の実情に応じて公民館加入者の総意により決められるべきであると考え。</p> <p>一方、市における補助金支出の妥当性確保の観点からは、補助対象経費の内容を適正に審査することが求められる。</p> <p>本補助金における役員手当の金額の妥当性については、その審査が難しいと考えられるが、例えば、公民館の運営に携わっていない、又は、公民館の運営への関与が乏しい役員に役員手当を支払っていないかなど視点で妥当性を検証するとともに、審査内容として記録することが望ましい。</p>	
措置内容	措置日
<p>役員手当の妥当性の確認について、令和7年（2025年）4月1日付けで地域公民館運営費補助金要綱を改正し、地域の総意としての支出であることを確認するようにした。</p> <p>なお、他団体と比較して著しく役員手当が高額な場合など、必要に応じて、理由等について確認し、審査内容として記録することとした。</p>	<p>令和7年（2025年） 4月1日</p>

令和5年度(2023年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書

～テーマ：補助金等に関する事務の執行について～

文化市民局 生涯学習課

指摘事項等	
<p>地域公民館運営費補助金（南区総務企画課実施分）</p> <p>【会計決算書の妥当性の検証について：意見】</p> <p>令和4年度B公民館会計決算書によると、収入合計533,022円、支出合計533,022円、前年度繰越金0円、翌年度繰越金0円となっている。</p> <p>なお、市は補助事業者に対して、会計決算書等の実績報告において、監事監査の実施に関する報告を義務付けていない。</p> <p>通常、1年間地域公民館を運営した結果の会計決算書が、収入合計と支出合計が同額になることは想定しづらいが、市は、このことに関し会計決算書の妥当性を検証していない。</p> <p>また、繰越金がゼロだった場合、補助金の入金があるまで活動費を支払うことが出来ないため、地域公民館の運営をスムーズに行うことは困難が伴うと懸念されるが、市は繰越金がゼロである地域公民館の運営に支障が生じていないかどうか把握していない。</p> <p>さらに、会計決算書について監事監査がなされない場合、横領等の不正や会計決算書の誤謬に気づくことが出来ず、会計決算書の妥当性が損なわれているおそれがある。</p> <p>よって、市は、収入額と支出額が同額の場合など会計決算書の妥当性に懸念が生じた場合は、会計決算書の妥当性について検証することが望ましい。</p> <p>また、市は、繰越金がゼロの場合など、公民館の運営に支障をきたすおそれがある場合は、状況を把握したうえで適切に対応することが望ましい。</p> <p>さらに、会計決算書の妥当性を担保するために、補助事業者に対して、会計決算書等の実績報告において、監事監査の実施に関する報告を求めることが望ましい。</p>	
措置内容	措置日
<p>本事案のB公民館については、会計決算書の妥当性及び円滑な館の運営が行われていることを確認した。</p> <p>会計決算書の妥当性の検証について、館の運営は、運営団体が創意工夫することであり、それぞれの地域に合わせ進めているものである。市としても事業報告者や事業計画書などにより運営実態は把握しているが、決算書に懸念が生じた場合には、その内容を検証し、必要に応じて地域に助言等を行うこととした。</p> <p>また、監事監査について、地域公民館運営費補助金要綱を令和7年(2025年)4月1日で改正し、監査実施の報告を求めることとした。</p>	<p>令和7年(2025年) 4月1日</p>

令和5年度(2023年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ：補助金等に関する事務の執行について ~

文化市民局 生涯学習課

指摘事項等	
<p>地域公民館運営費補助金（南区総務企画課実施分）</p> <p>【補助事業の終期の設定について：意見】</p> <p>市は、本補助金について特段の終期を設定しておらず、補助金を継続して交付することの妥当性等を検証するための定期的な見直しを行っていない。</p> <p>市の担当者へのヒアリングによると、「運営費補助は地域公民館の活動に欠かせないものであるため、継続が必要であり現時点では終期は設定していません。」とのことである。しかしながら、補助金の終期を設けることで、補助金が漫然と長期・固定化したり、既得権化したりすることを防止し、費用対効果が低くなったものや補助の役割が薄れたものを随時見直すことができる。</p> <p>よって、市においては、補助事業については終期を設定し、定期的に、補助事業の交付目的や公益性等に問題が無いかを検証するとともに、補助金交付の成果が今後も期待できるか等を検討することが望ましい。</p>	
措置内容	措置日
<p>令和7年（2025年）4月1日付けで、要綱を改正し終期について規定した。</p> <p>今後は、「補助金等の適正執行に関するガイドライン」に沿って、定期的に、補助事業の交付目的や公益性等に問題が無いかを検証するとともに、補助金交付の成果が今後も期待できるか等を検討していく。</p>	<p>令和7年（2025年） 4月1日</p>

令和5年度(2023年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ：補助金等に関する事務の執行について ~

文化市民局 生涯学習課

指摘事項等	
<p>地域公民館建設費補助金(北区総務企画課実施分)</p> <p>【補助事業の終期の設定について：意見】</p> <p>市は、本補助金について特段の終期を設定しておらず、補助金を継続して交付することの妥当性等を検証するための定期的な見直しを行っていない。</p> <p>補助事業が継続して交付されている場合に特段の終期の設定が無いと、補助金の固定化、既得権化等を招きかねない。また、社会情勢の変化により補助事業の必要性や公益性が薄れる可能性もある。</p> <p>よって、市においては、補助事業については終期を設定し、定期的に、補助事業の交付目的や公益性等に問題が無いかを検証するとともに、補助金交付の成果が今後も期待できるか等を検討することが望ましい。</p>	
措置内容	措置日
<p>令和7年(2025年)4月1日付けで、要綱を改正し終期について規定した。</p> <p>今後は、「補助金等の適正執行に関するガイドライン」に沿って、定期的に、補助事業の交付目的や公益性等に問題が無いかを検証するとともに、補助金交付の成果が今後も期待できるか等を検討していく。</p>	<p>令和7年(2025年)4月1日</p>

令和5年度(2023年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ：補助金等に関する事務の執行について ~

文化市民局 地域政策課

指摘事項等	
<p>町内自治振興補助金（中央区総務企画課実施分）</p> <p>【繰越金がある場合の補助金の必要性の検討について：意見】</p> <p>令和4年度のA町内自治会の支出合計額を大幅に上回る繰越金がある状況にある。</p> <p>このような状況にある場合、補助金の支給の必要性があるかどうか、補助金が町内自治会の活動に対して適切に充てられたのかどうか、繰越金の管理状況は適切かどうか等について、より慎重に検討すべきである。</p> <p>よって、市は、支出合計額を大幅に上回る繰越金を保有している町内自治会へ補助金を支給することの必要性について慎重に検討することが望ましい。</p> <p>また、繰越金が増えている町内自治会については、町内自治活動等が十分に実施できているか検討するとともに、繰越金が増えている原因を把握することが望ましい。</p> <p>さらに、多額の繰越金を保有している町内自治会については、今後の資金の使用計画を把握するとともに不正の発生防止のために講じられている対策等を把握しておくことが望ましい。</p>	
措置内容	措置日
<p>令和7年（2025年）4月1日付で熊本市町内自治振興等補助金交付要綱を制定し、補助金の目的、補助対象事業や補助対象経費の明確化を行った。</p> <p>また、補助額は補助対象経費と比較して決定することとしており、補助対象となる町内自治活動を行っているか確認を行うこととしている。</p> <p>併せて繰越金についても、必要に応じて使途計画等の確認を行うこととしている。</p>	<p>令和7年（2025年） 4月1日</p>

令和5年度(2023年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ：補助金等に関する事務の執行について ~

文化市民局 地域政策課

指摘事項等	
<p>町内自治振興補助金（中央区総務企画課実施分）</p> <p>【補助対象事業及び補助対象経費の明確化について：結果】</p> <p>町内自治振興補助金交付規則（以下「規則」という。）において、「第1条 この規則は、市が町内自治活動及び地域住民への連絡調整に関し交付する補助金（以下「補助金」という。）について、必要な事項を定めるものとする。」と補助金の趣旨が記載してあるが、同規則において補助対象事業及び補助対象経費は定められていない。</p> <p>補助金の執行にあたり、補助対象事業及び補助対象経費が明確でなければ、補助金の申請及び額の確定に係る審査において、判断基準が不明確となり、適切な補助金執行の妨げとなる可能性がある。</p> <p>市の見解によれば、補助対象事業は「町内自治会が行う活動や運営全般」であり、補助対象経費は「町内自治活動及び地域住民への連絡調整に関する事業に伴う経費」とのことであるが、対象となる／ならない事業、対象となる／ならない経費が極めて不明瞭であると言わざるを得ない。</p> <p>よって、市は、規則において補助対象事業及び補助対象経費を定めるべきである。</p> <p>なお、町内自治会に対する補助金に関して、補助対象事業及び補助対象経費をどのように定めるか、「福岡市町内会活動支援事業補助金」を参考にされたい。</p>	
措置内容	措置日
<p>令和7年（2025年）4月1日付で熊本市町内自治振興等補助金交付要綱を制定し、補助金の目的、補助対象事業や補助対象経費の明確化を行った。</p>	<p>令和7年（2025年）4月1日</p>

令和5年度(2023年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書

～テーマ：補助金等に関する事務の執行について～

文化市民局 地域政策課

指摘事項等	
<p>町内自治振興補助金（中央区総務企画課実施分）</p> <p>【補助金の算定方法について：結果】</p> <p>本補助金の趣旨は、規則に町内自治活動及び地域住民への連絡調整であると定められている。</p> <p>また、本補助金は、毎年4月1日現在の町内自治会等の加入世帯数に応じて算出した均等割額及び世帯割額の合算で算定されている。</p> <p>なお、町内自治会等の加入世帯数は、本補助金を申請する団体から提出される交付申請書において把握している。</p> <p>市は、町内自治会等の加入世帯数の正確な把握に努めているとのことであるが、町内自治会等の加入世帯数についてはあくまでも補助対象団体からの申請がベースとなっており、世帯数が正確であることの確認ができない。正確であることが確認できない世帯数を根拠に補助金を算定することは、補助金額が誤る可能性が否定できない。</p> <p>よって、市は、活動実績に応じた補助金の算定を行うなど、正確な数値を把握できる指標に基づく補助金の算定方法の必要性について検討すべきである。</p> <p>なお、【補助対象事業及び補助対象経費の明確化について】で述べたように、本補助金について補助対象事業及び補助対象経費を明確にすることで、活動実績に応じた補助金の算定が可能となる点に留意する必要がある。</p>	
措置内容	措置日
<p>令和7年（2025年）4月1日付で熊本市町内自治振興等補助金交付要綱を制定し、加入世帯数について、町内自治会等が直近に徴収した町内会費をベースとした実態に即した算定方法に見直した。徴収した会費については、町内自治会等の決算書で確認を行う。</p> <p>なお、補助対象事業及び補助対象経費の明確化も行った。</p>	<p>令和7年（2025年） 4月1日</p>

令和5年度(2023年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ：補助金等に関する事務の執行について ~

文化市民局 地域政策課

指摘事項等	
<p>町内自治振興補助金（中央区総務企画課実施分）</p> <p>【補助事業の終期の設定について：意見】</p> <p>市は、本補助金について特段の終期を設定しておらず、補助金を継続して交付することの妥当性等を検証するための定期的な見直しを行っていない。</p> <p>市の担当者へのヒアリングによると、「熊本市は他の自治体に比べ自治会の加入率が高い方であり、地域の活動が認められているから、加入率が高くなっており、補助金も役に立っていると考えているため、継続が必要であり現時点では終期は設定していません。」とのことである。</p> <p>しかしながら、補助金の終期を設けることで、補助金が漫然と長期・固定化したり、既得権化したりすることを防止し、費用対効果が低くなったものや補助の役割が薄れたものを随時見直すことができる。</p> <p>よって、市においては、補助事業については終期を設定し、定期的に、補助事業の交付目的や公益性等に問題が無いかを検証するとともに、補助金交付の成果が今後も期待できるか等を検討することが望ましい。</p>	
措置内容	措置日
<p>令和7年（2025年）4月1日付で熊本市町内自治振興等補助金交付要綱を制定し、終期の設定についても規定した。</p> <p>今後は、「補助金等の適正執行に関するガイドライン」に沿って、定期的に、補助事業の交付目的や公益性等に問題が無いかを検証するとともに、補助金交付の成果が今後も期待できるか等を検討していく。</p>	<p>令和7年（2025年） 4月1日</p>

令和5年度(2023年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ：補助金等に関する事務の執行について ~

文化市民局 生活安全課

指摘事項等	
<p>熊本中央地区防犯協会運営費補助金</p> <p>【補助事業の終期の設定について：意見】</p> <p>市は、本補助金について特段の終期を設定しておらず、補助金を継続して交付することの妥当性等を検証するための定期的な見直しを行っていない。</p> <p>市の担当者へのヒアリングによると、「防犯思想の普及徹底、青少年の非行防止、犯罪誘因環境を浄化するなど、犯罪のない地域づくりを推進するための事業には終わりがなく継続が必要であるため、現時点で終期は設定していません。」とのことである。しかしながら、補助金の終期を設けることで、補助金が漫然と長期・固定化したり、既得権化したりすることを防止し、費用対効果が低くなったものや補助の役割が薄れたものを随時見直すことができる。</p> <p>よって、市においては、補助事業については終期を設定し、定期的に、補助事業の交付目的や公益性等に問題が無いかを検証するとともに、補助金交付の成果が今後も期待できるか等を検討することが望ましい。</p>	
措置内容	措置日
<p>令和7年(2025年)3月19日付で、要綱を改正し終期について規定した。</p> <p>今後は、「補助金等の適正執行に関するガイドライン」に沿って、定期的に、補助事業の交付目的や公益性等に問題が無いかを検証するとともに、補助金交付の成果が今後も期待できるか等を検討していく。</p>	<p>令和7年(2025年) 3月19日</p>

令和5年度(2023年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書

～テーマ：補助金等に関する事務の執行について～

文化市民局 生活安全課

指摘事項等	
<p>熊本中央地区防犯協会運営費補助金</p> <p>【関係書類等の整備について：意見】</p> <p>要綱において「補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類等を常に整備しておかなければならないこととする。」と規定しているが、関係書類等の保存期間等について規定していない。</p> <p>補助金の返還可能期間である5年以内に関係書類等を廃棄した場合、本来、補助金の返還を受けるべき事象が生じた際に関係書類等の保存期間が要綱で規定されていないため、補助事業者が関係書類等を廃棄し補助金の返還の是非を適切に判断することが出来なくなるおそれがある。</p> <p>よって、市は、要綱において関係書類等の保存期間、保存媒体等の必要な要件を規定することが望ましい。</p>	
措置内容	措置日
<p>令和7年(2025年)3月19日付で、要綱を改正し関係書類等の保存期間、保存媒体等の必要な要件を規定した。</p>	<p>令和7年(2025年)3月19日</p>

令和5年度(2023年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ：補助金等に関する事務の執行について ~

健康福祉局 健康福祉政策課

指摘事項等	
<p>熊本市傷痍軍人及び戦没者遺族等の援護事業実施団体に対する補助金 【補助事業の終期の設定について：意見】 市は、本補助金について特段の終期を設定しておらず、補助金を継続して交付することの妥当性等を検証するための定期的な見直しを行っていない。 補助事業が継続して交付されている場合に特段の終期の設定が無いと、補助金の固定化、既得権化等を招きかねない。また、社会情勢の変化により補助事業の必要性や公益性が薄れる可能性もある。 よって、市においては、補助事業については終期を設定し、定期的に、補助事業の交付目的や公益性等に問題が無いかを検証するとともに、補助金交付の成果が今後も期待できるか等を検討することが望ましい。</p>	
措置内容	措置日
<p>終期を令和9年度(2027年度)末に設定した。 また、今後は終期到来の前年度までに継続の必要性を再検討し、次の終期を設定する(以降、検討を繰り返す)。</p>	<p>令和7年(2025年) 3月27日</p>

令和5年度(2023年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ：補助金等に関する事務の執行について ~

健康福祉局 健康福祉政策課

指摘事項等	
<p>熊本市社会福祉協議会運営費補助金</p> <p>【補助事業の終期の設定について：意見】</p> <p>市は、本補助金について特段の終期を設定しておらず、補助金を継続して交付することの妥当性等を検証するための定期的な見直しを行っていない。</p> <p>補助事業が継続して交付されている場合に特段の終期の設定が無いと、補助金の固定化、既得権化等を招きかねない。また、社会情勢の変化により補助事業の必要性や公益性が薄れる可能性もある。</p> <p>よって、市においては、補助事業については終期を設定し、定期的に、補助事業の交付目的や公益性等に問題が無いかを検証するとともに、補助金交付の成果が今後も期待できるか等を検討することが望ましい</p>	
措置内容	措置日
<p>補助金等の適正執行に関するガイドラインを参考に終期（令和10年（2028年）3月31日）を設定し、妥当性を検証する要綱に改正した。</p>	<p>令和7年（2025年） 3月3日</p>

令和5年度(2023年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ：補助金等に関する事務の執行について ~

健康福祉局 健康福祉政策課

指摘事項等	
<p>日常生活自立支援事業補助金</p> <p>【補助事業の終期の設定について：意見】</p> <p>市は、本補助金について特段の終期を設定しておらず、補助金を継続して交付することの妥当性等を検証するための定期的な見直しを行っていない。</p> <p>補助事業が継続して交付されている場合に特段の終期の設定が無いと、補助金の固定化、既得権化等を招きかねない。また、社会情勢の変化により補助事業の必要性や公益性が薄れる可能性もある。</p> <p>よって、市においては、補助事業については終期を設定し、定期的に、補助事業の交付目的や公益性等に問題が無いかを検証するとともに、補助金交付の成果が今後も期待できるか等を検討することが望ましい。</p>	
措置内容	措置日
<p>補助金等の適正執行に関するガイドラインを参考に終期（令和10年（2028年）3月31日）を設定し、妥当性を検証する要綱に改正した。</p>	<p>令和7年（2025年） 3月3日</p>

令和5年度(2023年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ：補助金等に関する事務の執行について ~

健康福祉局 健康福祉政策課

指摘事項等	
<p>熊本市医師会看護専門学校運営事業に対する補助金 【補助金交付要綱において明示すべき事項について：結果】 本補助金は第3条に規定のとおり、熊本市医師会が運営する看護専門学校の運営自体に対する補助金となっている。すなわち、運営費補助金である。このため、本補助金の実績報告には、看護専門学校の正味財産増減計算書が添付されている。 次に、本補助金の補助金等交付申請書及び実績報告によれば、看護専門学校の経費のうち、交際費等の科目は補助対象外である旨がメモ書きされている。しかし、第4条のとおり、補助対象経費は看護学校が行う看護職員の養成に要する経費の一部との記載があるのみで、具体的な補助対象経費の科目は明示されていない。 さらに、第5条には補助金の額の記載があるが、予算の範囲内で決定することのみ規定されており、具体的な補助金額の算定方法が明示されていない。 上記のとおり、本補助金については具体的な補助対象経費の科目は明示されておらず、また、補助金額の算定方法の明示もない。 結果として、具体的な補助金内容は本補助金交付要綱からは把握できず、補助金としての妥当性に問題があると言わざるを得ない。 よって、市は、本補助金交付要綱において、具体的な補助対象経費の科目、及び、補助金額の具体的な算定方法を明示すべきである。</p>	
措置内容	措置日
<p>指摘を踏まえ、令和7年(2025年)3月に要綱を改正し、補助対象経費及び補助金額の具体的な算定方法を明示した。</p>	<p>令和7年(2025年)3月27日</p>

令和5年度(2023年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ：補助金等に関する事務の執行について ~

健康福祉局 健康福祉政策課

指摘事項等	
<p>熊本市医師会看護専門学校運営事業に対する補助金</p> <p>【補助対象事業会計が黒字になった場合の運営費補助金の取扱いについて：意見】</p> <p>本補助金の事業実績報告に添付されている看護専門学校の正味財産増減計算書によれば、補助対象となった看護専門学校会計の当期経常増減は、1,608千円と黒字になっている。</p> <p>前述のとおり、本補助金は看護専門学校の運営に対する運営費補助金である。このため、補助対象事業会計が黒字である場合は、過大に補助金を交付している可能性がある。市へ、本補助金を交付した結果、補助対象事業会計が黒字になった場合、補助金を減額する等の検討を行っているか質問したところ、特段の検討は行っていないとのことである。</p> <p>運営費補助金とは団体の運営自体に補助金を交付するものであり、運営に必要な金額を過不足なく交付することが重要である。この点、本補助金では、補助金を交付した結果、補助対象事業会計が1,608千万円の黒字になっており、過大に交付しているように見える。また、市は、補助金交付により、補助対象事業会計が黒字になった場合にどのような対応を行うべきか検討していない。</p> <p>よって、市は、本補助金が団体の運営に対する運営費補助金であることを踏まえ、適切な補助金額を交付する観点から、補助金を交付した結果、補助対象事業会計が黒字になった場合には、補助金を減額する等の検討を事前に行っておくことが望ましい。</p>	
措置内容	措置日
<p>補助対象事業会計が黒字になった場合の対応について、補助金を交付した結果、翌年度繰越金が二年連続で当該年度の補助金額の1/2以上となっている場合は、それを越えた部分の返還を求めることとした。</p>	<p>令和7年(2025年) 3月27日</p>

令和5年度(2023年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ：補助金等に関する事務の執行について ~

健康福祉局 健康福祉政策課

指摘事項等	
<p>熊本市医師会看護専門学校運営事業に対する補助金 【消費税の仕入税額控除に係る確認について：意見】 本補助金交付要綱において、消費税の仕入税額控除に係る取扱いに関する条項は記載されていない。また、市は、補助事業者は消費税の課税事業者か、及び仕入税額控除が生じ得るかの確認も行っていない。 消費税計算において仕入税額控除が生じる場合、結果として補助金の交付額が過大となり、補助金の適切な交付について問題が生じる可能性がある。 本補助金について、市は、上記のとおり補助事業者は消費税の課税事業者か、及び仕入税額控除が生じ得るかの確認も行っていない。 よって、市は、補助事業者は消費税の課税事業者か、及び仕入税額控除が生じ得るかの確認を行うとともに、本補助金交付要綱において、消費税に係る仕入税額控除の取扱いを記載することが望ましい。</p>	
措置内容	措置日
<p>意見を踏まえ、令和7年(2025年)3月に要綱を改正し、消費税に係る仕入税額控除の取扱いを明示した。</p>	<p>令和7年(2025年) 3月27日</p>

令和5年度(2023年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ：補助金等に関する事務の執行について ~

健康福祉局 健康福祉政策課

指摘事項等	
<p>熊本市医師会看護専門学校運営事業に対する補助金 【補助事業の終期の設定について：意見】 市は、本補助金について特段の終期を設定しておらず、補助金を継続して交付することの妥当性等を検証するための定期的な見直しを行っていない。 補助事業が継続して交付されている場合に特段の終期の設定が無いと、補助金の固定化、既得権化等を招きかねない。また、社会情勢の変化により補助事業の必要性や公益性が薄れる可能性もある。 よって、市においては、補助事業については終期を設定し、定期的に、補助事業の交付目的や公益性等に問題が無いかを検証するとともに、補助金交付の成果が今後も期待できるか等を検討することが望ましい。</p>	
措置内容	措置日
<p>終期を令和9年度(2027年度)末に設定した。 また、今後は終期到来の前年度までに継続の必要性を再検討し、次の終期を設定する(以降、検討を繰り返す)。</p>	<p>令和7年(2025年) 3月27日</p>

令和5年度(2023年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ：補助金等に関する事務の執行について ~

健康福祉局 健康福祉政策課

指摘事項等	
<p>熊本市医師会看護専門学校運営事業に対する補助金 【補助金額の妥当性について：意見】 補助金等概要シートによれば、本補助金は、少なくとも直近3か年において毎年度同額が予算及び決算として計上されている。 本来、補助金は実施されている事業内容等に基づき、具体的な補助金額が算定されるべきである。しかし、本補助金について、毎年度同額の補助金が交付されていることについて、金額の妥当性や金額の根拠等を把握できる文書は無かった。 また、本補助金は、前述のとおり運営費補助金としての実態を有しているため、具体的な補助金額を算定することなく、安易に毎年度同額の補助金が計上されてきたとも考えられる。 よって、市においては、補助事業者における事業内容等を把握した上で、本補助金に係る金額の妥当性や金額の根拠を明確にすることが望ましい。</p>	
措置内容	措置日
<p>令和7年(2025年)2月に、補助金の積算根拠となっている事業が、補助金交付の対象として適当であることなどを確認するため補助事業者へのヒアリングを実施したのち、補助対象事業や補助金額算定の根拠となる計算式を明定する要綱改正を行い、金額の妥当性も含め、適正な補助金交付を担保することが可能な内容へと改善を行った。 今後も、実績報告の確認にあたっては、必要に応じて実地検査や疎明資料の提出を求めるなどして事業内容等の把握に努めるとともに、地域での看護師養成の必要性・重要性を踏まえたうえで、補助金額の妥当性について検討していく。</p>	<p>令和7年(2025年) 2月4日</p>

令和5年度(2023年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ：補助金等に関する事務の執行について ~

健康福祉局 高齢福祉課

指摘事項等	
<p>公益社団法人熊本市シルバー人材センターが行う高齢者対策事業に係る補助金 【補助金交付要綱の未作成について：意見】</p> <p>本補助金に関しては、熊本市独自の補助金交付要綱は作成されておらず、「熊本市補助金等交付規則」に基づいて交付している状況にある。</p> <p>担当課への質問によれば、補助金交付要綱を作成していない理由としては、本補助金は特定の相手方(1団体のみ)に年に1回だけ交付する性質のものであり、補助金交付要綱等を定めることなく市長決裁のみで実施することも可能であることから、補助金交付要綱を作成しない方法を選択し、予算の範囲内において補助金を交付しているとのことである。</p> <p>なお、少なくとも直近3期の市による補助額は40,800千円で、同額で推移している。</p> <p>補助金の交付には、地方自治法に定められているとおり、公益性が存在しなければならない。</p> <p>この「公益上の必要性」は必ずしも自明ではなく、補助金交付の目的、趣旨及び効用等を勘案して決まるものであり、また、社会情勢の変化に応じて、質的にも量的にも変容する可能性があるため、不断の見直しが必要となる。</p> <p>そういった補助金本来の趣旨を明確にし、不断の見直しを図るための根本基準が補助金交付要綱に他ならないことから、上記理由は、要綱を作成しない積極的な根拠とはなりえない。</p> <p>もちろん、補助金交付要綱の作成は絶対必須ではなく、例えば「特定の相手方に1回だけ交付する補助金(単発の補助金交付)」で要綱化するメリットはないものの、本補助金は過去から継続しており、当てはまらない。</p> <p>したがって、市は、事務処理を明確にし、本補助金の目的や趣旨に関する客観性を担保するためにも、補助金交付要綱を作成することが望ましい。</p>	
措置内容	措置日
熊本市シルバー人材センター補助金交付要綱を、令和7年(2025年)3月27日付で制定した。	令和7年(2025年)3月27日

令和5年度(2023年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書

～テーマ：補助金等に関する事務の執行について～

健康福祉局 高齢福祉課

指摘事項等	
<p>公益社団法人熊本市シルバー人材センターが行う高齢者対策事業に係る補助金 【補助対象事業者の業況判断について：意見】</p> <p>補助対象事業者である公益社団法人熊本市シルバー人材センターの業況は全体として安定しているものと評価できる。</p> <p>このような中で、市による補助額が横ばいで推移している点について担当課に質問したところ、経常利益の直近2期は黒字であるものの、以前は赤字が継続した時期もあるとのことである。ただし、予算策定時の協議の中で、業況について議論になったことはないとのことである。</p> <p>なお、令和4年度の「当初歳出予算要求書」を閲覧したところ、事業内容や根拠法令、及び効果が記載されているのみで、決算業況には触れられていなかった。</p> <p>一般的に、補助金の交付によって、補助対象事業者の自立性が阻害されてはならず、むしろ依存体質を排除しなければならないと考えられる。</p> <p>換言すれば、補助金の必要性や効果を判断するにあたって、対象事業者の業況は重要な指標となるものであり、市としても継続してモニタリングしていく必要がある。</p> <p>したがって、市は、補助対象事業者の業況を把握した上で、当該業況を踏まえ、業況が厳しくなった場合は補助金額の増加を検討するといった補助金額の検討を行う際の基礎資料とすることが望ましい。</p>	
措置内容	措置日
<p>令和7年度(2025年度)補助金額の検討に際し、熊本市シルバー人材センターにおいて、公益目的事業により得た事業収入の一部を、適正な範囲内で運転資金として法人会計に計上しても差し支えないとする平成31年(2019年)1月24日付の内閣府事務連絡を踏まえ、財政安定のため積立を行っており、令和6年(2024年)3月末時点で5,370,000円を積立資産として計上していることを確認した。</p> <p>今後も、経常利益や積立資産の残高を基礎資料として活用し、業況に応じた補助金額の検討を行う。</p>	<p>令和7年(2025年) 4月1日</p>

令和5年度(2023年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ：補助金等に関する事務の執行について ~

健康福祉局 高齢福祉課

指摘事項等	
<p>公益社団法人熊本市シルバー人材センターが行う高齢者対策事業に係る補助金 【補助金交付対象事業の収支予算について：意見】 補助金交付申請書に添付された「令和4年度収支予算内訳」には、各部門別の収支予算が明らかにされているが、その中の「現役サポート事業」については、受取連合交付金（国補助）だけで32,000千円の収入があり、予算上、同事業の総事業費25,990千円を賄っている状況にある。</p> <p>この点を担当課に質問したところ、「事業別の収支まで確認するような目線はなかった」とのことである。</p> <p>補助対象事業は、事業者が実施するすべての事業に及ぶということであり、直ちに補助額に影響することはないと認識している。</p> <p>ただし、収支状況は事業別に異なるのが通常である。</p> <p>このため、市は、補助金の必要性や有効性を判断する1つの基準として、事業別収支を審査項目に追加のうえ、その結果を文書化することが望ましい。</p>	
措置内容	措置日
<p>市における補助金交付要綱制定に当たり、補助対象事業の枠組みを国庫補助金要綱（シルバー人材センター事業分）と同様にしたため、ご指摘の「各部門別の収支」ではなく「大枠の事業ごとの収支内訳」を審査項目に加え、その結果を交付確定伺い等で文書化することとした。</p>	<p>令和7年(2025年) 4月1日</p>

令和5年度(2023年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ：補助金等に関する事務の執行について ~

健康福祉局 高齢福祉課

指摘事項等	
<p>熊本市老人クラブ連合会事業補助金</p> <p>【補助金交付要綱の未作成について：意見】</p> <p>本補助金に関しては、熊本市独自の補助金交付要綱は作成されておらず、「熊本市補助金等交付規則」に基づいて交付している状況にある。</p> <p>担当課への質問によれば、補助金交付要綱を作成していない理由として、本補助金は特定の相手方(1団体のみ)に年に1回だけ交付する性質のものであり、補助金交付要綱等を定めることなく市長決裁のみで実施することも可能であることから、補助金交付要綱を作成しない方法を選択し、予算の範囲内において補助金を交付しているとのことである。</p> <p>補助金の交付には、地方自治法に定められているとおり、公益性が存在しなければならない。</p> <p>この「公益上の必要性」は必ずしも自明ではなく、補助金交付の目的、趣旨及び効用等を勘案して決まるものであり、また、社会情勢の変化に応じて、質的にも量的にも変容する可能性があるため、不断の見直しが必要となる。</p> <p>そういった補助金本来の趣旨を明確にし、不断の見直しを図るための根本基準が補助金交付要綱に他ならないことから、上記理由は、要綱を作成しない積極的な根拠とはなりえない。</p> <p>もちろん、補助金交付要綱の作成は絶対必須ではなく、例えば「特定の相手方に1回だけ交付する補助金(単発の補助金交付)」で要綱化するメリットはないものの、本補助金は過去から継続しており、当てはまらない。</p> <p>したがって、市は、事務処理を明確にし、本補助金の目的や趣旨に関する客観性を担保するためにも、補助金交付要綱を作成することが望ましい。</p>	
措置内容	措置日
熊本市老人クラブ連合会補助金交付要綱を、令和7年(2025年)3月27日付で制定した。	令和7年(2025年)3月27日

令和5年度(2023年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ：補助金等に関する事務の執行について ~

健康福祉局 介護事業指導課

指摘事項等	
<p>熊本市高齢介護福祉施設等施設整備費補助金 【補助事業の終期の設定について：意見】 市は、本補助金について特段の終期を設定していない。 なお、市によれば、「熊本市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（くまもとはつらつプラン）において、各介護サービス事業の施設整備の必要性を3年に1度見直しを行い、あわせて補助金を継続して交付することの妥当性を検証している。また、本補助金は予算の範囲で市長が必要と認めた額を支出するところ、毎年度の予算編成において、財政部局ともその必要性・妥当性について検証が行われている。」とのことである。 補助事業が継続して交付されている場合に特段の終期の設定が無いと、補助金の固定化、既得権化等を招きかねない。また、社会情勢の変化により補助事業の必要性や公益性が薄れる可能性もある。 本補助金については、事業の必要性の見直しを定期的に行うとともに、補助金の継続交付の妥当性についても検討を行っているとのことであるが、その実効性をより担保するためにも、市においては、補助事業については終期を設定し、定期的に、補助事業の交付目的や公益性等に問題が無いかを検証するとともに、補助金交付の成果が今後も期待できるか等を検討することが望ましい。</p>	
措置内容	措置日
<p>補助事業の終期を要綱に明記するとともに、補助金等見直しシート等を活用し定期的に事業を検討することとした。</p>	<p>令和7年度（2025年度） 3月14日</p>

令和5年度(2023年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ：補助金等に関する事務の執行について ~

健康福祉局 介護事業指導課

指摘事項等	
<p>熊本市老人福祉施設等開設準備経費助成事業補助金 【補助事業の終期の設定について：意見】 市は、本補助金について特段の終期を設定していない。 なお、市によれば、「熊本市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（くまもとはつらつプラン）において、各介護サービス事業の施設整備の必要性を3年に1度見直しを行い、あわせて補助金を継続して交付することの妥当性を検証している。また、本補助金は予算の範囲で市長が必要と認めた額を支出するところ、毎年度の予算編成において、財政部局ともその必要性・妥当性について検証が行われている。」とのことである。 補助事業が継続して交付されている場合に特段の終期の設定が無いと、補助金の固定化、既得権化等を招きかねない。また、社会情勢の変化により補助事業の必要性や公益性が薄れる可能性もある。 本補助金については、事業の必要性の見直しを定期的に行うとともに、補助金の継続交付の妥当性についても検討を行っているとのことであるが、その実効性をより担保するためにも、市においては、補助事業については終期を設定し、定期的に、補助事業の交付目的や公益性等に問題が無いかを検証するとともに、補助金交付の成果が今後も期待できるか等を検討することが望ましい。</p>	
措置内容	措置日
<p>補助事業の終期を要綱に明記するとともに、補助金等見直しシート等を活用し定期的に事業を検討することとした。</p>	<p>令和7年度（2025年度） 3月14日</p>

令和5年度(2023年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ：補助金等に関する事務の執行について ~

健康福祉局 介護事業指導課

指摘事項等	
<p>熊本市高齢介護福祉施設等施設整備費補助金 感染対策 【補助事業の終期の設定について：意見】 市は、本補助金について特段の終期を設定していない。 なお、市によれば「当該補助は予算の範囲で市長が必要と認めた額を支出するところ、毎年度の予算編成において、財源である国及び県の補助事業の内容を踏まえ、市の財政部局ともその必要性・妥当性について検証が行われている」とのことである。 補助事業が継続して交付されている場合に特段の終期の設定が無いと、補助金の固定化、既得権化等を招きかねない。また、社会情勢の変化により補助事業の必要性や公益性が薄れる可能性もある。 本補助金については、市は毎年度の予算編成において補助金の必要性及び妥当性について検証を行っているとのことであるが、その実効性をより担保するためにも、市においては、補助事業については終期を設定し、定期的に、補助事業の交付目的や公益性等に問題が無いかを検証するとともに、補助金交付の成果が今後も期待できるか等を検討することが望ましい。</p>	
措置内容	措置日
<p>補助事業の終期を要綱に明記するとともに、補助金等見直しシート等を活用し定期的に事業を検討することとした。</p>	<p>令和7年度（2025年度） 3月14日</p>

指摘事項等

熊本市社会福祉施設等物価高騰対策緊急支援金

【補助金に係る消費税等の仕入税額控除の有無の確認について：結果】

熊本市社会福祉施設等物価高騰対策緊急支援金（以下「本支援金」という。）の対象経費は、熊本市社会福祉施設等物価高騰対策緊急支援金交付要綱第 4 条に規定されているとおりである。

これらの対象経費については、消費税等の対象となるもの（課税仕入）であるが、実績報告にあたりこれらの対象経費に含まれる消費税等を除く旨の規定はない。

また、消費税等に係る仕入税額控除に関する報告について、熊本市社会福祉施設等物価高騰対策緊急支援金交付要綱（以下「交付要綱」という。）上で特段の規定はなく、市は対象事業者から報告を受けていない。

その点につき、市に質問を行ったところ、以下の回答を得た。

「報告を受ける予定はない。介護サービスは非課税取引となるため事業者には納税義務はない。また、その他のサービスについては、一年間の対象経費から利用者負担（当該経費に充当すべき利用者からの消費税も含めた個人負担金）を引いた経費を支援の対象としており、支援額確定の段階で事業者が利用者から受け取った消費税分は控除しているので、当課の本事業の交付金について、消費税及び地方消費税の報告は要しないこととしている。」

確かに介護サービスにかかる収入は非課税売上であるが、それをもって直ちに対象事業者には納税義務がないことにはならない。例えば、対象事業者が収益事業など行っており、基準期間における課税売上高が 1 千万円を超えている場合には、当該対象事業者は消費税の課税事業者となる。

また、当該対象事業者が消費税計算を簡易課税ではなく本則課税により行っている場合、補助対象経費として支出した額に含まれる消費税額について、仕入税額控除を行っている可能性がある。

補助対象経費として支出した額に含まれる消費税額について仕入税額控除を行っている場合、結果として支援金の交付額が過大となり、補助金の適切な交付について問題が生じる可能性がある。

本支援金について、市は、補助事業者から消費税に係る仕入控除税額の報告を受けておらず、結果として、補助事業者は消費税の課税事業者か、及び仕入税額控除が生じ得るかの確認を行っていない。

よって、市は、補助事業者から消費税に係る仕入控除税額報告書を手直し、補助事業者は消費税の課税事業者か、及び仕入税額控除が生じ得るかの確認を行うべきである。また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額の返還を求めべきである。

措置内容	措置日
<p>要綱を改正し、「補助金の対象経費に消費税等を含めない」旨を明記するなど、補助金算定に際して消費税等の仕入税額控除が発生しないよう適切な措置を講じた。</p>	<p>令和7年(2025年) 1月10日</p>

令和5年度(2023年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ：補助金等に関する事務の執行について ~

健康福祉局 障がい福祉課

指摘事項等	
<p>熊本市手をつなぐ育成会運営費補助金 【消費税仕入控除税額について：意見】 市は、要綱において、消費税仕入控除税額に関して規定していない。 仮に、補助金受領者が課税事業者だった場合、消費税に補助金を支給することとなり補助金受領者に益税が発生するため、問題である。 よって、市は、補助金受領者が課税事業者なのか免税事業者なのか補助金受領者から報告を求めることが望ましい。また、補助金受領者が課税事業者の場合、補助金受領者より消費税仕入控除税額の報告を受けること、消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を受けることなど必要な事項を要綱において規定することが望ましい。</p>	
措置内容	措置日
<p>熊本市障害者の福祉の向上に資する団体に対する補助金交付要綱を改正し、消費税仕入控除税額に関する規定を設け、補助金受領者が課税事業者の場合、補助金受領者より消費税仕入控除税額の報告を受けること、消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずることができることとした。</p>	<p>令和7年(2025年) 10月1日</p>

令和5年度(2023年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ：補助金等に関する事務の執行について ~

健康福祉局 障がい福祉課

指摘事項等	
<p>熊本市手をつなぐ育成会運営費補助金 【補助事業の終期の設定について：意見】 市は、本補助金について特段の終期を設定しておらず、補助金を継続して交付することの妥当性等を検証するための定期的な見直しを行っていない。 市の担当者へのヒアリングによると、「補助対象事業者が運営を行っている以上は補助を継続する必要があるため、現時点で終期は設定していません。」とのことである。しかしながら、補助金の終期を設けることで、補助金が漫然と長期・固定化したり、既得権化したりすることを防止し、費用対効果が低くなったものや補助の役割が薄れたものを随時見直すことができる。 よって、市においては、補助事業については終期を設定し、定期的に、補助事業の交付目的や公益性等に問題が無いかを検証するとともに、補助金交付の成果が今後も期待できるか等を検討することが望ましい。</p>	
措置内容	措置日
<p>熊本市障害者の福祉の向上に資する団体に対する補助金交付要綱を改正し、期間（終期）を設定することで、定期的に補助事業の交付目的や公益性等に問題が無いかを検証するとともに、補助金交付の成果が今後も期待できるか等を検討することとした。</p>	<p>令和7年（2025年） 6月1日</p>

令和5年度(2023年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ：補助金等に関する事務の執行について ~

健康福祉局 障がい福祉課

指摘事項等	
<p>熊本市社会福祉協議会に対する補助金（法人後見事業） 【補助金の決定方法について：意見】 熊本市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）に対する補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第4条において「補助金の額は、当該補助事業にかかる予算の範囲内で市社協の申請に基づき、審査のうえ決定するものとする。」と規定されているが、審査基準は設けられていない。 審査基準が設けられていない場合、審査が恣意的な結果をもたらすおそれがある。よって、市は、審査基準の必要性を検討することが望ましい。</p>	
措置内容	措置日
<p>審査基準の必要性を検討した結果、補助対象となる経費を明確化することが適当だと考え、熊本市社会福祉協議会に対する補助金交付要綱を改正し、その対象経費について申請を受け付けることとした。</p>	<p>令和7年（2025年） 3月3日</p>

令和5年度(2023年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ：補助金等に関する事務の執行について ~

健康福祉局 障がい福祉課

指摘事項等	
<p>熊本市社会福祉協議会に対する補助金（法人後見事業）</p> <p>【消費税仕入控除税額について：意見】</p> <p>市は、要綱において、消費税仕入控除税額に関して規定していない。</p> <p>仮に、補助金受領者が課税事業者だった場合、消費税に補助金を支給することとなり補助金受領者に益税が発生するため、問題である。</p> <p>よって、市は、補助金受領者が課税事業者なのか免税事業者なのか補助金受領者から報告を求めることが望ましい。また、補助金受領者が課税事業者の場合、補助金受領者より消費税仕入控除税額の報告を受けること、消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を受けることなど必要な事項を要綱において規定することが望ましい。</p>	
措置内容	措置日
<p>熊本市社会福祉協議会に対する補助金交付要綱を改正し、消費税仕入控除税額に関する規定を設け、補助金受領者が課税事業者の場合、補助金受領者より消費税仕入控除税額の報告を受けること、消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずることができることとした。</p>	<p>令和7年（2025年） 3月3日</p>

令和5年度(2023年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ：補助金等に関する事務の執行について ~

健康福祉局 障がい福祉課

指摘事項等	
<p>熊本市社会福祉協議会に対する補助金（法人後見事業）</p> <p>【補助事業の終期の設定について：意見】</p> <p>市は、本補助金について特段の終期を設定しておらず、補助金を継続して交付することの妥当性等を検証するための定期的な見直しを行っていない。</p> <p>補助事業が継続して交付されている場合に特段の終期の設定が無いと、補助金の固定化、既得権化等を招きかねない。また、社会情勢の変化により補助事業の必要性や公益性が薄れる可能性もある。</p> <p>よって、市においては、補助事業については終期を設定し、定期的に、補助事業の交付目的や公益性等に問題が無いかを検証するとともに、補助金交付の成果が今後も期待できるか等を検討することが望ましい。</p>	
措置内容	措置日
<p>熊本市社会福祉協議会に対する補助金交付要綱を改正し、期間（終期）を設定することで、定期的に補助事業の交付目的や公益性等に問題が無いかを検証するとともに、補助金交付の成果が今後も期待できるか等を検討することとした。</p>	<p>令和7年（2025年） 3月3日</p>

令和5年度(2023年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書

～テーマ：補助金等に関する事務の執行について～

健康福祉局 障がい福祉課

指摘事項等	
<p>熊本市社会福祉協議会に対する補助金（法人後見事業）</p> <p>【補助金の算定方法について：意見】</p> <p>補助対象事業者の資金収支計算書（決算）によると、事業活動収入計 29,024,598 円、事業活動支出計 27,448,598 円、事業活動収支差額 1,576,000 円となっているが、補助金の返還は行っていない。</p> <p>事業活動収支がプラスになっており、1,576,000 円については補助金の返還を要請すべきと考えるが、要綱上、補助対象経費が「補助対象事業に要する経費」とされるのみで補助金以外の収入を補助対象経費から除いていないため要綱に基づいた補助金の返還を要請することが出来ない。補助対象経費について補助金以外の収入を除くことで補助金額を減額することが可能となる。</p> <p>よって、市は、要綱において補助対象経費から補助金以外の収入を除くことの是非を検討することが望ましい。</p>	
措置内容	措置日
<p>熊本市社会福祉協議会に対する補助金交付要綱を改正し、規定する事業の後見事務報酬及びその他の収入額で充当される経費を補助対象から除くこととした。</p>	<p>令和7年（2025年） 3月3日</p>

令和5年度(2023年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ：補助金等に関する事務の執行について ~

健康福祉局 障がいサービス課

指摘事項等	
<p>障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業補助金 【消費税仕入控除税額について：意見】 市は、熊本市障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業実施要綱（以下「要綱」という。）において、消費税仕入控除税額に関して規定していない。 仮に、補助金受領者が課税事業者だった場合、消費税に補助金を支給することとなり補助金受領者に益税が発生するため、問題である。 よって、市は、補助金受領者が課税事業者なのか免税事業者なのか補助金受領者から報告を求めることが望ましい。また、補助金受領者が課税事業者の場合、補助金受領者より消費税仕入控除税額の報告を受けること、消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を受けることなど必要な事項を要綱において規定することが望ましい。</p>	
措置内容	措置日
<p>補助金交付要綱に、交付対象となる経費は消費税及び地方消費税相当額を除く旨の規定を設けるなど、補助金の算定に当たり、消費税等の仕入税額控除が生じないよう措置を講じた。また、今後同種の補助金交付事業がある場合も、同様の対応を行うよう留意する。</p>	<p>令和7年（2025年） 1月10日</p>

令和5年度(2023年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ：補助金等に関する事務の執行について ~

健康福祉局 障がいサービス課

指摘事項等	
<p>障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業補助金 【成果指標の設定について：意見】 市は、補助金の成果指標を設定していない。 市は、補助金の目的に公益性があることについてはもちろん、補助金交付の成果がどのように上がっているか（目標達成度）についても説明責任を負っている。成果指標が設定されていない場合、市は、補助金の費用対効果について、市民に対する説明責任を十分に果たすことが出来ないことになるため問題である。 よって、市は、補助金の成果指標を設定することが望ましい。</p>	
措置内容	措置日
<p>本補助金は令和5年度(2023年度)をもって廃止しているため、今後同種の補助事業がある場合は、財政課の定めた「補助金等の適正執行に関するガイドライン」に従って成果指標を設定することとした。</p>	<p>令和7年(2025年) 4月1日</p>

令和5年度(2023年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ：補助金等に関する事務の執行について ~

健康福祉局 障がいサービス課

指摘事項等	
<p>社会福祉施設等物価高騰対策緊急支援金 【消費税仕入控除税額について：結果】 熊本市社会福祉施設等物価高騰対策緊急支援金（保育所等）(以下「本支援金」という。)の対象経費は、熊本市社会福祉施設等物価高騰対策緊急支援金交付要綱第4条に規定されているとおりである。</p> <p>これらの対象経費については、消費税等の対象となるもの（課税仕入）であるが、実績報告にあたりこれらの対象経費に含まれる消費税等を除く旨の規定はない。</p> <p>また、消費税等に係る仕入税額控除に関する報告について、熊本市社会福祉施設等物価高騰対策緊急支援金交付要綱（以下「交付要綱」という。）上で特段の規定はなく、市は対象事業者から報告を受けていない。</p> <p>対象経費として支出した額に含まれる消費税額について仕入税額控除を行っている場合、結果として支援金の交付額が過大となり、補助金の適切な交付について問題が生じる可能性がある。</p> <p>本支援金について、市は、補助事業者から消費税に係る仕入控除税額の報告を受けておらず、結果として、補助事業者は消費税の課税事業者か、及び仕入税額控除が生じ得るかの確認を行っていない。</p> <p>よって、市は、交付要綱に消費税等に係る仕入税額控除の報告をさせる旨の規定を設けるとともに、補助事業者から消費税に係る仕入控除税額報告書入手し、補助事業者は消費税の課税事業者か、及び仕入税額控除が生じ得るかの確認を行うべきである。また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額の返還を求めるべきである。</p>	
措置内容	措置日
<p>指摘を踏まえ検討した結果、補助金交付要綱に交付対象となる経費は消費税及び地方消費税相当額を除く旨の規定を設けた。</p> <p>また、今後同種の補助金交付事業がある場合も、同様の対応を行うよう留意する。</p>	<p>令和7年（2025年） 1月10日</p>

令和5年度(2023年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ：補助金等に関する事務の執行について ~

健康福祉局 障がいサービス課

指摘事項等	
<p>社会福祉施設等物価高騰対策緊急支援金 【成果指標の設定について：意見】 市は、補助金の成果指標を設定していない。 市は、補助金の目的に公益性があることについてはもちろん、補助金交付の成果がどのように上がっているか（目標達成度）についても説明責任を負っている。成果指標が設定されていない場合、市は、補助金の費用対効果について、市民に対する説明責任を十分に果たすことが出来ないことになるため問題である。 よって、市は、補助金の成果指標を設定することが望ましい。</p>	
措置内容	措置日
<p>本補助金は令和5年度(2023年度)をもって廃止しているため、今後同種の補助事業がある場合は、財政課の定めた「補助金等の適正執行に関するガイドライン」に従って成果指標を設定することとした。</p>	<p>令和7年(2025年) 4月1日</p>

令和5年度(2023年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ：補助金等に関する事務の執行について ~

健康福祉局 医療対策課

指摘事項等	
<p>熊本中央地域二次救急医療圏病院群輪番制病院運営事業補助金 【交付要綱における補助対象事業の明確化について：結果】 熊本中央地域二次救急医療圏病院群輪番制病院運営事業補助金（以下「本補助金」という。）の補助対象事業は、（ア）補助金等の概要に記載のとおり、「熊本中央救急医療圏において、二次救急の病院が輪番制にて初期救急病院等から搬送される重症患者を受け入れるための体制を確保するもの」である。 しかし、「熊本中央地域二次救急医療圏病院群輪番制病院運営事業補助金交付要項」（以下「交付要項」という。）には補助対象事業の記載がない。 補助対象事業を明確にして、もって適切な補助金執行に資するため、市は、交付要項に補助対象事業を明記する必要がある。</p>	
措置内容	措置日
<p>熊本中央地域二次救急医療圏病院群輪番制病院運営事業補助金交付要項を改正し、補助金の目的、補助対象事業について明記した。</p>	<p>令和7年（2025年） 3月10日</p>

令和5年度(2023年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ：補助金等に関する事務の執行について ~

健康福祉局 医療対策課

指摘事項等	
<p>熊本中央地域二次救急医療圏病院群輪番制病院運営事業補助金</p> <p>【補助額算定に用いる基準額の根拠の明確化及び定期的な見直しの必要性について：結果】</p> <p>本補助金の補助額の算定方法は熊本中央地域二次救急医療圏病院群輪番制病院運営事業補助金交付要綱第3条のとおりである。</p> <p>基準額と実支出額を比較して、補助額を算定することとなるが、実際には実支出が大きくなるため、実質的には基準額で補助額が算定されることとなる。</p> <p>そのため、基準額の設定は補助額に大きな影響を与えることになる。</p> <p>そこで、基準額で用いる61,500円という単価について、その根拠を市に質問したところ、「もともと国の補助を受け、広域的な事業として県が実施していた事業を市が引継いでいるものである。積算についても県実施時の基準額（医師給与をベースとしている）を引継いでいるが、長年の引継ぎの中で根拠となる資料は残っていない状況である。なお、基準額については他都市の単価との比較を行い、同様の基準額であることを確認しており、特段の問題がないと認識している。」との回答であった。</p> <p>補助金額の算定にあたり、基準額の単価は非常に重要な要素となるため、当該単価の根拠は重要であるが、現状ではその根拠資料が文書として明確に残っておらず不明確であると言わざるを得ない。</p> <p>よって、市は、補助金額の算定にあたり用いる基準額の単価の根拠を明確に文書化するとともに、定期的な見直しを実施すべきである。</p>	
措置内容	措置日
<p>単価根拠について「熊本中央地域二次救急医療圏病院群輪番制病院運営事業補助金の単価根拠」を作成し文書化を行った。単価の見直しについては、令和6年度(2024年度)に関係市町村と協議を実施し、今後も効果等の検証とともに3年に1回の見直しを実施することとした。</p>	<p>令和7年(2025年) 4月1日</p>

令和5年度(2023年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書

～テーマ：補助金等に関する事務の執行について～

健康福祉局 医療対策課

指摘事項等	
<p>熊本中央地域二次救急医療圏病院群輪番制病院運営事業補助金</p> <p>【補助事業の終期の設定について：意見】</p> <p>市は、本補助金について特段の終期を設定していない。</p> <p>市によれば、「本事業は熊本中央救急医療圏を構成する3市・5町・1村で実施する広域的事業であり、県の医療圏の設定や保健医療計画とも関連し、本市単独での終期設定が極めて困難な事業である。なお、コロナ以前は、本事業の会議を開催し、実施市町村等との意見聴取や調整を行っていたが、コロナ以降開催できておらず、補助金を継続して交付することの妥当性等を検証するための定期的な見直しが行えていない状況である。」とのことである。</p> <p>補助事業が継続して交付されている場合に特段の終期の設定が無いと、補助金の固定化、既得権化等を招きかねない。また、社会情勢の変化により補助事業の必要性や公益性が薄れる可能性もある。</p> <p>なお、補助金の終期設定については、必ずしも補助金の継続が否定されるものではない。そのため、終期の更新の際に、広域的事業その他の事情に鑑みて、必要性の有無を十分検討したうえで終期の更新を行うことで、広域的な事業の継続性に対応できるものと考えられる。</p> <p>よって、市においては、補助事業については終期を設定し、定期的に、補助事業の交付目的や公益性等に問題が無いかを検証するとともに、補助金交付の成果が今後も期待できるか等を検討することが望ましい。</p>	
措置内容	措置日
<p>熊本中央地域二次救急医療圏病院群輪番制病院運営事業補助金交付要項を改正し、終期設定を行い、補助事業の効果等について、3年に一度の見直しを実施することを明記した。事業の見直しについては、昨年度関係市町村と協議を実施し、今後も定期的に見直すこととしている。</p>	<p>令和7年(2025年) 3月10日</p>

令和5年度(2023年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~テーマ：補助金等に関する事務の執行について~

こども局 こども支援課

指摘事項等	
<p>妊産婦健康診査補助金</p> <p>【補助金交付要綱における暴力団排除条項の設置、及び確認の検討について：意見】</p> <p>市は、平成24年度に熊本市暴力団排除条例を施行しており、暴力団の排除に関する施策を総合的に推進することを定めている。</p> <p>この条例の趣旨に基づき、補助金の交付についても暴力団排除に係る施策が実施されるべきと考えられる。</p> <p>しかし、熊本市妊産婦健康診査補助金交付要綱（以下、本補助金において「本補助金交付要綱」という。）には、暴力団排除条項に該当する条項は設置されていなかった。</p> <p>市においては、補助金事業を通じて暴力団を利することに繋がるリスクを排除する観点から、本補助金交付要綱における暴力団排除条項の設置を検討することが望ましい。</p> <p>また、本補助金については、補助金申請書様式等に暴力団ではないことの宣誓に係る事項を記載することにより、確認を実施することも検討に値すると考える。</p>	
措置内容	措置日
<p>補助金交付要綱に暴力団排除条項を設置し、補助金申請書に暴力団ではないことの宣誓に係る事項を記載した。</p>	<p>令和7年（2025年） 3月31日</p>

令和5年度(2023年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ：補助金等に関する事務の執行について ~

こども局 保育幼稚園課

指摘事項等	
<p>熊本市保育所及び認定こども園等施設整備費補助金 【補助事業の終期の設定について：意見】 市は、本補助金について特段の終期を設定しておらず、補助金を継続して交付することの妥当性等を検証するための定期的な見直しを行っていない。 補助事業が継続して交付されている場合に特段の終期の設定が無いと、補助金の固定化、既得権化等を招きかねない。また、社会情勢の変化により補助事業の必要性や公益性が薄れる可能性もある。 よって、市においては、補助事業については終期を設定し、定期的に、補助事業の交付目的や公益性等に問題が無いかを検証するとともに、補助金交付の成果が今後も期待できるか等を検討することが望ましい。</p>	
措置内容	措置日
<p>要綱改正を行い、終期を設定した。 今後は、「補助金等の適正執行に関するガイドライン」に沿って、定期的に、補助事業の交付目的や公益性等に問題が無いかを検証するとともに、補助金交付の成果が今後も期待できるか等を検討していく。</p>	<p>令和7年(2025年) 2月25日</p>

令和5年度(2023年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ：補助金等に関する事務の執行について ~

こども局 保育幼稚園課

指摘事項等	
<p>私立保育所等延長保育促進事業費補助金 【補助金交付要綱における趣旨規定のあり方について：意見】 「熊本市私立保育所等延長保育促進事業費補助金交付要綱」(以下「本補助金交付要綱」という。)には趣旨が規定されているが、これは本補助金に係る事務処理が本補助金交付要綱に基づくことを宣言しているに過ぎず、本補助金の目的や必要性といった本来の意味での趣旨を明確化したものとはなっていない。 補助金の交付は、公益性が必要であるが、本補助金交付要綱では、この公益性の観点からの目的が明示されていない。 地方自治法における「公益上の必要性」は必ずしも自明ではなく、補助金交付の目的、趣旨、効用及び経緯を勘案して決まるものであり、また、社会情勢等の変化に応じて変容する可能性がある。 よって、市は、補助金の公益性を明らかにするため、本補助金交付要綱にて本補助金の本来の趣旨を明文化することが望ましい。 なお、例えば、国が定める「延長保育事業実施要綱」の「1 事業の目的」が参考になる。</p>	
措置内容	措置日
<p>要綱改正を行い、本補助金の公益性を示す趣旨目的を明記した。</p>	<p>令和7年(2025年) 3月27日</p>

令和5年度(2023年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ：補助金等に関する事務の執行について ~

こども局 保育幼稚園課

指摘事項等	
<p>私立保育所等延長保育促進事業費補助金 【補助対象経費の具体的規定化について：意見】 本補助金交付要綱の第3条では、交付対象経費について規定されており、そのうち「その他経費」について、具体的な補助実績を担当課へ質問したところ、主に水道光熱費が該当するとのことであり、実際に交付申請書や実績報告書の添付書類（予算書など）を閲覧したところ、回答のとおりであった。 本補助金交付要綱の当初制定が平成12年11月15日であることに鑑みれば、補助対象経費の具体的な内容も概ね固まっているものと推察される。また、事務処理の安定性を図るためには、「その他」として柔軟に対応する余地は可能な限り小さくすることが望ましい。 本補助金の必要性や十分性を議論する契機ともなるため、市としては、これまでの補助対象経費の内容と実績を整理し、本補助金交付要綱に別掲する等により明示することが望ましい。</p>	
措置内容	措置日
<p>指摘を踏まえ、補助対象経費の内容と実績を整理し、補助金の交付対象経費を明記する要綱改正を行った。</p>	<p>令和7年（2025年） 3月27日</p>

令和5年度(2023年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ：補助金等に関する事務の執行について ~

こども局 保育幼稚園課

指摘事項等	
<p>私立保育所等延長保育促進事業費補助金</p> <p>【交付申請時と実績報告時の添付書類における収入項目の整合性について：意見】</p> <p>本補助金交付要綱の第4条では、交付額の算定方法について定められている。</p> <p>担当課への質問によれば、ここでの「寄附金その他の収入額」とは、おやつ代等の実費負担額を意味するとのことである。</p> <p>この点、添付書類として徴求している交付申請時の予算書と実績報告時の決算書（見込書）において、交付申請書では「利用料収入」の予算が立っていたにもかかわらず、実績報告書では、「寄附金その他の収入」がゼロとなっている（収入のうち補助金以外は「自己資金」となっている。）事例があった。</p> <p>上述のとおり、交付申請時と実績報告時で、記載する項目の対応関係が必ずしも明らかではなく、本補助金交付要綱に基づいて補助金が算定されているかの客観性が担保できていない状況にある。</p> <p>よって、市は、本補助金交付要綱上の「寄附金その他の収入」がどの範囲の収入を指すのかを明確にした上で、様式上の項目を統一する等して、交付額が正確な算定され、客観的に金額把握できるようにすることが望ましい。</p>	
措置内容	措置日
<p>「寄附金その他の収入」の範囲を明確にした上で、客観的に金額把握できるよう様式上の項目を統一した。また、既に交付申請時に「利用料収入」の予算が立っているにもかかわらず実績報告でゼロとなっている園には個別に確認を行った。</p>	<p>令和7年（2025年） 3月31日</p>

令和5年度(2023年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ：補助金等に関する事務の執行について ~

こども局 保育幼稚園課

指摘事項等	
<p>幼稚園型一時預かり事業</p> <p>【補助金交付要綱における趣旨の明文化について：意見】</p> <p>「熊本市一時預かり（幼稚園型）事業費補助金交付要綱」（以下「本補助金交付要綱」という。）の第1条には趣旨が規定されているが、これは本補助金に係る事務処理が本補助金交付要綱に基づくことを宣言しているに過ぎず、本補助金の目的や必要性といった本来の意味での趣旨を明確化したものとはなっていない。</p> <p>補助金の交付は、公益性が必要であるが、本補助金交付要綱では、この公益性の観点からの目的が明示されていない。</p> <p>地方自治法における「公益上の必要性」は必ずしも自明ではなく、補助金交付の目的、趣旨、効用及び経緯を勘案して決まるものであり、また、社会情勢等の変化に応じて変容する可能性がある。</p> <p>よって、市は、補助金の公益性を明らかにするため、本補助金交付要綱にて本補助金の本来の趣旨を明文化することが望ましい。</p>	
措置内容	措置日
<p>国が定める「一時預かり事業実施要綱」を参考に、本補助金本来の趣旨を要綱に明記した。</p>	<p>令和7年（2025年） 3月31日</p>

令和5年度(2023年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ：補助金等に関する事務の執行について ~

こども局 保育幼稚園課

指摘事項等	
<p>幼稚園型一時預かり事業</p> <p>【補助対象経費の具体的規定化について：意見】</p> <p>本補助金交付要綱の第4条では、補助対象経費が規定されており、そのうち「その他経費」について、具体的な補助実績を担当課へ質問したところ、主におやつ代、水道光熱費、教材費が実績として該当するとのことである。</p> <p>また、人件費には法定福利費も含むということであった。</p> <p>これまでの本補助金の交付実績から判断して、補助対象経費の具体的な内容は概ね固まっているものと推察される。また、事務処理の安定性を図るためには、「その他」として柔軟に対応する余地はなるべく小さくすることが望ましい。</p> <p>よって、市においては、本補助金の必要性や十分性を議論する契機ともなるため、これまでの補助対象経費の内容と実績を整理し、本補助金交付要綱に別掲することが望ましい。</p>	
措置内容	措置日
<p>これまでの補助対象経費の実績を整理し、補助金の交付対象経費を要綱に明記した。</p>	<p>令和7年(2025年) 3月31日</p>

令和5年度(2023年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ：補助金等に関する事務の執行について ~

こども局 保育幼稚園課

指摘事項等	
<p>幼稚園型一時預かり事業</p> <p>【交付申請書の審査について：意見】</p> <p>交付申請時の予算書及び対象事業費の集計に関して、次のような記載ミス等が見られた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員俸給の積算根拠（時給×時間数×日数×月数）と、計算結果が相違。 ・（補助）対象事業費の集計上、処遇改善手当を積算。 ・光熱費予算について、年間予定総額のうち4h/12h（一時預かり時間/開所時間）を積算。 <p>担当課への質問によれば、補助対象事業者の認識誤りや課内担当者の確認漏れの可能性があるとのことである。</p> <p>上述の事案は、いずれも補助金交付額に影響するような誤りではないものの、市においては、適正な事務執行の観点から、改めて確認・チェック体制を万全にすべきと考える。とくに、処遇改善手当については二重補助の可能性も出てくるので、申請事業者への注意喚起や明瞭に区分けするために申請書様式を整備するなどの対応が望ましい。</p>	
措置内容	措置日
<p>意見を踏まえ、確認体制及び申請書様式を以下のとおり整備した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員俸給の積算内容をもとに計算ミスがないようマニュアルを整備し確実に確認することとした。 ・二重補助になっていないことを明確に確認するため、これまでの注意書きに加えて、職員俸給及び手当額の欄とは別に処遇改善加算額を記載する欄を設け、処遇改善加算をマイナスした額を人件費とするよう申請書を整備した。 ・光熱費の積算は、一時預かり時間を開所時間で按分した割合とするよう改めた。 	<p>令和7年（2025年） 2月3日</p>

令和5年度(2023年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ：補助金等に関する事務の執行について ~

こども局 保育幼稚園課

指摘事項等	
<p>熊本市保育所等給食食材高騰対策緊急支援事業交付金</p> <p>【補助金に係る消費税等の仕入税額控除の有無の確認について：結果】</p> <p>熊本市保育所等給食食材高騰対策緊急支援事業交付金（以下「本補助金」という。）の補助対象経費は、主食費や副食費（おやつなど）といった給食食材費である。</p> <p>消費税等の対象となるもの（課税仕入）であるが、実績報告にあたりこれらの対象経費に含まれる消費税等を除く旨の規定はない。</p> <p>また、消費税等に係る仕入税額控除に関する報告について、熊本市保育所等給食食材高騰対策緊急支援事業交付金交付要綱（以下「交付要綱」という。）上で特段の規定はなく、市は対象事業者から報告を受けていない。</p> <p>補助対象経費として支出した額に含まれる消費税額について仕入税額控除を行っている場合、結果として補助金の交付額が過大となり、補助金の適切な交付について問題が生じる可能性がある。</p> <p>本補助金について、市は、補助事業者から消費税に係る仕入控除税額の報告を受けておらず、結果として、補助事業者は消費税の課税事業者か、及び仕入税額控除が生じ得るかの確認を行っていない。</p> <p>よって、市は、交付要綱に消費税等に係る仕入税額控除の報告をさせる旨の規定を設けるとともに、補助事業者から消費税に係る仕入控除税額報告書入手し、補助事業者は消費税の課税事業者か、及び仕入税額控除が生じ得るかの確認を行うべきである。また、本補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額の返還を求めべきである。</p>	
措置内容	措置日
<p>本補助金は令和4年度(2022年度)に終了している。</p> <p>今後、消費税を含む購入費を補助対象とする場合は、補助金交付要綱に、仕入税額控除に関する記載を明記することとする。</p>	<p>令和7年(2025年) 3月31日</p>

令和5年度(2023年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ：補助金等に関する事務の執行について ~

こども局 保育幼稚園課

指摘事項等	
<p>熊本市社会福祉施設等物価高騰対策緊急支援金（保育所等）</p> <p>【補助金に係る消費税等の仕入税額控除の有無の確認について：結果】</p> <p>熊本市社会福祉施設等物価高騰対策緊急支援金（保育所等）(以下「本支援金」という。)の対象経費は、熊本市社会福祉施設等物価高騰対策緊急支援金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第4条に規定されているとおりである。</p> <p>これらの対象経費については、消費税等の対象となるもの（課税仕入）であるが、実績報告にあたりこれらの対象経費に含まれる消費税等を除く旨の規定はない。</p> <p>また、消費税等に係る仕入税額控除に関する報告について、交付要綱上で特段の規定はなく、市は対象事業者から報告を受けていない。</p> <p>対象経費として支出した額に含まれる消費税額について仕入税額控除を行っている場合、結果として支援金の交付額が過大となり、補助金の適切な交付について問題が生じる可能性がある。</p> <p>本支援金について、市は、補助事業者から消費税に係る仕入控除税額の報告を受けておらず、結果として、補助事業者は消費税の課税事業者か、及び仕入税額控除が生じ得るかの確認を行っていない。</p> <p>よって、市は、交付要綱に消費税等に係る仕入税額控除の報告をさせる旨の規定を設けるとともに、補助事業者から消費税に係る仕入控除税額報告書入手し、補助事業者は消費税の課税事業者か、及び仕入税額控除が生じ得るかの確認を行うべきである。また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額の返還を求めべきである。</p>	
措置内容	措置日
<p>指摘を踏まえ検討した結果、令和6年度(2024年度)から対象経費から消費税及び地方消費税相当額を除くことを要綱に明記した。</p>	<p>令和7年（2025年） 1月10日</p>

令和5年度(2023年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ：補助金等に関する事務の執行について ~

こども局 保育幼稚園課

指摘事項等	
<p>熊本市私立保育所等障がい児保育事業費補助金 【処分制限財産に係る定義及び取扱いの明確化について：意見】 本補助金は、補助対象経費に「施設整備費」及び「補助具等の購入費」といった財産となる可能性があるものが含まれる。 熊本市私立保育所等障がい児保育事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）を閲覧したところ、処分制限財産に関する規定の記載がない。 固定資産のような財産は、1年以上の期間に亘って使用可能であり、補助金交付の後年度に譲渡等の処分が行われると、補助金の交付目的を逸するだけでなく、処分により換金可能性がある場合は不正等のリスクも招きかねない。 本補助金については、交付要綱において処分制限財産に関する規定がない。 よって、市は、交付要綱において処分制限財産に関して、当該財産の管理方法や処分する場合の具体的な手続等に係る規定を明記することが望ましい。</p>	
措置内容	措置日
<p>要綱改正を行い、処分制限財産に係る定義及び取扱いについて明記した。</p>	<p>令和7年（2025年） 3月27日</p>

令和5年度(2023年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ：補助金等に関する事務の執行について ~

こども局 保育幼稚園課

指摘事項等	
<p>熊本市私立保育所等障がい児保育事業費補助金 【消費税の仕入税額控除に係る確認について：結果】 本補助金の対象経費は、次のとおりである。 「補助を受ける年度中（第5条の規定による交付決定前の期間を含む。）の事業に要する経費で人件費又は障がい児保育に必要と認められる施設整備費、補助具等の購入費。」 これらの対象経費のうち、施設整備費及び補助具等の購入費については、消費税等の対象となるもの（課税仕入）であるが、実績報告にあたりこれらの対象経費に含まれる消費税等を除く旨の規定はない。 また、消費税等に係る仕入税額控除に関する報告について、交付要綱上で特段の規定はなく、市は対象事業者から報告を受けていない。 対象経費として支出した額に含まれる消費税額について仕入税額控除を行っている場合、結果として補助金の交付額が過大となり、補助金の適切な交付について問題が生じる可能性がある。 本補助金について、市は、補助事業者から消費税に係る仕入控除税額の報告を受けておらず、結果として、補助事業者は消費税の課税事業者か、及び仕入税額控除が生じ得るかの確認を行っていない。 よって、市は、交付要綱に消費税等に係る仕入税額控除の報告をさせる旨の規定を設けるとともに、補助事業者から消費税に係る仕入控除税額報告書入手し、補助事業者は消費税の課税事業者か、及び仕入税額控除が生じ得るかの確認を行うべきである。また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額の返還を求めるべきである。</p>	
措置内容	措置日
<p>指摘を踏まえ検討した結果、要綱改正を行い、対象経費から消費税及び地方消費税相当額を除くことを明記した。</p>	<p>令和7年（2025年） 3月27日</p>

令和5年度(2023年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ：補助金等に関する事務の執行について ~

こども局 保育幼稚園課

指摘事項等	
<p>熊本市私立保育所等障がい児保育事業費補助金</p> <p>【補助事業の終期の設定について：意見】</p> <p>市は、本補助金について特段の終期を設定しておらず、補助金を継続して交付することの妥当性等を検証するための定期的な見直しを行っていない。</p> <p>補助事業が継続して交付されている場合に特段の終期の設定が無いと、補助金の固定化、既得権化等を招きかねない。また、社会情勢の変化により補助事業の必要性や公益性が薄れる可能性もある。</p> <p>よって、市においては、補助事業については終期を設定し、定期的に、補助事業の交付目的や公益性等に問題が無いかを検証するとともに、補助金交付の成果が今後も期待できるか等を検討することが望ましい。</p>	
措置内容	措置日
<p>要綱改正を行い、終期を設定した。</p> <p>今後は、「補助金等の適正執行に関するガイドライン」に沿って、定期的に、補助事業の交付目的や公益性等に問題が無いかを検証するとともに、補助金交付の成果が今後も期待できるか等を検討していく。</p>	<p>令和7年(2025年) 3月27日</p>

令和5年度(2023年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ：補助金等に関する事務の執行について ~

こども局 こども家庭福祉課

指摘事項等	
<p>熊本市ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業費補助金 【補助事業の終期の設定について：意見】 市は、本補助金について特段の終期を設定しておらず、補助金を継続して交付することの妥当性等を検証するための定期的な見直しを行っていない。 市の担当者へのヒアリングによると、「ひとり親に関する事業のため現時点で終期は設定していません。」とのことである。しかしながら、補助金の終期を設けることで、補助金が漫然と長期・固定化したり、既得権化したりすることを防止し、費用対効果が低くなったものや補助の役割が薄れたものを随時見直すことができる。 よって、市においては、補助事業については終期を設定し、定期的に、補助事業の交付目的や公益性等に問題が無いかを検証するとともに、補助金交付の成果が今後も期待できるか等を検討することが望ましい。</p>	
措置内容	措置日
<p>財政課の定めた「補助金等の適正執行に関するガイドライン」に従って、成果指標の設定を行った。 今後は、「補助金等の適正執行に関するガイドライン」に沿って、定期的に、補助事業の交付目的や公益性等に問題が無いかを検証するとともに、補助金交付の成果が今後も期待できるか等を検討していく。</p>	<p>令和7年(2025年) 1月27日</p>

令和5年度(2023年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ：補助金等に関する事務の執行について ~

こども局 こども家庭福祉課

指摘事項等	
<p>熊本市ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業費補助金</p> <p>【成果指標の設定について：意見】</p> <p>市は、補助金の成果指標を設定していない。</p> <p>市の担当者によれば、「令和4年3月から開始となった新規事業で、申請受付の実績がなく設定が困難だったため成果指標を設定していない。」とのことである。しかしながら、市は、補助金の目的に公益性があることについてはもちろん、補助金交付の成果がどのように上がっているか（目標達成度）についても説明責任を負っている。成果指標が設定されていない場合、市は、補助金の費用対効果について、市民に対する説明責任を十分に果たすことが出来ないことになるため問題である。</p> <p>よって、市は、例えば、ひとり親家庭の親の自立を達成した人数など、補助金の成果指標を設定することが望ましい。</p>	
措置内容	措置日
<p>財政課の定めた「補助金等の適正執行に関するガイドライン」に従って、成果指標の設定を行った。</p>	<p>令和7年(2025年) 3月31日</p>

令和5年度(2023年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ：補助金等に関する事務の執行について ~

こども局 こども家庭福祉課

指摘事項等	
<p>熊本市ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業費補助金</p> <p>【事務の効率性について：意見】</p> <p>令和4年度の決算額18,760,000円の内訳は、貸付額11,564,800円、貸付事務費7,195,200円（うち人件費4,871,082円、うち物品費2,324,118円）となっている。</p> <p>ひとり親の家庭の親に対する貸付額11,564,800円に対して、事務費7,195,200円を要しており事務の効率性が悪く、地方自治法における公益上の必要性の規定に関し市民の理解を得られないおそれがある。</p> <p>よって、市は、補助金の支給に際し事務の効率性向上に取り組むよう社会福祉法人熊本市社会福祉協議会に対して指導することが望ましい。</p>	
措置内容	措置日
<p>社会福祉法人熊本市社会福祉協議会（熊本市ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業）の事務の執行について、事務効率性の向上に取り組むよう令和7年（2025年）1月14日に指導を行った。</p> <p>今後も補助金の支給に際し事務の効率性向上に取り組むよう適宜指導等を行う。</p>	<p>令和7年（2025年） 1月14日</p>

令和5年度(2023年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ：補助金等に関する事務の執行について ~

こども局 こども家庭福祉課

指摘事項等	
<p>熊本市次世代育成支援対策施設整備費補助金 【補助事業の終期の設定について：意見】 市は、本補助金について特段の終期を設定しておらず、補助金を継続して交付することの妥当性等を検証するための定期的な見直しを行っていない。 補助事業が継続して交付されている場合に特段の終期の設定が無いと、補助金の固定化、既得権化等を招きかねない。また、社会情勢の変化により補助事業の必要性や公益性が薄れる可能性もある。 よって、市においては、補助事業については終期を設定し、定期的に、補助事業の交付目的や公益性等に問題が無いかを検証するとともに、補助金交付の成果が今後も期待できるか等を検討することが望ましい。</p>	
措置内容	措置日
<p>財政課の定めた「補助金等の適正執行に関するガイドライン」に従って、終期の設定を行った。 今後は、「補助金等の適正執行に関するガイドライン」に沿って、定期的に、補助事業の交付目的や公益性等に問題が無いかを検証するとともに、補助金交付の成果が今後も期待できるか等を検討していく。</p>	<p>令和7年(2025年) 1月8日</p>

令和5年度(2023年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ：補助金等に関する事務の執行について ~

こども局 こども家庭福祉課

指摘事項等	
<p>熊本市次世代育成支援対策施設整備費補助金 【成果指標の設定について：意見】 市は、補助金の成果指標を設定してない。 市の担当者によれば、「施設によっては必ずしも工事が必要とはいえ、成果指標の設定になじまないため成果指標を設定していない。」とのことである。しかしながら、市は、補助金の目的に公益性があることについてはもちろん、補助金交付の成果がどのように上がっているか（目標達成度）についても説明責任を負っている。成果指標が設定されていない場合、市は、補助金の費用対効果について、市民に対する説明責任を十分に果たすことが出来ないことになるため問題である。 また、成果指標の設定が困難であれば、活動指標の設定について検討することも有用である。 よって、市は、例えば、本補助事業により「小規模かつ地域分散化された設備の整備」が行われた件数など、補助金の成果指標（または活動指標）を設定することが望ましい。</p>	
措置内容	措置日
<p>財政課の定めた「補助金等の適正執行に関するガイドライン」に従って、成果指標の設定を行った。</p>	<p>令和7年（2025年） 3月31日</p>

令和 5 年度(2023 年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ：補助金等に関する事務の執行について ~

環境局 脱炭素戦略課

指摘事項等	
<p>熊本市省エネルギー機器等導入推進事業補助金 【処分制限財産の制限期間中の状況確認について：意見】 市は、処分制限財産の制限期間中の状況確認を実施していない。 熊本市省エネルギー機器等導入推進事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第 9 条において、省エネルギー機器等の処分を制限している。 しかしながら、補助金受領者が熊本市省エネルギー機器等導入推進事業補助金に係る財産処分承認願（様式第 18 号）を市に提出せずに、補助金で取得した省エネルギー機器等を処分制限期間中に処分して売却収入を得ることも想定される。 よって、市は、処分制限財産に関してサンプルで現物確認をすることが望ましい。</p>	
措置内容	措置日
<p>令和 2 年度（2020 年度）から令和 4 年度（2022 年度）に補助金の交付を受けた者のうち、無作為に抽出した者を対象に職員による現地調査または郵送もしくは電子申請サービス（LoGo フォーム）での調査を実施した。今後もサンプル調査を行うとともに、交付決定通知書及び交付決定兼交付確定通知書において処分制限期間の案内を強化する。</p>	<p>令和 7 年(2025 年) 3 月 4 日</p>

令和5年度(2023年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ：補助金等に関する事務の執行について ~

環境局 水保全課

指摘事項等	
<p>熊本市水田湛水等助成金</p> <p>【補助対象経費の内容の明確化について：意見】</p> <p>本補助金は、市、大津町、菊陽町及び水循環型営農推進協議会（以下「協議会」という。）が締結した平成26年1月27日付け白川中流域における水田湛水推進に関する協定書に基づき、同地域の水循環型の営農を推進し、もって、熊本市の地下水かん養を図ることを目的として、協議会が実施する水田湛水に対して助成金を交付するものである。</p> <p>本補助金の種類は、水田湛水の実施に関する助成金（以下「湛水助成金」という。）と水田湛水の手続に関する助成金（以下「事務助成金」という。）からなる。</p> <p>本補助金のうち事務助成金について、熊本市水田湛水等助成金交付要綱（以下、本補助金において「本補助金交付要綱」という。）では具体的な補助対象経費が規定されておらず、別表にて金額が定められているのみである。</p> <p>補助対象経費算定の基礎となる費目について具体的な定めがない場合、補助事業者の判断により、例えば交際費、役員人件費等の特定の科目が事務助成金の補助対象経費に含まれる可能性がある。結果として、補助事業者の判断で補助対象経費が変動してしまうこととなり、補助金額の妥当性に疑義が生じかねない。</p> <p>よって、市は、補助対象経費について、具体的な科目等や補助対象経費としては認められない内容等定め、補助事業者の判断により補助金額が変動するのを防ぐことが望ましい。</p>	
措置内容	措置日
<p>要綱を改正し、別表にて補助対象経費の具体的な内容について定めた。</p>	<p>令和7年（2025年） 3月27日</p>

令和5年度(2023年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ：補助金等に関する事務の執行について ~

環境局 水保全課

指摘事項等	
<p>熊本市水田湛水等助成金</p> <p>【補助金交付要綱における暴力団排除条項の設置、及び確認の検討について：意見】</p> <p>市は、平成24年度に熊本市暴力団排除条例を施行しており、暴力団の排除に関する施策を総合的に推進することを定めている。</p> <p>上記条例の趣旨に基づき、補助金の交付についても暴力団排除に係る施策が実施されるべきと考えられる。</p> <p>しかし、本補助金交付要綱には、暴力団排除条項に該当する条項は設置されていなかった。</p> <p>市においては、補助金事業を通じて暴力団を利することに繋がるリスクを排除する観点から、本補助金交付要綱における暴力団排除条項の設置を検討することが望ましい。</p> <p>また、本補助金については、次のとおり、補助金交付申請書様式等に暴力団ではないことの宣誓に係る事項を記載することにより、確認を実施することも検討に値すると考える。</p>	
措置内容	措置日
<p>要綱を改正し、暴力団排除条項を設置した。</p> <p>また、補助金交付申請書の様式で、暴力団員でないことを宣誓させる事項を設けた。</p>	<p>令和7年(2025年) 3月27日</p>

令和5年度(2023年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ：補助金等に関する事務の執行について ~

環境局 水保全課

指摘事項等	
<p>熊本市水田湛水等助成金</p> <p>【補助事業の終期の設定について：意見】</p> <p>市は、本補助金について特段の終期を設定しておらず、補助金を継続して交付することの妥当性等を検証するための定期的な見直しを行っていない。</p> <p>補助事業が継続して交付されている場合に特段の終期の設定が無いと、補助金の固定化、既得権化等を招きかねない。また、社会情勢の変化により補助事業の必要性や公益性が薄れる可能性もある。</p> <p>よって、市においては、補助事業については終期を設定し、定期的に、補助事業の交付目的や公益性等に問題が無いかを検証するとともに、補助金交付の成果が今後も期待できるか等を検討することが望ましい。</p>	
措置内容	措置日
<p>要綱を改正し、終期を令和10年(2028年)3月31日に設定した。</p> <p>今後は、「補助金等の適正執行に関するガイドライン」に沿って、定期的に、補助事業の交付目的や公益性等に問題が無いかを検証するとともに、補助金交付の成果が今後も期待できるか等を検討していく。</p>	<p>令和7年(2025年) 3月27日</p>

令和5年度(2023年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ：補助金等に関する事務の執行について ~

環境局 水保全課

指摘事項等	
<p>熊本市水田湛水等助成金</p> <p>【実績確認の強化について：意見】</p> <p>市は、補助金額の確定に当たり、協議会から提出された決算書の内容を確認して、補助金額の確定を行っている。当該決算書の具体的な確認方法について質問したところ、起票日毎の取引が費目別に集計された「決算書明細」を入手した上で決算書の内容確認を行っているが、領収書等の原始証憑の確認は行っていないとのことであった。</p> <p>支出内容の把握において原始証憑の確認を行っていない場合、補助対象経費以外へ補助金が交付されている可能性を否定できず、また、私的流用等のリスクも生じかねない。</p> <p>ただし、実績確認の際、全ての原始証憑を確認することは事実上困難とも考えられるため、実績確認を行う手間と前述のリスク等を比較衡量して、具体的な実績確認の方法を決定すべきと考える。</p> <p>よって、市は、上記のリスクを踏まえつつ、実施可能な実績確認の方法を慎重に検討の上、必要に応じて交付先へのヒアリングや原始証憑の確認等を実施することが望ましい。</p>	
措置内容	措置日
<p>決算書に疑義が生じた場合や支出内容が多岐にわたる需用費の中で特に支出金額が大きいもの(50万円以上)については、協議会に領収書等の確認を行うこととした。</p>	<p>令和7年(2025年) 3月27日</p>

令和5年度(2023年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ：補助金等に関する事務の執行について ~

環境局 水保全課

指摘事項等	
<p>熊本市水田湛水等助成金</p> <p>【決算書における実績額の記載方法について：意見】</p> <p>市は、補助金額の確定にあたり、協議会から決算書を入手している。</p> <p>決算書には、事務費に係る決算額については補正後予算額と同じ額が記載されており、補助対象事業に係る実際の決算額が記載されていないため、補助対象事業の全体像が把握できない。</p> <p>そこで、事務費に係る決算額について、市が入手した「決算書明細」に記載された実績額によれば、本補助事業を実施するにあたり実際には事務費が6,057千円発生したため、市からの助成金ではまかえなかった1,347千円については企業からの協力金により負担した状況が伺える。</p> <p>現状の決算書では、事務費部分が実績額で記載がされておらず、事業の全体像が不明確である。</p> <p>よって市は、決算書に実際発生額を記載するとともに、そのうち助成金充当額がいくらであるかを明示するよう、補助対象事業者に指導することが望ましい。</p>	
措置内容	措置日
<p>要綱を改正し、決算書の様式を変更し、事業実施に掛かる実際の発生額や、助成金充当額を明示させることとした。</p>	<p>令和7年(2025年) 3月27日</p>

令和5年度(2023年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ：補助金等に関する事務の執行について ~

環境局 廃棄物計画課

指摘事項等	
<p>ごみステーション管理支援補助金</p> <p>【暴力団排除に係る施策の実施について：意見】</p> <p>市は、平成24年度に熊本市暴力団排除条例を施行しており、暴力団の排除に関する施策を総合的に推進することを定めている。</p> <p>上記条例の趣旨に基づき、補助金の交付についても暴力団排除に係る施策が実施されるべきと考えられる。</p> <p>しかし、ごみステーション管理支援補助金交付要綱（以下、本補助金において「本補助金交付要綱」という。）には、暴力団排除条項に該当する条項は設置されていなかった。</p> <p>本補助金の項に係る対応は適切に実施すべきであるため、市においては、補助金事業を通じて暴力団を利することに繋がるリスクを排除する観点から、暴力団排除条項に係る施策を実施することが望ましい。</p> <p>具体的には、実施伺において暴力団排除条項に係る規定を定めるとともに、他部署において暴力団排除に係る確認を実施している場合は、その内容を把握して文書として保存することが望ましい。</p>	
措置内容	措置日
<p>令和6年（2024年）9月に策定された『補助金等の適正執行に関するガイドライン』に基づき、暴力団排除条項に該当する条項を設定することによって、暴力団関係者が補助金の交付対象外となるよう交付要綱を改正した。</p>	<p>令和7年（2025年） 3月26日</p>

令和5年度(2023年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ：補助金等に関する事務の執行について ~

環境局 廃棄物計画課

指摘事項等	
<p>ごみステーション管理支援補助金</p> <p>【補助事業の終期の設定について：意見】</p> <p>市は、本補助金について、条例により地域で管理することと定めているごみステーションの維持管理に伴う人的・物的必要経費に対する補助であり、一定期間経過により事業としての目標達成や目途がつくような性質ではないため終期設定は困難と考えていることから特段の終期を設定していない。</p> <p>また、ごみステーションの管理に伴う地域のさらなる負担軽減について自治会等から意見が寄せられていることから、令和4年度に本補助金の増額や、市民アンケートの実施、令和5年度に意見交換会やごみステーションの構造物調査を実施するなど、社会情勢や市民の意見を考慮しながら補助金の妥当性や必要性について見直しを行っており、今後も継続的に検討する方針とのことである。</p> <p>補助事業が継続して交付されている場合に特段の終期の設定が無いと、補助金の固定化、既得権化等を招きかねない。また、社会情勢の変化により補助事業の必要性や公益性が薄れる可能性もある。</p> <p>本補助金については、前述のとおり、適宜見直しが行われている。しかし、補助金交付要綱に明確に終期の設定を設けた上で、終期の到来に併せて、継続して補助事業の妥当性や必要性を検討する制度設計にすることで、より一層、補助金の固定化、既得権化等を防ぐことが出来ると考える。</p> <p>よって、市においては、現在行っている継続的な検討をより強固にする上でも、補助金交付要綱において終期を設定し、定期的に、補助事業の交付目的や公益性等に問題が無いかを検証するとともに、補助金交付の成果が今後も期待できるか等を制度設計として盛り込むことを検討することが望ましい。</p>	
措置内容	措置日
<p>令和6年(2024年)9月に策定された『補助金等の適正執行に関するガイドライン』に基づき、3年の終期を設定し、終期において目標達成度の評価を行うよう交付要綱を改正した。</p>	<p>令和7年(2025年) 3月26日</p>

令和 5 年度(2023 年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ：補助金等に関する事務の執行について ~

環境局 廃棄物計画課

指摘事項等	
<p>ごみステーション管理支援補助金 【実績確認の強化について：意見】 市は、補助金額の確定に当たり、各自治会から提出された決算書の内容を確認して、補助金額の確定を行っている。当該決算書の具体的な確認方法について質問したところ、決算書の内容確認を行っているが、決算書の審査において疑義が生じた場合には、領収書等の提出や現地調査を実施しているとのことであるが、令和 2 年度から令和 4 年度は疑義が生じた案件がなかったため、現地調査は実施しておらず、また、領収書等の原始証憑の確認は行っていないとのことであった。</p> <p>支出内容の把握において原始証憑の確認を行っていない場合、補助対象経費以外へ補助金が交付されている可能性を否定できず、また、私的流用等のリスクも生じかねない。</p> <p>ただし、実績確認の際、全ての原始証憑を確認することは事実上困難とも考えられるため、実績確認を行う手間と前述のリスク等を比較衡量して、具体的な実績確認の方法を決定すべきと考える。</p> <p>よって、市は、上記のリスクを踏まえつつ、実施可能な実績確認の方法を慎重に検討の上、必要に応じて交付先へのヒアリングや原始証憑の確認等を実施することが望ましい。</p>	
措置内容	措置日
<p>令和 6 年度(2024 年度)の補助事業において提出された実績報告書の中から 10 件を無作為に選定し、領収書などの原始証憑の確認やヒアリングを実施した。今後もサンプリング調査を実施し、リスク低減に取り組む。</p>	<p>令和 7 年(2025 年) 10 月 24 日</p>

令和5年度(2023年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ：補助金等に関する事務の執行について ~

環境局 浄化対策課

指摘事項等	
<p>合併処理浄化槽設置補助金</p> <p>【補助事業の終期の設定について：意見】</p> <p>市は、本補助金について特段の終期を設定しておらず、補助金を継続して交付することの妥当性等を検証するための定期的な見直しを行っていない。</p> <p>補助事業が継続して交付されている場合に特段の終期の設定が無いと、補助金の固定化、既得権化等を招きかねない。また、社会情勢の変化により補助事業の必要性や公益性が薄れる可能性もある。</p> <p>よって、市においては、補助事業については終期を設定し、定期的に、補助事業の交付目的や公益性等に問題が無いかを検証するとともに、補助金交付の成果が今後も期待できるか等を検討することが望ましい。</p>	
措置内容	措置日
<p>令和6年(2024年)9月に策定された『補助金等の適正執行に関するガイドライン』に基づき、3年の終期を設定し、終期において目標達成度の評価を行うよう交付要綱を改正した。</p>	<p>令和7年(2025年) 3月27日</p>

令和5年度(2023年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ：補助金等に関する事務の執行について ~

環境局 浄化対策課

指摘事項等	
<p>熊本市し尿くみ取り料助成金</p> <p>【具体的な補助金額算定の検討について：結果】</p> <p>本補助金の補助金額の算定については、「補助金等の概要」の「補助金等の算定方法」に記載のとおり、各補助事業者の基本額及び収集助成額を算定した上で、算定結果を根拠に予算額を各補助事業者へ按分して交付している。また、予算額は、過年度の交付実績等を前提に編成されており、各補助事業者が実施するし尿くみ取りに係る経費を積算して編成されているわけではない。</p> <p>結果として、各補助事業者が実施するし尿くみ取りに係る経費を具体的に算定して補助金額が算定されているわけではない。</p> <p>市に対して、このような補助金額算定になっている理由を質問したところ、本補助金交付が開始された平成4年度から同じ補助金額算定方法となっており、具体的な理由は不明であるとのことである。</p> <p>上記のとおり、本補助金は、過年度の交付実績を基に編成された予算額を各補助事業者へ按分して交付されており、各補助事業者が実施するし尿くみ取りに係る経費を前提に算定されていない。すなわち、本補助事業を実施するに当たり、真に必要な補助金額が算定されているとは言えず、その結果、補助金額の妥当性に問題があると言わざるを得ない。平成4年度から本補助金の算定方法が変更されておらず、また、市で行われている予算のシーリングによる削減等を考えると、各補助事業者への補助金交付額は過少である可能性もあり、その場合は補助事業者へ過度の負担を強いているとも考えられる。</p> <p>このような現状を踏まえ、市は、本補助事業を実施するに当たり真に必要な補助金額を算定すべきである。</p> <p>具体的には、各補助事業者へし尿くみ取りに係る収支状況の実績報告を求めるとともに、ヒアリング等を実施し、市として負担すべき補助金額の算定方法を再検討すべきである。</p>	
措置内容	措置日
<p>し尿処理業者とのヒアリングを実施したほか、他都市の事例も参考に、市として負担すべき補助金額の算定方法を見直した。今後も必要に応じ、し尿くみ取りに係る収支状況の実績報告を求め、補助金額の算定方法を検討することとする。</p>	<p>令和7年(2025年) 3月31日</p>

令和5年度(2023年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ：補助金等に関する事務の執行について ~

環境局 浄化対策課

指摘事項等	
<p>熊本市し尿くみ取り料助成金</p> <p>【補助事業の終期の設定について：意見】</p> <p>市は、本補助金について特段の終期を設定しておらず、補助金を継続して交付することの妥当性等を検証するための定期的な見直しを行っていない。</p> <p>補助事業が継続して交付されている場合に特段の終期の設定が無いと、補助金の固定化、既得権化等を招きかねない。また、社会情勢の変化により補助事業の必要性や公益性が薄れる可能性もある。</p> <p>よって、市においては、補助事業については終期を設定し、定期的に、補助事業の交付目的や公益性等に問題が無いかを検証するとともに、補助金交付の成果が今後も期待できるか等を検討することが望ましい。</p>	
措置内容	措置日
<p>令和6年(2024年)9月に策定された『補助金等の適正執行に関するガイドライン』に基づき、3年の終期を設定し、終期において目標達成度の評価を行うよう交付要綱を改正した。</p>	<p>令和7年(2025年) 3月27日</p>

令和5年度(2023年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ：補助金等に関する事務の執行について ~

経済観光局 スポーツ振興課

指摘事項等	
<p>熊本市スポーツ協会運営事業補助金</p> <p>【補助事業の終期の設定について：意見】</p> <p>市は、本補助金について特段の終期を設定しておらず、補助金を継続して交付することの妥当性等を検証するための定期的な見直しを行っていない。</p> <p>補助事業が継続して交付されている場合に特段の終期の設定が無いと、補助金の固定化、既得権化等を招きかねない。また、社会情勢の変化により補助事業の必要性や公益性が薄れる可能性もある。</p> <p>よって、市においては、補助事業については終期を設定し、定期的に、補助事業の交付目的や公益性等に問題が無いかを検証するとともに、補助金交付の成果が今後も期待できるか等を検討することが望ましい。</p>	
措置内容	措置日
<p>補助事業の交付目的や公益性等について定期的に検証を行うため、熊本市スポーツ協会補助金交付要綱を改正し終期設定を行った。補助金を継続的にして交付することの妥当性を検証していく。</p>	<p>令和7年(2025年) 3月31日</p>

令和5年度(2023年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ：補助金等に関する事務の執行について ~

農水局 農業政策課農水ブランド戦略室

指摘事項等	
<p>6次産業化市場規模拡大対策整備交付金 【処分制限財産について：意見】 熊本市農林水産振興補助金事務取扱要綱（以下「要綱」という。）において、補助対象に工事が含まれているが、処分制限財産に関して要綱において規定されていない。 本補助金は、農林水産業及び食品産業の持続的な発展に寄与することを目的としており、公益性の観点から問題はないと考えられるが、補助金で取得した固定資産から売却収入を得ることは公益性の観点から問題である。 よって、市は、処分制限財産に関して、例えば、農林水産省が発出している6次産業化市場規模拡大対策整備交付金のうち食品産業の輸出向け HACCP 等対応施設整備緊急対策事業交付要綱（以下「国要綱」という）に準ずる旨を要綱において規定することが望ましい。</p>	
措置内容	措置日
<p>当該補助金が規定されている熊本市農業及び水産振興補助金事務取扱要綱に、財産処分の制限に関する条項を新設し、国要綱に準ずる旨を規定した上で、令和7年（2025年）4月1日から施行した。</p>	<p>令和7年（2025年） 4月1日</p>

令和5年度(2023年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ：補助金等に関する事務の執行について ~

農水局 農業政策課農水ブランド戦略室

指摘事項等	
<p>6次産業化市場規模拡大対策整備交付金 【消費税仕入控除税額について：意見】 市は、要綱において、消費税仕入控除税額に関して規定していない。 市は、国要綱に基づき消費税を交付対象経費に含めない取扱いをしているが、市の要綱においても消費税仕入控除税額に関する規定を設けておいた方が、明瞭性の観点から望ましいと考えられる。 よって、市は、消費税仕入控除税額に関して、例えば、国要綱に準ずる旨を要綱において規定することが望ましい。</p>	
措置内容	措置日
<p>当該補助金が規定されている熊本市農業及び水産振興補助金事務取扱要綱に、消費税仕入控除税額に関する条項を新設し、令和7年(2025年)4月1日から施行した。</p>	<p>令和7年(2025年) 4月1日</p>

令和5年度(2023年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ：補助金等に関する事務の執行について ~

農水局 農業政策課農水ブランド戦略室

指摘事項等	
<p>6次産業化市場規模拡大対策整備交付金 【補助事業の終期の設定について：意見】 市は、本補助金について特段の終期を設定しておらず、補助金を継続して交付することの妥当性等を検証するための定期的な見直しを行っていない。 補助事業が継続して交付されている場合に特段の終期の設定が無いと、補助金の固定化、既得権化等を招きかねない。また、社会情勢の変化により補助事業の必要性や公益性が薄れる可能性もある。 よって、市においては、補助事業については終期を設定し、定期的に、補助事業の交付目的や公益性等に問題が無いかを検証するとともに、補助金交付の成果が今後も期待できるか等を検討することが望ましい。</p>	
措置内容	措置日
<p>当該補助金が規定されている熊本市農業及び水産振興補助金事務取扱要綱に、国の補助事業の終了に合わせて市の補助事業も廃止する旨を規定し、令和7年(2025年)4月1日から施行した。</p>	<p>令和7年(2025年) 4月1日</p>

令和5年度(2023年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ：補助金等に関する事務の執行について ~

農水局 農業支援課

指摘事項等	
<p>令和3年度(2021年度)産地パワーアップ事業(産地生産基盤パワーアップ事業)補助金 【処分制限財産について：意見】 熊本市農林水産振興補助金事務取扱要綱(以下「要綱」という。)において、補助対象に工事が含まれているが、処分制限財産に関して要綱において規定されていない。 本補助金は、地域の営農戦略に基づいて実施する産地の高収益化に向けた取組や園芸作物等の生産基盤の強化を図ることを目的としており公益性の観点から問題はないと考えられるが、補助金で取得した固定資産から売却収入を得ることは公益性の観点から問題である。 よって、市は、処分制限財産に関して、例えば、農林水産省が発出している産地生産基盤パワーアップ事業費補助金交付要綱(以下「国要綱」という。)に準ずる旨を要綱において規定することが望ましい。</p>	
措置内容	措置日
<p>当該補助金が規定されている熊本市農業及び水産振興補助金事務取扱要綱に、財産処分の制限に関する条項を新設し、熊本県農林水産業振興補助金等交付要項に準ずる旨を規定した上で、令和7年(2025年)4月1日から施行した。</p>	<p>令和7年(2025年) 4月1日</p>

令和5年度(2023年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ：補助金等に関する事務の執行について ~

農水局 農業支援課

指摘事項等	
<p>令和3年度(2021年度)産地パワーアップ事業(産地生産基盤パワーアップ事業)補助金 【消費税仕入控除税額について：意見】 市は、要綱において、消費税仕入控除税額に関して規定していない。 市は、国要綱に基づき消費税を交付対象経費に含めない取扱いをしているが、市の要綱においても消費税仕入控除税額に関する規定を設けておいた方が、明瞭性の観点から望ましいと考えられる。 よって、市は、消費税仕入控除税額に関して、例えば、国要綱に準ずる旨を要綱において規定することが望ましい。</p>	
措置内容	措置日
<p>当該補助金が規定されている熊本市農業及び水産振興補助金事務取扱要綱に、消費税仕入控除税額に関する条項を新設し、令和7年(2025年)4月1日から施行した。</p>	<p>令和7年(2025年) 4月1日</p>

令和5年度(2023年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ：補助金等に関する事務の執行について ~

農水局 農業支援課

指摘事項等	
<p>令和3年度(2021年度)産地パワーアップ事業(産地生産基盤パワーアップ事業)補助金 【補助事業の終期の設定について：意見】</p> <p>市は、本補助金について特段の終期を設定しておらず、補助金を継続して交付することの妥当性等を検証するための定期的な見直しを行っていない。</p> <p>補助事業が継続して交付されている場合に特段の終期の設定が無いと、補助金の固定化、既得権化等を招きかねない。また、社会情勢の変化により補助事業の必要性や公益性が薄れる可能性もある。</p> <p>よって、市においては、補助事業については終期を設定し、定期的に、補助事業の交付目的や公益性等に問題が無いかを検証するとともに、補助金交付の成果が今後も期待できるか等を検討することが望ましい。</p>	
措置内容	措置日
<p>当該補助金が規定されている熊本市農業及び水産振興補助金事務取扱要綱に、県の補助事業の終了に合わせて市の補助事業も廃止する旨を規定し、令和7年(2025年)4月1日から施行した。</p>	<p>令和7年(2025年) 4月1日</p>

令和5年度(2023年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ：補助金等に関する事務の執行について ~

農水局 農業支援課

指摘事項等	
<p>令和4年度(2022年度)経営所得安定対策等推進事業費補助金(熊本地域) 【補助事業の終期の設定について：意見】 市は、本補助金について特段の終期を設定しておらず、補助金を継続して交付することの妥当性等を検証するための定期的な見直しを行っていない。 補助事業が継続して交付されている場合に特段の終期の設定が無いと、補助金の固定化、既得権化等を招きかねない。また、社会情勢の変化により補助事業の必要性や公益性が薄れる可能性もある。 よって、市においては、補助事業については終期を設定し、定期的に、補助事業の交付目的や公益性等に問題が無いかを検証するとともに、補助金交付の成果が今後も期待できるか等を検討することが望ましい。</p>	
措置内容	措置日
<p>当該補助金が規定されている熊本市農業及び水産振興補助金事務取扱要綱に、県の補助事業の終了に合わせて市の補助事業も廃止する旨を規定し、令和7年(2025年)4月1日から施行した。</p>	<p>令和7年(2025年) 4月1日</p>

令和5年度(2023年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ：補助金等に関する事務の執行について ~

農水局 農業支援課

指摘事項等	
<p>令和4年度(2022年度) 経営所得安定対策等推進事業費補助金(熊本地域)</p> <p>【成果指標の設定について：意見】</p> <p>本補助金は、国の経営所得安定対策等事業の円滑な推進により、農地の有効活用による食料自給率の向上を図ることが目的である。また、本補助金の成果指標は、低コスト耐候性ハウスの導入面積となっている。</p> <p>低コスト耐候性ハウスの導入面積は、本補助金の目的との関連性が理解しづらく補助金の目的を達成しているかどうかを判定する指標としては市民の理解が得られないおそれがある。</p> <p>よって、市は、本補助金の目的を達成しているかどうか判別する指標として別の成果指標の必要性を検討することが望ましい。</p>	
措置内容	措置日
<p>令和6年(2024年)9月に策定された熊本市補助金等の適正執行に関するガイドラインに基づき、補助金等見直しシートへ補助対象事業に関連する適切な成果指標を設定した。</p>	<p>令和7年(2025年) 3月31日</p>

令和5年度(2023年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ：補助金等に関する事務の執行について ~

農水局 農業支援課

指摘事項等	
<p>令和3年度畜産クラスター事業(畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業)(令和3年度補正)補助金</p> <p>【処分制限財産について：意見】</p> <p>熊本市農林水産振興補助金事務取扱要綱(以下「要綱」という。)において、補助対象に工事が含まれているが、処分制限財産に関して要綱において規定されていない。</p> <p>本補助金は、地域全体の収益力の向上に寄与することを目的としており公益性の観点から問題はないと考えられるが、補助金で取得した固定資産から売却収入を得ることは公益性の観点から問題である。</p> <p>よって、市は、処分制限財産に関して、例えば、農林水産省が発出している畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業補助金交付要綱(以下「国要綱」という)に準ずる旨を要綱において規定することが望ましい。</p>	
措置内容	措置日
<p>当該補助金が規定されている熊本市農業及び水産振興補助金事務取扱要綱に、財産処分の制限に関する条項を新設し、熊本県農林水産業振興補助金等交付要項に準ずる旨を規定した上で、令和7年(2025年)4月1日から施行した。</p>	<p>令和7年(2025年) 4月1日</p>

令和5年度(2023年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ：補助金等に関する事務の執行について ~

農水局 農業支援課

指摘事項等	
<p>令和3年度畜産クラスター事業(畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業)(令和3年度補正)補助金</p> <p>【消費税仕入控除税額について：意見】</p> <p>市は、要綱において、消費税仕入控除税額に関して規定していない。</p> <p>市は、国要綱に基づき消費税を交付対象経費に含めない取扱いをしているが、市の要綱においても消費税仕入控除税額に関する規定を設けておいた方が、明瞭性の観点から望ましいと考えられる。</p> <p>よって、市は、消費税仕入控除税額に関して、例えば、国要綱に準ずる旨を要綱において規定することが望ましい。</p>	
措置内容	措置日
<p>当該補助金が規定されている熊本市農業及び水産振興補助金事務取扱要綱に、消費税仕入控除税額に関する条項を新設し、令和7年(2025年)4月1日から施行した。</p>	<p>令和7年(2025年) 4月1日</p>

令和5年度(2023年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ：補助金等に関する事務の執行について ~

農水局 農業支援課

指摘事項等	
<p>令和3年度畜産クラスター事業(畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業)(令和3年度補正)補助金</p> <p>【補助事業の終期の設定について：意見】</p> <p>市は、本補助金について特段の終期を設定しておらず、補助金を継続して交付することの妥当性等を検証するための定期的な見直しを行っていない。</p> <p>補助事業が継続して交付されている場合に特段の終期の設定が無いと、補助金の固定化、既得権化等を招きかねない。また、社会情勢の変化により補助事業の必要性や公益性が薄れる可能性もある。</p> <p>よって、市においては、補助事業については終期を設定し、定期的に、補助事業の交付目的や公益性等に問題が無いかを検証するとともに、補助金交付の成果が今後も期待できるか等を検討することが望ましい。</p>	
措置内容	措置日
<p>当該補助金が規定されている熊本市農業及び水産振興補助金事務取扱要綱に、県の補助事業の終了に合わせて市の補助事業も廃止する旨を規定し、令和7年(2025年)4月1日から施行した。</p>	<p>令和7年(2025年) 4月1日</p>

令和5年度(2023年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ：補助金等に関する事務の執行について ~

農水局 農業支援課

指摘事項等	
<p>令和4年度(2022年度)産地パワーアップ事業(産地生産基盤パワーアップ事業) 補助金 【処分制限財産について：意見】 熊本市農林水産振興補助金事務取扱要綱(以下「要綱」という。)において、補助対象に工事が含まれているが、処分制限財産に関して要綱において規定されていない。 本補助金は、地域の営農戦略に基づいて実施する産地の高収益化に向けた取組や園芸作物等の生産基盤の強化を図ることを目的としており公益性の観点から問題はないと考えられるが、補助金で取得した固定資産から売却収入を得ることは公益性の観点から問題である。 よって、市は、処分制限財産に関して、例えば、農林水産省が発出している産地生産基盤パワーアップ事業費補助金交付要綱(以下「国要綱」という)に準ずる旨を要綱において規定することが望ましい。</p>	
措置内容	措置日
<p>当該補助金が規定されている熊本市農業及び水産振興補助金事務取扱要綱に、財産処分の制限に関する条項を新設し、熊本県農林水産業振興補助金等交付要項に準ずる旨を規定した上で、令和7年(2025年)4月1日から施行した。</p>	<p>令和7年(2025年) 4月1日</p>

令和5年度(2023年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ：補助金等に関する事務の執行について ~

農水局 農業支援課

指摘事項等	
<p>令和4年度(2022年度)産地パワーアップ事業(産地生産基盤パワーアップ事業) 補助金 【消費税仕入控除税額について：意見】 市は、要綱において、消費税仕入控除税額に関して規定していない。 市は、国要綱に基づき消費税を交付対象経費に含めない取扱いをしているが、市の要綱においても消費税仕入控除税額に関する規定を設けておいた方が、明瞭性の観点から望ましいと考えられる。 よって、市は、消費税仕入控除税額に関して、例えば、国要綱に準ずる旨を要綱において規定することが望ましい。</p>	
措置内容	措置日
<p>当該補助金が規定されている熊本市農業及び水産振興補助金事務取扱要綱に、消費税仕入控除税額に関する条項を新設し、令和7年(2025年)4月1日から施行した。</p>	<p>令和7年(2025年) 4月1日</p>

令和5年度(2023年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ：補助金等に関する事務の執行について ~

農水局 農業支援課

指摘事項等	
<p>令和4年度(2022年度)産地パワーアップ事業(産地生産基盤パワーアップ事業) 補助金 【補助事業の終期の設定について：意見】 市は、本補助金について特段の終期を設定しておらず、補助金を継続して交付することの妥当性等を検証するための定期的な見直しを行っていない。 補助事業が継続して交付されている場合に特段の終期の設定が無いと、補助金の固定化、既得権化等を招きかねない。また、社会情勢の変化により補助事業の必要性や公益性が薄れる可能性もある。 よって、市においては、補助事業については終期を設定し、定期的に、補助事業の交付目的や公益性等に問題が無いかを検証するとともに、補助金交付の成果が今後も期待できるか等を検討することが望ましい。</p>	
措置内容	措置日
<p>当該補助金が規定されている熊本市農業及び水産振興補助金事務取扱要綱に、県の補助事業の終了に合わせて市の補助事業も廃止する旨を規定し、令和7年(2025年)4月1日から施行した。</p>	<p>令和7年(2025年) 4月1日</p>

令和5年度(2023年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ：補助金等に関する事務の執行について ~

農水局 農業支援課

指摘事項等	
<p>令和4年度(2022年度)産地パワーアップ事業(産地生産基盤パワーアップ事業) 補助金 【成果指標の設定について：意見】</p> <p>本補助金は、地域の営農戦略に基づいて実施する産地の高収益化に向けた取組や園芸作物等の生産基盤の強化を図ることが目的である。また、本補助金の成果指標は、低コスト耐候性ハウスの導入面積となっている。令和2年度の決算額は無いにもかかわらず、令和2年度の成果指標(実績)には数値が記載されている。</p> <p>低コスト耐候性ハウスの導入面積は、本補助金の目的との関連性が理解しづらく補助金の目的を達成しているかどうかを判定する指標としては市民の理解が得られないおそれがある。</p> <p>よって、市は、本補助金の目的を達成しているかどうか判別する指標として別の成果指標の必要性を検討することが望ましい。</p>	
措置内容	措置日
<p>令和6年(2024年)9月に策定された熊本市補助金等の適正執行に関するガイドラインに基づき、補助金等見直しシートへ補助対象事業に関連する適切な成果指標を設定した。</p>	<p>令和7年(2025年) 3月31日</p>

令和5年度(2023年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ：補助金等に関する事務の執行について ~

農水局 北東部農業振興センター農業振興課

指摘事項等	
<p>熊本市夢と活力ある農業推進事業</p> <p>【処分制限財産を処分した場合の取扱いの明確化について：意見】</p> <p>処分制限財産に関しては、熊本市夢と活力ある農業推進事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）規定されているが、現状の実施要綱では、処分制限財産の処分（売却など）がなされた場合の具体的取扱いについての規定がなく、仮に処分されたとしても補助金等の返還を請求する根拠がない状態となっている。</p> <p>補助金を財源として取得した財産については、その目的に沿った使用をすることで補助金の目的を達成することが可能となる。</p> <p>そのため、処分制限財産について処分が行われた場合には、補助金の返還を求めることも検討すべきである。</p> <p>よって市は、補助金の返還を求める根拠として、実施要綱において処分制限財産を処分した場合の取扱いについて規定することが望ましい。</p>	
措置内容	措置日
<p>当該補助金が規定されている熊本市夢と活力ある農業推進事業実施要綱に、財産処分の制限に関する条項を新設し、令和7年（2025年）4月1日から施行した。</p>	<p>令和7年（2025年） 4月1日</p>

令和5年度(2023年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ：補助金等に関する事務の執行について ~

農水局 北東部農業振興センター農業振興課

指摘事項等	
<p>熊本市夢と活力ある農業推進事業</p> <p>【補助事業の終期の設定について：意見】</p> <p>市は、本補助金について特段の終期を設定しておらず、補助金を継続して交付することの妥当性等を検証するための定期的な見直しを行っていない。</p> <p>補助事業が継続して交付されている場合に特段の終期の設定が無いと、補助金の固定化、既得権化等を招きかねない。また、社会情勢の変化により補助事業の必要性や公益性が薄れる可能性もある。</p> <p>よって、市においては、補助事業については終期を設定し、定期的に、補助事業の交付目的や公益性等に問題が無いかを検証するとともに、補助金交付の成果が今後も期待できるか等を検討することが望ましい。</p>	
措置内容	措置日
<p>当該事業の実施伺に終期を設定・記載し、翌年度以降の事業実施については終期までに継続の必要性に関する検証を行う旨の文言を追加した。(財政課に確認済)</p>	<p>令和7年(2025年) 2月18日</p>

令和5年度(2023年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ：補助金等に関する事務の執行について ~

農水局 北東部農業振興センター農業振興課

指摘事項等	
<p>熊本市夢と活力ある農業推進事業</p> <p>【補助事業ごとの成果指標の設定について：意見】</p> <p>成果指標は、補助事業の実施後、本補助金の成果を測定するための指標となるものであるため、補助対象事業との関連性が重要となる。</p> <p>しかし、市が設定している成果指標については、補助事業によるスマート農業の取組件数以外は、補助対象事業との関連性が乏しく、事業の評価を行うには適していないと考えられる。</p> <p>よって市は、補助事業の事後的な評価を適切に行うため、成果指標の設定にあたって、補助対象事業ごとに関連する適切な成果指標を設定することが望ましい。</p>	
措置内容	措置日
<p>令和6年(2024年)9月に策定された熊本市補助金等の適正執行に関するガイドラインに基づき、補助金等見直しシートへ補助対象事業に関連する適切な成果指標を設定した。</p>	<p>令和7年(2025年) 3月31日</p>

令和5年度(2023年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ：補助金等に関する事務の執行について ~

農水局 北東部農業振興センター農業振興課

指摘事項等	
<p>農地利用効率化等支援交付金</p> <p>【処分制限財産に係る定義及び取扱いの明確化について：意見】</p> <p>本補助金は、地域が目指すべき将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿の実現に向けて生産の効率化に取り組む場合に必要な農業用機械・施設等の導入を支援することを目的として交付されるものであるため、補助対象経費には機械・施設等の財産が含まれる。</p> <p>熊本市農業及び水産業振興補助金事務取扱要綱（以下「本補助金交付要綱」という。）を閲覧したところ、処分制限財産に関する規定の記載がない。</p> <p>なお、本補助金は、国による財源負担があるが、国の交付金実施要綱については、処分制限財産に関する規定が明記されている。</p> <p>固定資産のような財産は、1年以上の期間に亘って使用可能であり、補助金交付の後年度に譲渡等の処分が行われると、補助金の交付目的を逸するだけでなく、処分により換金可能性がある場合は不正等のリスクも招きかねない。</p> <p>本補助金については、国の交付金実施要綱については処分制限財産に関する規定があるものの、本補助金交付要綱においては同様の規定がない。</p> <p>よって、市は、本補助金交付要綱においても処分制限財産に関して、当該財産の管理方法や処分する場合の具体的な手続等に係る規定を明記することが望ましい。</p>	
措置内容	措置日
<p>当該補助金が規定されている熊本市農業及び水産振興補助金事務取扱要綱に、財産処分の制限に関する条項を新設し、国要綱に準ずる旨を規定した上で、令和7年（2025年）4月1日から施行した。</p>	<p>令和7年（2025年） 4月1日</p>

令和5年度(2023年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ：補助金等に関する事務の執行について ~

農水局 北東部農業振興センター農業振興課

指摘事項等	
<p>農地利用効率化等支援交付金</p> <p>【補助金交付要綱における暴力団排除条項の設置、及び確認の検討について：意見】</p> <p>市は、平成24年度に熊本市暴力団排除条例を施行しており、暴力団の排除に関する施策を総合的に推進することを定めている。</p> <p>上記条例の趣旨に基づき、補助金の交付についても暴力団排除に係る施策が実施されるべきと考えられる。</p> <p>しかし、本補助金交付要綱には、暴力団排除条項に該当する条項は設置されていなかった。</p> <p>市においては、補助金事業を通じて暴力団を利することに繋がるリスクを排除する観点から、本補助金交付要綱における暴力団排除条項の設置を検討することが望ましい。</p> <p>また、本補助金については、補助金交付申請書様式等に暴力団ではないことの宣誓に係る事項を記載することにより、確認を実施することも検討に値すると考える。</p>	
措置内容	措置日
<p>当該補助金が規定されている熊本市農業及び水産振興補助金事務取扱要綱に、暴力団関係者を除外する条項及び付随する誓約書を新設し、令和7年(2025年)4月1日から施行した。</p>	<p>令和7年(2025年) 4月1日</p>

令和5年度(2023年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ：補助金等に関する事務の執行について ~

農水局 北東部農業振興センター農業振興課

指摘事項等	
<p>農地利用効率化等支援交付金</p> <p>【補助事業の終期の設定について：意見】</p> <p>市は、本補助金について特段の終期を設定しておらず、補助金を継続して交付することの妥当性等を検証するための定期的な見直しを行っていない。</p> <p>補助事業が継続して交付されている場合に特段の終期の設定が無いと、補助金の固定化、既得権化等を招きかねない。また、社会情勢の変化により補助事業の必要性や公益性が薄れる可能性もある。</p> <p>よって、市においては、補助事業については終期を設定し、定期的に、補助事業の交付目的や公益性等に問題が無いかを検証するとともに、補助金交付の成果が今後も期待できるか等を検討することが望ましい。</p>	
措置内容	措置日
<p>当該補助金が規定されている熊本市農業及び水産振興補助金事務取扱要綱に、県の補助事業の終了に合わせて市の補助事業も廃止する旨を規定し、令和7年(2025年)4月1日から施行した。</p> <p>今後は、令和6年(2024年)9月27日財政課策定「補助金等の適正執行に関するガイドライン」に沿って、定期的に、補助事業の交付目的や公益性等に問題が無いかを検証するとともに、補助金交付の成果が今後も期待できるか等を検討していく。</p>	<p>令和7年(2025年) 4月1日</p>

令和5年度(2023年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ：補助金等に関する事務の執行について ~

農水局 北東部農業振興センター農業振興課

指摘事項等	
<p>農業次世代人材投資資金</p> <p>【補助金交付要綱における暴力団排除条項の設置、及び確認の検討について：意見】</p> <p>市は、平成24年度に熊本市暴力団排除条例を施行しており、暴力団の排除に関する施策を総合的に推進することを定めている。</p> <p>上記条例の趣旨に基づき、補助金の交付についても暴力団排除に係る施策が実施されるべきと考えられる。</p> <p>しかし、交付要綱には、暴力団排除条項に該当する条項は設置されていなかった。</p> <p>市においては、補助金事業を通じて暴力団を利することに繋がるリスクを排除する観点から、交付要綱における暴力団排除条項の設置を検討することが望ましい。</p> <p>また、本補助金については、補助金交付申請書様式等に暴力団ではないことの宣誓に係る事項を記載することにより、確認を実施することも検討に値すると考える。</p>	
措置内容	措置日
<p>当該補助金が規定されている熊本市農業及び水産振興補助金事務取扱要綱に、暴力団関係者を除外する条項及び付随する誓約書を新設し、令和7年(2025年)4月1日から施行した。</p>	<p>令和7年(2025年) 4月1日</p>

令和5年度(2023年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ：補助金等に関する事務の執行について ~

農水局 北東部農業振興センター農業振興課

指摘事項等	
<p>農業次世代人材投資資金</p> <p>【補助事業の終期の設定について：意見】</p> <p>市は、本補助金について特段の終期を設定しておらず、補助金を継続して交付することの妥当性等を検証するための定期的な見直しを行っていない。</p> <p>補助事業が継続して交付されている場合に特段の終期の設定が無いと、補助金の固定化、既得権化等を招きかねない。また、社会情勢の変化により補助事業の必要性や公益性が薄れる可能性もある。</p> <p>よって、市においては、補助事業については終期を設定し、定期的に、補助事業の交付目的や公益性等に問題が無いかを検証するとともに、補助金交付の成果が今後も期待できるか等を検討することが望ましい。</p>	
措置内容	措置日
<p>当該補助金が規定されている熊本市農業及び水産振興補助金事務取扱要綱に、県の補助事業の終了に合わせて市の補助事業も廃止する旨を規定し、令和7年(2025年)4月1日から施行した。</p> <p>今後は、令和6年(2024年)9月27日財政課策定「補助金等の適正執行に関するガイドライン」に沿って、定期的に、補助事業の交付目的や公益性等に問題が無いかを検証するとともに、補助金交付の成果が今後も期待できるか等を検討していく。</p>	<p>令和7年(2025年) 4月1日</p>

令和5年度(2023年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ：補助金等に関する事務の執行について ~

農水局 北東部農業振興センター農業振興課

指摘事項等	
<p>農業次世代人材投資資金 【補助事業に対応した成果指標の設定について：意見】 成果指標は、補助事業の実施後、本補助金の成果を測定するための指標となるものであるため、補助対象事業との関連性が重要となる。 しかし、市が設定している成果指標については、補助対象事業との関連性が乏しく、事業の評価を行うには適していないと考えられる。 よって市は、補助事業の事後的な評価を適切に行うため、成果指標の設定にあたって、補助対象事業に関連する適切な成果指標を設定することが望ましい。</p>	
措置内容	措置日
<p>令和6年(2024年)9月に策定された熊本市補助金等の適正執行に関するガイドラインに基づき、補助金等見直しシートへ補助対象事業に関連する適切な成果指標を設定した。</p>	<p>令和7年(2025年) 3月31日</p>

令和5年度(2023年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ：補助金等に関する事務の執行について ~

農水局 北東部農業振興センター農業振興課

指摘事項等	
<p>熊本市畜産経営継続緊急支援事業支援金</p> <p>【補助金の効果に係る事後的検証について：意見】</p> <p>市は、本補助金の成果指標として「1戸当たりの畜産物の産出額」を設定している。</p> <p>市によれば、当該成果指標を設定した理由は、「物価高騰により畜産経営の継続が困難となる中、本補助金により廃業を踏みとどまることができたかを測定するため」とのことである。</p> <p>しかし、「1戸当たりの畜産物の産出額」が減少しなかった理由が、本補助金だけの影響とは限られないため、本補助金の効果をダイレクトに測定する指標としてはなじまない可能性がある。</p> <p>また、市は本補助金に関して、補助対象事業者に対するアンケートはとっていない。</p> <p>物価高騰に対する補助金の効果をダイレクトに測定する成果指標の設定は、困難であると思われるが、市は、補助対象事業者に対してアンケートを取るなどして、事後的に本補助金の効果を把握することが望ましい。</p>	
措置内容	措置日
<p>本事業を活用した畜産経営体（106経営体）に対し、事業効果把握を目的としたアンケート調査を実施した。</p> <p>本事業は令和4年度（2022年度）の単発事業であるが、今後同様の補助事業を実施する場合は効果検証のための事後調査等を実施することとする。</p>	<p>令和7年（2025年） 1月24日</p>

令和5年度(2023年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ：補助金等に関する事務の執行について ~

農水局 西南部農業振興センター農業振興課

指摘事項等	
<p>熊本市夢と活力ある農業推進事業</p> <p>【処分制限財産を処分した場合の取扱いの明確化について：意見】</p> <p>処分制限財産に関しては、熊本市夢と活力ある農業推進事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）の中で規定されているが、現状の実施要綱では、処分制限財産の処分（売却など）がなされた場合の具体的取扱いについての規定がなく、仮に処分されたとしても補助金等の返還を請求する根拠がない状態となっている。</p> <p>補助金を財源として取得した財産については、その目的に沿った使用をすることで補助金の目的を達成することが可能となる。</p> <p>そのため、処分制限財産について処分が行われた場合には、補助金の返還を求めることも検討すべきである。</p> <p>よって市は、補助金の返還を求める根拠として、実施要綱において処分制限財産を処分した場合の取扱いについて規定することが望ましい。</p>	
措置内容	措置日
<p>当該補助金が規定されている熊本市夢と活力ある農業推進事業実施要綱に、処分制限財産を処分した場合の取扱いについて規定した条項を新設し、令和7年（2025年）4月1日から施行した。</p>	<p>令和7年（2025年） 4月1日</p>

令和5年度(2023年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ：補助金等に関する事務の執行について ~

農水局 西南部農業振興センター農業振興課

指摘事項等	
<p>熊本市夢と活力ある農業推進事業</p> <p>【補助事業の終期の設定について：意見】</p> <p>市は、本補助金について特段の終期を設定しておらず、補助金を継続して交付することの妥当性等を検証するための定期的な見直しを行っていない。</p> <p>補助事業が継続して交付されている場合に特段の終期の設定が無いと、補助金の固定化、既得権化等を招きかねない。また、社会情勢の変化により補助事業の必要性や公益性が薄れる可能性もある。</p> <p>よって、市においては、補助事業については終期を設定し、定期的に、補助事業の交付目的や公益性等に問題が無いかを検証するとともに、補助金交付の成果が今後も期待できるか等を検討することが望ましい。</p>	
措置内容	措置日
<p>当該事業の実施伺に終期を設定・記載し、翌年度以降の事業実施については終期までに継続の必要性に関する件証を行う旨の文言を追加した。(財政課確認済)</p> <p>今後は、令和6年(2024年)9月27日財政課策定「補助金等の適正執行に関するガイドライン」に沿って、定期的に、補助事業の交付目的や公益性等に問題が無いかを検証するとともに、補助金交付の成果が今後も期待できるか等を検討していく。</p>	<p>令和7年(2025年) 2月18日</p>

令和5年度(2023年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ：補助金等に関する事務の執行について ~

農水局 西南部農業振興センター農業振興課

指摘事項等	
<p>熊本市夢と活力ある農業推進事業</p> <p>【補助事業ごとの成果指標の設定について：意見】</p> <p>成果指標は、補助事業の実施後、本補助金の成果を測定するための指標となるものであるため、補助対象事業との関連性が重要となる。</p> <p>しかし、市が設定している成果指標については、補助事業によるスマート農業の取組件数以外は、補助対象事業との関連性が乏しく、事業の評価を行うには適していないと考えられる。</p> <p>よって市は、補助事業の事後的な評価を適切に行うため、成果指標の設定にあたって、補助対象事業ごとに関連する適切な成果指標を設定することが望ましい。</p>	
措置内容	措置日
<p>令和6年(2024年)9月に策定された熊本市補助金等の適正執行に関するガイドラインに基づき、補助金等見直しシートへ補助対象事業に関連する適切な成果指標を設定した。</p>	<p>令和7年(2025年) 3月31日</p>

令和5年度(2023年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ：補助金等に関する事務の執行について ~

農水局 西南部農業振興センター農業振興課

指摘事項等	
<p>農業次世代人材投資資金</p> <p>【補助金交付要綱における暴力団排除条項の設置、及び確認の検討について：意見】</p> <p>市は、平成24年度に熊本市暴力団排除条例を施行しており、暴力団の排除に関する施策を総合的に推進することを定めている。</p> <p>上記条例の趣旨に基づき、補助金の交付についても暴力団排除に係る施策が実施されるべきと考えられる。</p> <p>しかし、交付要綱には、暴力団排除条項に該当する条項は設置されていなかった。</p> <p>市においては、補助金事業を通じて暴力団を利することに繋がるリスクを排除する観点から、交付要綱における暴力団排除条項の設置を検討することが望ましい。</p> <p>また、本補助金については、補助金交付申請書様式等に暴力団ではないことの宣誓に係る事項を記載することにより、確認を実施することも検討に値すると考える。</p>	
措置内容	措置日
<p>当該補助金が規定されている熊本市農業及び水産振興補助金事務取扱要綱に、暴力団関係者を除外する条項及び付随する誓約書を新設し、令和7年(2025年)4月1日から施行した。</p>	<p>令和7年(2025年) 4月1日</p>

令和5年度(2023年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ：補助金等に関する事務の執行について ~

農水局 西南部農業振興センター農業振興課

指摘事項等	
<p>農業次世代人材投資資金 【補助事業の終期の設定について：意見】 市は、本補助金について特段の終期を設定しておらず、補助金を継続して交付することの妥当性等を検証するための定期的な見直しを行っていない。 補助事業が継続して交付されている場合に特段の終期の設定が無いと、補助金の固定化、既得権化等を招きかねない。また、社会情勢の変化により補助事業の必要性や公益性が薄れる可能性もある。 よって、市においては、補助事業については終期を設定し、定期的に、補助事業の交付目的や公益性等に問題が無いかを検証するとともに、補助金交付の成果が今後も期待できるか等を検討することが望ましい。</p>	
措置内容	措置日
<p>当該補助金が規定されている熊本市農業及び水産振興補助金事務取扱要綱に、県の補助事業の終了に合わせて市の補助事業も廃止する旨を規定し、令和7年(2025年)4月1日から施行した。 今後は、令和6年(2024年)9月27日財政課策定「補助金等の適正執行に関するガイドライン」に沿って、定期的に、補助事業の交付目的や公益性等に問題が無いかを検証するとともに、補助金交付の成果が今後も期待できるか等を検討していく。</p>	<p>令和7年(2025年) 4月1日</p>

令和5年度(2023年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ：補助金等に関する事務の執行について ~

農水局 西南部農業振興センター農業振興課

指摘事項等	
<p>農業次世代人材投資資金 【補助事業に対応した成果指標の設定について：意見】 成果指標は、補助事業の実施後、本補助金の成果を測定するための指標となるものであるため、補助対象事業との関連性が重要となる。 しかし、市が設定している成果指標については、補助対象事業との関連性が乏しく、事業の評価を行うには適していないと考えられる。 よって市は、補助事業の事後的な評価を適切に行うため、成果指標の設定にあたって、補助対象事業に関連する適切な成果指標を設定することが望ましい。</p>	
措置内容	措置日
<p>令和6年(2024年)9月に策定された熊本市補助金等の適正執行に関するガイドラインに基づき、補助金等見直しシートへ補助対象事業に関連する適切な成果指標を設定した。</p>	<p>令和7年(2025年) 3月31日</p>

令和5年度(2023年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ：補助金等に関する事務の執行について ~

農水局 西南部農業振興センター基盤整備課

指摘事項等	
<p>経営体育成基盤整備事業補助金</p> <p>【補助金交付要綱における暴力団排除条項の設置、及び確認の検討について：意見】</p> <p>市は、平成24年度に熊本市暴力団排除条例を施行しており、暴力団の排除に関する施策を総合的に推進することを定めている。</p> <p>上記条例の趣旨に基づき、補助金の交付についても暴力団排除に係る施策が実施されるべきと考えられる。</p> <p>しかし、熊本市農業及び水産業振興補助金事務取扱要綱（以下「事務取扱要綱」という。）には、暴力団排除条項に該当する条項は設置されていなかった。</p> <p>市においては、補助金事業を通じて暴力団を利することに繋がるリスクを排除する観点から、事務取扱要綱における暴力団排除条項の設置を検討することが望ましい。</p> <p>また、本補助金については、補助金交付申請書様式等に暴力団ではないことの宣誓に係る事項を記載することにより、確認を実施することも検討に値すると考える。</p>	
措置内容	措置日
<p>当該補助金が規定されている熊本市農業農村整備事業補助金事務取扱要綱に、暴力団関係者を除外する条項及び付随する誓約書を設置し、令和7年（2025年）4月1日から施行した。</p> <p>（当該補助金について、「熊本市農業及び水産業振興補助金事務取扱要綱」から削除し、令和7年（2025年）3月14日「熊本市農業農村整備事業補助金事務取扱要綱」を制定した。）</p>	<p>令和7年（2025年） 4月1日</p>

令和5年度(2023年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ：補助金等に関する事務の執行について ~

農水局 西南部農業振興センター基盤整備課

指摘事項等	
<p>経営体育成基盤整備事業補助金</p> <p>【補助事業の終期の設定について：意見】</p> <p>市は、本補助金について特段の終期を設定しておらず、補助金を継続して交付することの妥当性等を検証するための定期的な見直しを行っていない。</p> <p>補助事業が継続して交付されている場合に特段の終期の設定が無いと、補助金の固定化、既得権化等を招きかねない。また、社会情勢の変化により補助事業の必要性や公益性が薄れる可能性もある。</p> <p>よって、市においては、補助事業については終期を設定し、定期的に、補助事業の交付目的や公益性等に問題が無いかを検証するとともに、補助金交付の成果が今後も期待できるか等を検討することが望ましい。</p>	
措置内容	措置日
<p>当該補助金が規定されている熊本市農業農村整備事業補助金事務取扱要綱に、終期を設定し、令和7年(2025年)4月1日から施行した。</p> <p>(当該補助金について、「熊本市農業及び水産業振興補助金事務取扱要綱」から削除し、令和7年(2025年)3月14日「熊本市農業農村整備事業補助金事務取扱要綱」を制定した。)</p> <p>今後は、令和6年9月27日財政課策定「補助金等の適正執行に関するガイドライン」に沿って、定期的に、補助事業の交付目的や公益性等に問題が無いかを検証するとともに、補助金交付の成果が今後も期待できるか等を検討していく。</p>	<p>令和7年(2025年)4月1日</p>

令和5年度(2023年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ：補助金等に関する事務の執行について ~

農水局 西南部農業振興センター基盤整備課

指摘事項等	
<p>県営松の木堰地区かんがい排水事業補助金 【補助金交付要綱における暴力団排除条項の設置、及び確認の検討について：意見】 市は、平成24年度に熊本市暴力団排除条例を施行しており、暴力団の排除に関する施策を総合的に推進することを定めている。 上記条例の趣旨に基づき、補助金の交付についても暴力団排除に係る施策が実施されるべきと考えられる。 しかし、熊本市農業及び水産業振興補助金事務取扱要綱（以下「事務取扱要綱」という。）には、暴力団排除条項に該当する条項は設置されていなかった。 市においては、補助金事業を通じて暴力団を利することに繋がるリスクを排除する観点から、事務取扱要綱における暴力団排除条項の設置を検討することが望ましい。 また、本補助金については、補助金交付申請書様式等に暴力団ではないことの宣誓に係る事項を記載することにより、確認を実施することも検討に値すると考える。</p>	
措置内容	措置日
<p>当該補助金が規定されている熊本市農業農村整備事業補助金事務取扱要綱に、暴力団関係者を除外する条項及び付随する誓約書を設置し、令和7年（2025年）4月1日から施行した。 （当該補助金について、「熊本市農業及び水産業振興補助金事務取扱要綱」から削除し、令和7年（2025年）3月14日「熊本市農業農村整備事業補助金事務取扱要綱」を制定した。）</p>	<p>令和7年（2025年） 4月1日</p>

令和5年度(2023年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ：補助金等に関する事務の執行について ~

農水局 西南部農業振興センター基盤整備課

指摘事項等	
<p>県営松の木堰地区かんがい排水事業補助金 【補助事業の終期の設定について：意見】 市は、本補助金について特段の終期を設定しておらず、補助金を継続して交付することの妥当性等を検証するための定期的な見直しを行っていない。 補助事業が継続して交付されている場合に特段の終期の設定が無いと、補助金の固定化、既得権化等を招きかねない。また、社会情勢の変化により補助事業の必要性や公益性が薄れる可能性もある。 よって、市においては、補助事業については終期を設定し、定期的に、補助事業の交付目的や公益性等に問題が無いかを検証するとともに、補助金交付の成果が今後も期待できるか等を検討することが望ましい。</p>	
措置内容	措置日
<p>当該補助金が規定されている熊本市農業農村整備事業補助金事務取扱要綱に、終期を設定し、令和7年(2025年)4月1日から施行した。 (当該補助金について、「熊本市農業及び水産業振興補助金事務取扱要綱」から削除し、令和7年(2025年)3月14日「熊本市農業農村整備事業補助金事務取扱要綱」を制定した。) 今後は、令和6年(2024年)9月27日財政課策定「補助金等の適正執行に関するガイドライン」に沿って、定期的に、補助事業の交付目的や公益性等に問題が無いかを検証するとともに、補助金交付の成果が今後も期待できるか等を検討していく。</p>	<p>令和7年(2025年) 4月1日</p>

令和5年度(2023年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ：補助金等に関する事務の執行について ~

農水局 西南部農業振興センター基盤整備課

指摘事項等	
<p>水害予防事業補助金</p> <p>【補助金交付要綱における暴力団排除条項の設置、及び確認の検討について：意見】</p> <p>市は、平成24年度に熊本市暴力団排除条例を施行しており、暴力団の排除に関する施策を総合的に推進することを定めている。</p> <p>上記条例の趣旨に基づき、補助金の交付についても暴力団排除に係る施策が実施されるべきと考えられる。</p> <p>しかし、熊本市農業及び水産業振興補助金事務取扱要綱（以下「事務取扱要綱」という。）には、暴力団排除条項に該当する条項は設置されていなかった。</p> <p>市においては、補助金事業を通じて暴力団を利することに繋がるリスクを排除する観点から、事務取扱要綱における暴力団排除条項の設置を検討することが望ましい。</p> <p>また、本補助金については、次のとおり、補助金交付申請書様式等に暴力団ではないことの宣誓に係る事項を記載することにより、確認を実施することも検討に値すると考える。</p>	
措置内容	措置日
<p>当該補助金が規定されている熊本市農業農村整備事業補助金事務取扱要綱に、暴力団関係者を除外する条項及び付随する誓約書を設置し、令和7年（2025年）4月1日から施行した。</p> <p>（当該補助金について、「熊本市農業及び水産業振興補助金事務取扱要綱」から削除し、令和7年（2025年）3月14日「熊本市農業農村整備事業補助金事務取扱要綱」を制定した。）</p>	<p>令和7年（2025年） 4月1日</p>

令和5年度(2023年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ：補助金等に関する事務の執行について ~

都市建設局 交通企画課

指摘事項等	
<p>熊本都市バス株式会社路線確保維持補助金</p> <p>【補助対象経費について：意見】</p> <p>熊本都市バス株式会社路線確保維持補助金交付要綱（以下、本補助金において「本補助金交付要綱」という。）では、補助対象経費が定められているが、そのうち、経常費用及び経常収益については、損益計算書における集計金額を意味しており、具体的な費目等で補助対象か否かを判断しているわけではないとのことである。なお補助対象系統は別表に定められているが、現状では全系統が補助対象系統とのことである。</p> <p>したがって、現状では熊本都市バス株式会社を実施するバス運行事業全体の経常損失の見込額が、その経費の内容に関わらず補助対象として扱われる制度設計となっている。</p> <p>一般的に、交際費や飲食費等などは補助金の対象経費として不適切とされており、また、役員人件費等は補助金の対象経費とするに慎重を期するものである。</p> <p>よって、市は、補助対象経費となる費目等について、対象外とする費目がないか等を検討することが望ましい。なお、国補助も同様の考え方になっているとのことであるが、少なくとも熊本市として現状を是とする場合は、その判断内容について文書化しておくことが望ましい。</p>	
措置内容	措置日
<p>補助対象経費については、各バス事業者における一般乗合旅客自動車運送事業（いわゆる路線バス事業）にかかる経常費用としており、国及び県が行っている同様のバス運行補助についても同じ考え方となっている。</p> <p>その内訳については、勘定科目毎の費用を各バス事業者から提出された内容を確認したうえで、当該事業にかかる役員報酬や交際費、食糧費などの経常費用に全てが路線バスを運行するために必要な経費であることを改めて確認するとともに、その旨を補助金交付決定時の決裁の際に記載した。</p>	<p>令和7年（2025年） 4月30日</p>

令和5年度(2023年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ：補助金等に関する事務の執行について ~

都市建設局 公共交通推進課

指摘事項等	
<p>熊本市鉄道安全輸送設備等事業補助金</p> <p>【暴力団排除に係る施策の実施について：意見】</p> <p>市は、平成24年度に熊本市暴力団排除条例を施行しており、暴力団の排除に関する施策を総合的に推進することを定めている。</p> <p>上記条例の趣旨に基づき、補助金の交付についても暴力団排除に係る施策が実施されるべきと考えられる。</p> <p>しかし、熊本市鉄道安全輸送設備整備事業費補助金交付要綱（以下、本補助金において「本補助金交付要綱」という。）には、暴力団排除条項に該当する条項は設置されていなかった。</p> <p>なお、市によれば、この件について特段の対応は実施していないとのことである。</p> <p>市においては、補助金事業を通じて暴力団を利することに繋がるリスクを排除する観点から、暴力団排除条項に係る施策を実施することが望ましい。</p> <p>具体的には、実施伺において暴力団排除条項に係る規定を定めるとともに、当該規程に基づき、暴力団排除に係る確認を実施することが望ましい。</p>	
措置内容	措置日
<p>要綱に暴力団員等の排除に関する規程を追加した。</p>	<p>令和7年（2025年） 4月1日</p>

令和5年度(2023年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ：補助金等に関する事務の執行について ~

都市建設局 地域交通支援課

指摘事項等	
<p>熊本市鉄道安全輸送設備等事業補助金</p> <p>【補助事業の終期の設定について：意見】</p> <p>市は、本補助金について特段の終期を設定しておらず、補助金を継続して交付することの妥当性等を検証するための定期的な見直しを行っていない。</p> <p>補助事業が継続して交付されている場合に特段の終期の設定が無いと、補助金の固定化、既得権化等を招きかねない。また、社会情勢の変化により補助事業の必要性や公益性が薄れる可能性もある。</p> <p>よって、市においては、補助事業については終期を設定し、定期的に、補助事業の交付目的や公益性等に問題が無いかを検証するとともに、補助金交付の成果が今後も期待できるか等を検討することが望ましい。</p>	
措置内容	措置日
<p>要綱に終期の設定に関する規程を追加した。</p> <p>今後は、令和6年(2024年)9月27日財政課策定「補助金等の適正執行に関するガイドライン」に沿って、定期的に、補助事業の交付目的や公益性等に問題が無いかを検証するとともに、補助金交付の成果が今後も期待できるか等を検討していく。</p>	<p>令和7年(2025年) 4月1日</p>

令和5年度(2023年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ：補助金等に関する事務の執行について ~

都市建設局 地域交通支援課

指摘事項等	
<p>熊本市民営自転車等駐車場短時間無料制度補助金</p> <p>【補助事業の終期の設定について：意見】</p> <p>市は、本補助金について特段の終期を設定しておらず、補助金を継続して交付することの妥当性等を検証するための定期的な見直しを行っていない。</p> <p>補助事業が継続して交付されている場合に特段の終期の設定が無いと、補助金の固定化、既得権化等を招きかねない。また、社会情勢の変化により補助事業の必要性や公益性が薄れる可能性もある。</p> <p>よって、市においては、補助事業については終期を設定し、定期的に、補助事業の交付目的や公益性等に問題が無いかを検証するとともに、補助金交付の成果が今後も期待できるか等を検討することが望ましい。</p>	
措置内容	措置日
<p>令和6年(2024年)9月27日財政課策定「補助金等の適正執行に関するガイドライン」に基づき、補助金要綱を改正し、終期の設定を行った。</p> <p>今後は、ガイドラインに沿って、定期的に、補助事業の交付目的や公益性等に問題が無いかを検証するとともに、補助金交付の成果が今後も期待できるか等を検討していく。</p>	<p>令和7年(2025年) 4月1日</p>

令和5年度(2023年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ：補助金等に関する事務の執行について ~

都市建設局 住宅政策課

指摘事項等	
<p>熊本市被災マンション建替え支援補助金</p> <p>【補助金交付要綱における暴力団排除条項の設置、及び確認の検討について：意見】</p> <p>市は、平成24年度に熊本市暴力団排除条例を施行しており、暴力団の排除に関する施策を総合的に推進することを定めている。</p> <p>上記条例の趣旨に基づき、補助金の交付についても暴力団排除に係る施策が実施されるべきと考えられる。</p> <p>しかし、熊本市被災マンション建替え支援補助金実施要綱（以下「実施要綱」という。）には、暴力団排除条項に該当する条項は設置されていなかった。</p> <p>市においては、補助金事業を通じて暴力団を利することに繋がるリスクを排除する観点から、実施要綱における暴力団排除条項の設置を検討することが望ましい。</p> <p>また、本補助金については、補助金交付申請書様式等に暴力団ではないことの宣誓に係る事項を記載することにより、確認を実施することも検討に値すると考える。</p>	
措置内容	措置日
<p>意見に沿った運用とすることとし、関係規定の整備のため、要綱を改正した。</p>	<p>令和6年（2024年） 12月19日</p>

令和5年度(2023年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ：補助金等に関する事務の執行について ~

都市建設局 住宅政策課

指摘事項等	
<p>熊本市被災マンション建替え支援補助金 【補助事業の終期の設定について：意見】 市は、本補助金について特段の終期を設定しておらず、補助金を継続して交付することの妥当性等を検証するための定期的な見直しを行っていない。 補助事業が継続して交付されている場合に特段の終期の設定が無いと、補助金の固定化、既得権化等を招きかねない。また、社会情勢の変化により補助事業の必要性や公益性が薄れる可能性もある。 よって、市においては、補助事業については終期を設定し、定期的に、補助事業の交付目的や公益性等に問題が無いかを検証するとともに、補助金交付の成果が今後も期待できるか等を検討することが望ましい。</p>	
措置内容	措置日
<p>意見に沿った運用とすることとし、関係規定の整備のため、要綱を改正した。 今後は、令和6年(2024年)9月27日財政課策定「補助金等の適正執行に関するガイドライン」に沿って、定期的に、補助事業の交付目的や公益性等に問題が無いかを検証するとともに、補助金交付の成果が今後も期待できるか等を検討していく。</p>	<p>令和6年(2024年) 12月19日</p>

令和5年度(2023年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ: 補助金等に関する事務の執行について ~

教育委員会事務局 放課後児童育成課

指摘事項等	
<p>No.87 熊本市民間児童育成クラブ運営費等補助金 【補助金交付要綱における暴力団排除条項の設置、及び確認の検討について】 市は、平成24年度に熊本市暴力団排除条例を施行しており、暴力団の排除に関する施策を総合的に推進することを定めている。 上記条例の趣旨に基づき、補助金の交付についても暴力団排除に係る施策が実施されるべきと考えられる。 しかし、熊本市民間児童育成クラブ運営費等補助金交付要綱(以下、本補助金において「本補助金交付要綱」という。)には、暴力団排除条項に該当する条項は設置されていなかった。 市においては、補助金事業を通じて暴力団を利することに繋がるリスクを排除する観点から、本補助金交付要綱における暴力団排除条項の設置を検討することが望ましい。 また、本補助金については、補助金申請書様式等に暴力団ではないことの宣誓に係る事項を記載することにより、確認を実施することも検討に値すると考える。</p>	
措置内容	措置日
<p>令和6年度の熊本市民間児童育成クラブ運営費等補助金交付要綱改正に併せて、暴力団排除条項に該当する条項を設置した。 また、申請書様式に当該規定を誓約する欄を追加した。</p>	<p>令和7年(2025年) 3月24日</p>

令和5年度(2023年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ: 補助金等に関する事務の執行について ~

教育委員会事務局 学務支援課

指摘事項等	
<p>No.88 熊本市私立学校補助金</p> <p>【消費税の仕入税額控除に係る確認について】</p> <p>本補助金交付要綱において、消費税の仕入税額控除に係る取扱いに関する条項は記載されていない。また、市は、補助事業者は消費税の課税事業者か、及び仕入税額控除が生じ得るかの確認も行っていない。</p> <p>消費税計算において仕入税額控除が生じる場合、結果として補助金の交付額が過大となり、補助金の適切な交付について問題が生じる可能性がある。</p> <p>本補助金について、市は、上記のとおり補助事業者は消費税の課税事業者か、及び仕入税額控除が生じ得るかの確認も行っていない。</p> <p>よって、市は、補助事業者は消費税の課税事業者か、及び仕入税額控除が生じ得るかの確認を行うとともに、本補助金交付要綱において、消費税に係る仕入税額控除の取扱いを記載することが望ましい。</p>	
措置内容	措置日
<p>本補助は、教職員の資質向上を目的としたもので、仕入れ税額控除に影響する可能性は低いと考えるが、今回の意見を受け検討を行い、補助の対象となる経費について、消費税及び地方消費税の額を除くこととし、要綱を改正した。</p>	<p>令和6年(2024年) 3月31日</p>

令和5年度(2023年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ: 補助金等に関する事務の執行について ~

教育委員会事務局 学務支援課

指摘事項等	
<p>No.88 熊本市私立学校補助金 【実績確認の強化について】 市は、補助金額の確定に当たり、実績報告書の内容を確認するとともに、各私立高等学校から提出された領収書等の写しの内容を確認している。しかし、各私立高等学校から提出された領収書等の写しの内容を閲覧したところ、ある学校は領収書等の写しを網羅的に提出しているが、他の学校は領収書等の写しの提出が不足している等、学校ごとに提出された添付書類が異なっていた。 このため、市に対して、実績報告書の添付書類をどの程度まで求めているか、明確な指示を補助対象者へしているか質問したところ、添付書類については明確なルールは無く、提出されたものの確認にとどまっているとの回答を得た。 また、市は、本補助金の実績確認のために各私立高等学校に対する現地調査は実施していない。 支出内容の把握において原始証憑の確認を行っていない場合、補助対象経費以外へ補助金が交付されている可能性を否定できず、また、私的流用等のリスクも生じかねない。 ただし、実績確認の際、全ての原始証憑を確認することは事実上困難とも考えられるため、実績確認を行う手間と前述のリスク等を比較衡量して、具体的な実績確認の方法を決定すべきと考える。 よって、市は、上記のリスクを踏まえつつ、実施可能な実績確認の方法を慎重に検討の上、必要に応じて交付先へのヒアリングや原始証憑の確認等を実施することが望ましい。具体的には、各私立高等学校から提出を受ける領収書等の写しについては、各学校へ同一の内容を求めること、サンプルベースで各私立高等学校うち数校へ現地調査を行い領収書等の原本を閲覧すること等を検討することが望ましい。</p>	
措置内容	措置日
<p>指摘を踏まえ、具体的な実績確認の方法を検討し、令和6年度に現地調査を行い、書類不備等の確認等を実施した。 また、実績報告に際しては各学校へ同一の添付書類を求めることとし、検査する際は、領収書等の写しを精査し、実績報告との整合性を確認の上、不備不足については、必要書類の提出、修正を求めた。 次年度以降も同様に検査を行う。</p>	<p>令和7年(2025年) 6月30日</p>

令和5年度(2023年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ: 補助金等に関する事務の執行について ~

教育委員会事務局 学務支援課

指摘事項等	
<p>No.89 熊本市私立高等学校部活動育成事業補助金 【消費税の仕入税額控除に係る確認について】 本補助金交付要綱において、消費税の仕入税額控除に係る取扱いに関する条項は記載されていない。また、市は、補助事業者は消費税の課税事業者か、及び仕入税額控除が生じ得るかの確認も行っていない。 消費税計算において仕入税額控除が生じる場合、結果として補助金の交付額が過大となり、補助金の適切な交付について問題が生じる可能性がある。 本補助金について、市は、上記のとおり補助事業者は消費税の課税事業者か、及び仕入税額控除が生じ得るかの確認も行っていない。 よって、市は、補助事業者は消費税の課税事業者か、及び仕入税額控除が生じ得るかの確認を行うとともに、本補助金交付要綱において、消費税に係る仕入税額控除の取扱いを記載することが望ましい。</p>	
措置内容	措置日
<p>本補助は、部活動を通じて生徒の健全な育成を図ることを目的としたもので、仕入れ販売を行う性格のものではないものの、施設貸出等で、整備した備品を使用する可能性を排除できないことから、補助の対象となる経費について、消費税及び地方消費税の額を除くこととし、要綱を改正した。</p>	<p>令和6年(2024年) 3月31日</p>

令和5年度(2023年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ: 補助金等に関する事務の執行について ~

教育委員会事務局 学務支援課

指摘事項等	
<p>No.89 熊本市私立高等学校部活動育成事業補助金 【実績確認の強化について】</p> <p>市は、補助金額の確定に当たり、実績報告書の内容を確認するとともに、各私立高等学校から提出された領収書等の写しの内容を確認している。しかし、各私立高等学校から提出された領収書等の写しの内容を閲覧したところ、ある学校は領収書等の写しを網羅的に提出しているが、他の学校は領収書等の写しの提出が不足している等、学校ごとに提出された添付書類が異なっていた。</p> <p>このため、市に対して、実績報告書の添付書類をどの程度まで求めているか、明確な指示を補助対象者へしているか質問したところ、添付書類については明確なルールは無く、提出されたものの確認にとどまっているとの回答を得た。</p> <p>また、市は、本補助金の実績確認のために各私立高等学校に対する現地調査は実施していない。</p> <p>支出内容の把握において原始証憑の確認を行っていない場合、補助対象経費以外へ補助金が交付されている可能性を否定できず、また、私的流用等のリスクも生じかねない。</p> <p>ただし、実績確認の際、全ての原始証憑を確認することは事実上困難とも考えられるため、実績確認を行う手間と前述のリスク等を比較衡量して、具体的な実績確認の方法を決定すべきと考える。</p> <p>よって、市は、上記のリスクを踏まえつつ、実施可能な実績確認の方法を慎重に検討の上、必要に応じて交付先へのヒアリングや原始証憑の確認等を実施することが望ましい。具体的には、各私立高等学校から提出を受ける領収書等の写しについては、各学校へ同一の内容を求めること、サンプルベースで各私立高等学校うち数校へ現地調査を行い領収書等の原本を閲覧すること等を検討することが望ましい。</p>	
措置内容	措置日
<p>指摘を踏まえ、具体的な実績確認の方法を検討し、令和6年度に現地調査を行い、書類不備等の確認等を実施した。</p> <p>また、実績報告に際しては各学校へ同一の添付書類を求めることとし、検査する際は、領収書等の写しを精査し、実績報告との整合性を確認の上、不備不足については、必要書類の提出、修正を求めた。</p> <p>次年度以降も同様に検査を行う。</p>	<p>令和7年(2025年) 6月30日</p>

令和5年度(2023年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ: 補助金等に関する事務の執行について ~

教育委員会事務局 指導課

指摘事項等	
<p>No.90 熊本市立中学校運動部活動運営費補助金 【補助事業の終期の設定について】 市は、本補助金について特段の終期を設定しておらず、補助金を継続して交付することの妥当性等を検証するための定期的な見直しを行っていない。 補助事業が継続して交付されている場合に特段の終期の設定が無いと、補助金の固定化、既得権化等を招きかねない。また、社会情勢の変化により補助事業の必要性や公益性が薄れる可能性もある。 よって、市においては、補助事業については終期を設定し、定期的に、補助事業の交付目的や公益性等に問題が無いかを検証するとともに、補助金交付の成果が今後も期待できるか等を検討することが望ましい。</p>	
措置内容	措置日
<p>令和6年9月27日財政課策定の「補助金等の適正執行に関するガイドライン」に基づき補助事業について終期を設定し、要綱を改正した。</p>	<p>令和7年(2025年) 3月31日</p>

令和5年度(2023年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ: 補助金等に関する事務の執行について ~

教育委員会事務局 指導課

指摘事項等	
<p>No.91 生徒の体育大会遠征費補助金 【補助事業の終期の設定について】 市は、本補助金について特段の終期を設定しておらず、補助金を継続して交付することの妥当性等を検証するための定期的な見直しを行っていない。 補助事業が継続して交付されている場合に特段の終期の設定が無いと、補助金の固定化、既得権化等を招きかねない。また、社会情勢の変化により補助事業の必要性や公益性が薄れる可能性もある。 よって、市においては、補助事業については終期を設定し、定期的に、補助事業の交付目的や公益性等に問題が無いかを検証するとともに、補助金交付の成果が今後も期待できるか等を検討することが望ましい。</p>	
措置内容	措置日
<p>令和6年9月27日財政課策定の「補助金等の適正執行に関するガイドライン」に基づき補助事業について終期を設定し、要綱を改正した。</p>	<p>令和7年(2025年) 3月31日</p>

令和6年度(2024年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ: 交通事業に関する事務の執行について ~

交通局 運行管理課

指摘事項等	
<p>【インシデント No.1】H30.6.14 に発生したドア開扉事案</p> <p>【事実調査・原因究明の調査過程及び再発防止策の検討過程の文書化について：結果】</p> <p>インシデントが発生した場合、人員及び時間を十分に確保したうえで、事実調査及び原因究明を徹底するとともに、発生原因の深掘りを行う必要がある。</p> <p>また、事実調査及び原因究明により把握された発生原因を踏まえ、効果的かつ効率的な再発防止策を策定する必要がある。</p> <p>事実調査及び原因究明を行った内容については、協議の経過も含めて、事後検証を行う場合や他の事案が発生した場合において活用される重要な情報となる。</p> <p>再発防止策の検討については、策定した再発防止策の根拠が重要であるとともに、再発防止策が適切に実施されているかの事後検証を行う場合や他の事案が発生した場合において活用される重要な情報となる。</p> <p>これらを踏まえると、本インシデントに係る事実調査及び原因究明並びに再発防止策に係る検討過程の結果は、熊本市交通局文書規程第4条に定める軽微な事案とは言えず、文書作成は必須であると考えます。</p> <p>よって、市交通局は、事実調査及び原因究明に係る調査過程及び再発防止策の検討過程については、文書の作成を行うべきである。</p>	
措置内容	措置日
<p>「事務処理ミス 再発防止策検討シート」を活用し、上司・管理職も含めた関係職員において事実調査及び真の原因究明、効果的かつ効率的な再発防止策の策定を行うこととした。なお、原因究明や再発防止策の検討の際は、原因の深堀不足や防止策の不備がないよう、事務処理ミス防止研修や内部統制の取組を活用する。</p> <p>また、検討シートについては、業務引継書への添付を必須とし、後任職員へ確実に引き継ぐことを局のルールとした。</p> <p>なお、局内ルールの周知については、4半期ごとに実施する引継書の作成にかかる連絡と合わせて実施する。</p>	<p>令和7年(2025年) 4月30日</p>

令和6年度(2024年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ: 交通事業に関する事務の執行について ~

交通局 運行管理課

指摘事項等	
<p>【インシデント No.1】H30.6.14 に発生したドア開扉事案 【運転指令への適時の報告について: 結果】</p> <p>市交通局が作成した軌道運転取扱心得によれば、車両が故障のため停止又は運転継続が危険となったときの対応が規定されているが、故障や異常の原因が不明確で、確実な復旧がなされているかどうか不明瞭な場合において、運転指令への連絡を急報すべきかどうかについてまでは記載されていない。</p> <p>しかし、安全運行の必要性に鑑みれば、故障や異常の原因が不明確で、確実な復旧がなされているかどうか不明瞭な場合においては、運転指令へ急報し、その指示を仰ぐべきであると考えられる。</p> <p>本インシデントについて、事案発生後に運転指令に急報されなかった原因や再発防止の分析や検討がなされていないのは、適切な再発防止策の策定の観点から問題がある。</p> <p>よって、市交通局は、本インシデントについて、運転指令への急報がなされなかった原因を分析検討するとともに、その再発防止策を立案すべきであった。</p> <p>なお、インシデント発生時の運転指令への報告に関しては、現状では、「乗務員用運転指令への報告マニュアル」が作成されており、「すべてにおいて安全を優先すること」という考えのもと、事案発生時の指令への報告の必要性が規定されている。</p> <p>市交通局は、当該マニュアルに記載された内容について継続的に周知することにより、今後も運転指令への適時の報告を徹底させる必要がある。</p>	
措置内容	措置日
<p>運転指令への急報については、事案発生後、運行中に異常を感じた場合は些細なことでも報告するよう改めて周知を行った。また、当該運転士への聞き取りの結果、「故障かどうか判断がつかなかった」との説明があったことを踏まえ、異常か正常かの判断が困難な場合の対応として、報告及び運行可否判断のためのフローチャートを作成し、それに基づく研修を実施した。</p> <p>さらに、令和6年度に発生した運行トラブルへの対応に特化した研修を実施し、その中で新たに作成した異常時対応マニュアル及び故障時の運行可否判断のためのフローチャート等を活用した。</p> <p>今後も作成したフローチャートを活用し、毎年度実施する研修の中で継続的に周知をする事を再発防止策とし、取り組んでいく。</p>	<p>令和7年(2025年) 9月19日</p>

令和6年度(2024年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ: 交通事業に関する事務の執行について ~

交通局 運行管理課

指摘事項等	
<p>【インシデント No.2】H31.4.22 に発生したドア開扉事案</p> <p>【事実調査・原因究明の調査過程及び再発防止策の検討過程の文書化について：結果】</p> <p>インシデントが発生した場合、人員及び時間を十分に確保したうえで、事実調査及び原因究明を徹底するとともに、発生原因の深掘りを行う必要がある。</p> <p>また、事実調査及び原因究明により把握された発生原因を踏まえ、効果的かつ効率的な再発防止策を策定する必要がある。</p> <p>事実調査及び原因究明を行った内容については、協議の経過も含めて、事後検証を行う場合や他の事案が発生した場合において活用される重要な情報となる。</p> <p>再発防止策の検討については、策定した再発防止策の根拠が重要であるとともに、再発防止策が適切に実施されているかの事後検証を行う場合や他の事案が発生した場合において活用される重要な情報となる。</p> <p>これらを踏まえると、本インシデントに係る事実調査及び原因究明並びに再発防止策に係る検討過程の結果は、熊本市交通局文書規程第4条に定める軽微な事案とは言えず、文書作成は必須であると考えます。</p> <p>よって、市交通局は、事実調査及び原因究明に係る調査過程及び再発防止策の検討過程については、文書の作成を行うべきである。</p>	
措置内容	措置日
<p>「事務処理ミス 再発防止策検討シート」を活用し、上司・管理職も含めた関係職員において事実調査及び真の原因究明、効果的かつ効率的な再発防止策の策定を行うこととした。なお、原因究明や再発防止策の検討の際は、原因の深堀不足や防止策の不備がないよう、事務処理ミス防止研修や内部統制の取組を活用する。</p> <p>また、検討シートについては、業務引継書への添付を必須とし、後任職員へ確実に引き継ぐことを局のルールとした。</p> <p>なお、局内ルールの周知については、4半期ごとに実施する引継書の作成にかかる連絡と合わせて実施する。</p>	<p>令和7年(2025年) 4月30日</p>

令和6年度(2024年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ: 交通事業に関する事務の執行について ~

交通局 運行管理課

指摘事項等	
<p>【インシデント No.2】H31.4.22 に発生したドア開扉事案 【再発防止策の事後検証の明確な実施について: 意見】</p> <p>インシデントに対して再発防止策を策定した場合、再発防止策が適切に実施されることが重要である。その実効性を高め、客観的な評価を行うために、第三者的立場から、再発防止策が適切に運用されているか事後検証することが必要である。</p> <p>特に、本インシデントの再発防止策に記載された「走行中に不必要な機器操作をしないことの徹底」について、その後、同様に走行中における不必要な機器操作によるドア開扉のインシデントが発生(インシデント No.5 参照)したことに鑑みると、再発防止策が適切に実施されていたか、疑問があると言わざるを得ない。</p> <p>よって、市交通局は、策定した再発防止策については、事後検証を行い、策定した再発防止策のとおり実施されているかに加え、再発防止策の適切性や妥当性についても検証することが望ましい。</p>	
措置内容	措置日
<p>再発防止策の事後検証に関して、安全対策チームがドライブレコーダーで普段の運転状況を確認し、基本動作やインシデント等の再発防止策について適切な取り扱いを行っているか確認し、改善が確認できるまで繰り返し指導することとした(運転実務検定制度実施要綱に追記し、安全対策チームで確実な実施を確認する)。また、指導を行っていく中で、対策についても定期的に見直しを行っていく。</p>	<p>令和7年(2025年) 4月1日</p>

令和6年度(2024年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ: 交通事業に関する事務の執行について ~

交通局 運行管理課

指摘事項等	
<p>【インシデント No.3】R1.9.30 に発生した車両転動事案</p> <p>【事実調査・原因究明の調査過程及び再発防止策の検討過程の文書化について：結果】</p> <p>インシデントが発生した場合、人員及び時間を十分に確保したうえで、事実調査及び原因究明を徹底するとともに、発生原因の深掘りを行う必要がある。</p> <p>また、事実調査及び原因究明により把握された発生原因を踏まえ、効果的かつ効率的な再発防止策を策定する必要がある。</p> <p>事実調査及び原因究明を行った内容については、協議の経過も含めて、事後検証を行う場合や他の事案が発生した場合において活用される重要な情報となる。</p> <p>再発防止策の検討については、策定した再発防止策の根拠が重要であるとともに、再発防止策が適切に実施されているかの事後検証を行う場合や他の事案が発生した場合において活用される重要な情報となる。</p> <p>これらを踏まえると、本インシデントに係る事実調査及び原因究明並びに再発防止策に係る検討過程の結果は、熊本市交通局文書規程第4条に定める軽微な事案とは言えず、文書作成は必須であると考えます。</p> <p>よって、市交通局は、事実調査及び原因究明に係る調査過程及び再発防止策の検討過程については、文書の作成を行うべきである。</p>	
措置内容	措置日
<p>「事務処理ミス 再発防止策検討シート」を活用し、上司・管理職も含めた関係職員において事実調査及び真の原因究明、効果的かつ効率的な再発防止策の策定を行うこととした。なお、原因究明や再発防止策の検討の際は、原因の深堀不足や防止策の不備がないよう、事務処理ミス防止研修や内部統制の取組を活用する。</p> <p>また、検討シートについては、業務引継書への添付を必須とし、後任職員へ確実に引き継ぐことを局のルールとした。</p> <p>なお、局内ルールの周知については、4半期ごとに実施する引継書の作成にかかる連絡と合わせて実施する。</p>	<p>令和7年(2025年) 4月30日</p>

令和6年度(2024年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ: 交通事業に関する事務の執行について ~

交通局 運行管理課

指摘事項等	
<p>【インシデント No.4】R2.10.29 に発生したドア開扉事案 【事実調査・原因究明の調査過程及び再発防止策の検討過程の文書化について：結果】 インシデントが発生した場合、人員及び時間を十分に確保したうえで、事実調査及び原因究明を徹底するとともに、発生原因の深掘りを行う必要がある。 また、事実調査及び原因究明により把握された発生原因を踏まえ、効果的かつ効率的な再発防止策を策定する必要がある。 事実調査及び原因究明を行った内容については、協議の経過も含めて、事後検証を行う場合や他の事案が発生した場合において活用される重要な情報となる。 再発防止策の検討については、策定した再発防止策の根拠が重要であるとともに、再発防止策が適切に実施されているかの事後検証を行う場合や他の事案が発生した場合において活用される重要な情報となる。 これらを踏まえると、本インシデントに係る事実調査及び原因究明並びに再発防止策に係る検討過程の結果は、熊本市交通局文書規程第4条に定める軽微な事案とは言えず、文書作成は必須であると考え。 よって、市交通局は、事実調査及び原因究明に係る調査過程及び再発防止策の検討過程については、文書の作成を行うべきである。</p>	
措置内容	措置日
<p>「事務処理ミス 再発防止策検討シート」を活用し、上司・管理職も含めた関係職員において事実調査及び真の原因究明、効果的かつ効率的な再発防止策の策定を行うこととした。なお、原因究明や再発防止策の検討の際は、原因の深堀不足や防止策の不備がないよう、事務処理ミス防止研修や内部統制の取組を活用する。 また、検討シートについては、業務引継書への添付を必須とし、後任職員へ確実に引き継ぐことを局のルールとした。 なお、局内ルールの周知については、4半期ごとに実施する引継書の作成にかかる連絡と合わせて実施する。</p>	<p>令和7年(2025年) 4月30日</p>

令和6年度(2024年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ: 交通事業に関する事務の執行について ~

交通局 運行管理課

指摘事項等	
<p>【インシデント No.4】R2.10.29 に発生したドア開扉事案 【運転指令への適時の報告について: 結果】</p> <p>市交通局が作成した軌道運転取扱心得によれば、車両が故障のため停止又は運転継続が危険となったときの対応が規定されているが、故障や異常の原因が不明確で、確実な復旧がなされているかどうか不明瞭な場合において、運転指令への連絡を急報すべきかどうかについてまでは記載されていない。</p> <p>しかし、安全運行の必要性に鑑みれば、故障や異常の原因が不明確で、確実な復旧がなされているかどうか不明瞭な場合においては、運転指令へ急報し、その指示を仰ぐべきであると考えられる。</p> <p>本インシデントについて、事案発生後に運転指令に急報されなかった原因や再発防止の分析や検討がなされていないのは、適切な再発防止案の策定の観点から問題がある。</p> <p>よって、市交通局は、本インシデントについて、運転指令への急報がなされなかった原因を分析検討するとともに、その再発防止策を立案すべきであった。</p> <p>なお、インシデント発生時の運転指令への報告に関しては、現状では、「乗務員用運転指令への報告マニュアル」が作成されており、「すべてにおいて安全を優先すること」という考えのもと、事案発生時の指令への報告の必要性が規定されている。</p> <p>市交通局は、当該マニュアルに記載された内容について継続的に周知することにより、今後も運転指令への適時の報告を徹底させる必要がある。</p>	
措置内容	措置日
<p>運転指令への急報については、事案発生後、運行中に異常を感じた場合は些細なことでも報告するよう改めて周知を行った。また、当該運転士への聞き取りの結果、「故障かどうか判断がつかなかった」との説明があったことを踏まえ、異常か正常かの判断が困難な場合の対応として、報告及び運行可否判断のためのフローチャートを作成し、それに基づく研修を実施した。</p> <p>さらに、令和6年度に発生した運行トラブルへの対応に特化した研修を実施し、その中で新たに作成した異常時対応マニュアル及び故障時の運行可否判断のためのフローチャート等を活用した。</p> <p>今後も作成したフローチャートを活用し、毎年度実施する研修の中で継続的に周知をする事を再発防止策とし、取り組んでいく。</p>	<p>令和7年(2025年) 9月19日</p>

令和6年度(2024年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~テーマ:交通事業に関する事務の執行について~

交通局 運行管理課

指摘事項等	
<p>【インシデント No.5】R3.4.4 に発生したドア開扉事案 【インシデントを予防する観点での十分な対応について:意見】 過去に発生したインシデントに対する再発防止策について、存在は認識していたものの、実際の運行における適用の場面で徹底されておらず、再度インシデントが発生した状況に鑑みると、組織としてインシデントを予防する観点が弱かったと言わざるを得ない。 よって、市交通局は、インシデントを予防する観点から、過去に生じた事案に関して策定した再発防止策の周知徹底及び実際の運行への適用の確認を継続的に行うことが望ましい。</p>	
措置内容	措置日
<p>再発防止策の事後検証に関して、安全対策チームがドライブレコーダーで普段の運転状況を確認し、基本動作やインシデント等の再発防止策について適切な取り扱いを行っているか確認し、改善が確認できるまで繰り返し指導することとした(運転実務検定制度実施要綱に追記し、安全対策チームで確実な実施を確認する)。また、毎年度実施している運転実務検定を強化し、その中で運転手一人一人と一緒にドライブレコーダー映像で運転状況を確認し、指導を行うこととした。これらの取組を通じて指導を行っていく中で、対策についても定期的に見直しを行っていく。</p>	<p>令和7年(2025年) 4月1日</p>

令和6年度(2024年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ: 交通事業に関する事務の執行について ~

交通局 運行管理課

指摘事項等	
<p>【インシデント No.5】R3.4.4 に発生したドア開扉事案 【事実調査・原因究明の調査過程及び再発防止策の検討過程の文書化について：結果】 インシデントが発生した場合、人員及び時間を十分に確保したうえで、事実調査及び原因究明を徹底するとともに、発生原因の深掘りを行う必要がある。 また、事実調査及び原因究明により把握された発生原因を踏まえ、効果的かつ効率的な再発防止策を策定する必要がある。 事実調査及び原因究明を行った内容については、協議の経過も含めて、事後検証を行う場合や他の事案が発生した場合において活用される重要な情報となる。 再発防止策の検討については、策定した再発防止策の根拠が重要であるとともに、再発防止策が適切に実施されているかの事後検証を行う場合や他の事案が発生した場合において活用される重要な情報となる。 これらを踏まえると、本インシデントに係る事実調査及び原因究明並びに再発防止策に係る検討過程の結果は、熊本市交通局文書規程第4条に定める軽微な事案とは言えず、文書作成は必須であると考えます。 よって、市交通局は、事実調査及び原因究明に係る調査過程及び再発防止策の検討過程については、文書の作成を行うべきである。</p>	
措置内容	措置日
<p>「事務処理ミス 再発防止策検討シート」を活用し、上司・管理職も含めた関係職員において事実調査及び真の原因究明、効果的かつ効率的な再発防止策の策定を行うこととした。なお、原因究明や再発防止策の検討の際は、原因の深堀不足や防止策の不備がないよう、事務処理ミス防止研修や内部統制の取組を活用する。 また、検討シートについては、業務引継書への添付を必須とし、後任職員へ確実に引き継ぐことを局のルールとした。 なお、局内ルールの周知については、4半期ごとに実施する引継書の作成にかかる連絡と合わせて実施する。</p>	<p>令和7年(2025年) 4月30日</p>

令和6年度(2024年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~テーマ:交通事業に関する事務の執行について~

交通局 運行管理課

指摘事項等	
<p>【インシデント No.5】R3.4.4 に発生したドア開扉事案 【走行中の機器操作の禁止事項に係るマニュアル化について:意見】 スイッチのそばに操作を禁止するシールを貼付することで、走行中の機器操作を行わないことへの注意喚起が可能となると思われる。 しかし、将来において車両や機器の更新に伴い当該シールをはがしてしまえば、「走行中に不必要な機器操作をしないこと」が風化してしまい、結果、同様の事案を繰り返す温床となりかねない。 よって市交通局は、「走行中に不必要な機器操作をしないこと」をさらに徹底するために、マニュアル等において明文化することが望ましい。</p>	
措置内容	措置日
<p>走行中の不必要な機器操作の禁止について作業基準に規定し、10月に研修を実施した。</p>	<p>令和7年(2025年) 10月28日</p>

令和6年度(2024年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ: 交通事業に関する事務の執行について ~

交通局 運行管理課

指摘事項等	
<p>【インシデント No.6】R4.4.18 に発生した車両転動事案</p> <p>【事実調査・原因究明の調査過程及び再発防止策の検討過程の文書化について: 結果】</p> <p>インシデントが発生した場合、人員及び時間を十分に確保したうえで、事実調査及び原因究明を徹底するとともに、発生原因の深掘りを行う必要がある。</p> <p>また、事実調査及び原因究明により把握された発生原因を踏まえ、効果的かつ効率的な再発防止策を策定する必要がある。</p> <p>事実調査及び原因究明を行った内容については、協議の経過も含めて、事後検証を行う場合や他の事案が発生した場合において活用される重要な情報となる。</p> <p>再発防止策の検討については、策定した再発防止策の根拠が重要であるとともに、再発防止策が適切に実施されているかの事後検証を行う場合や他の事案が発生した場合において活用される重要な情報となる。</p> <p>これらを踏まえると、本インシデントに係る事実調査及び原因究明並びに再発防止策に係る検討過程の結果は、熊本市交通局文書規程第4条に定める軽微な事案とは言えず、文書作成は必須であると考えます。</p> <p>よって、市交通局は、事実調査及び原因究明に係る調査過程及び再発防止策の検討過程については、文書の作成を行うべきである。</p>	
措置内容	措置日
<p>「事務処理ミス 再発防止策検討シート」を活用し、上司・管理職も含めた関係職員において事実調査及び真の原因究明、効果的かつ効率的な再発防止策の策定を行うこととした。なお、原因究明や再発防止策の検討の際は、原因の深堀不足や防止策の不備がないよう、事務処理ミス防止研修や内部統制の取組を活用する。</p> <p>また、検討シートについては、業務引継書への添付を必須とし、後任職員へ確実に引き継ぐことを局のルールとした。</p> <p>なお、局内ルールの周知については、4半期ごとに実施する引継書の作成にかかる連絡と合わせて実施する。</p>	<p>令和7年(2025年) 4月30日</p>

令和6年度(2024年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ: 交通事業に関する事務の執行について ~

交通局 運行管理課

指摘事項等	
<p>【インシデント No.7】R6.1.5 に発生したドア開扉事案 【再発防止策の事後検証の明確な実施について: 意見】</p> <p>インシデントに対して再発防止策を策定した場合、再発防止策が適切に実施されることが重要である。その実効性を高め、客観的な評価を行うために、第三者的立場から、再発防止策が適切に運用されているか事後検証することが必要である。</p> <p>この点、個別面談資料において適切な運転手順を明示したうえで、その事後検証をドライブレコーダーにより全員に対して実施することは、再発防止策の徹底の観点からは有効であると考えられる。</p> <p>一方で、令和6年9月~10月に実施した「令和6年度熊本市交通局運行管理課 ドライブレコーダー監査」によれば、確認呼称や戸閉確認等の基本的な動作について徹底できていない状況が明らかになっている。</p> <p>また、個別面談資料に記載されているとおり、「熊本市交通局では今年で5年連続インシデントを発生させている」という事実には照らせば、再発防止策の徹底及び基本動作の継続的な確認は、非常に重要性が高いと言える。</p> <p>よって、市交通局は、策定した再発防止策については、今後も継続的に事後検証を行い、策定した再発防止策のとおり実施されているかに加え、再発防止策の適切性や妥当性についても検証することが望ましい。</p>	
措置内容	措置日
<p>再発防止策の事後検証に関して、安全対策チームがドライブレコーダーで普段の運転状況を確認し、基本動作やインシデント等の再発防止策について適切な取り扱いを行っているか確認し、改善が確認できるまで繰り返し指導することとした(運転実務検定制度実施要綱に追記し、安全対策チームで確実な実施を確認する)。また、毎年度実施している運転実務検定を強化し、その中で運転手一人一人と一緒にドライブレコーダー映像で運転状況を確認し、指導を行うこととした。これらの取組を通じて指導を行っていく中で、対策についても定期的に見直しを行っていく。</p>	<p>令和7年(2025年) 4月1日</p>

令和6年度(2024年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書

～テーマ：交通事業に関する事務の執行について～

交通局 運行管理課

指摘事項等	
<p>【インシデント No.8】R6.2.23 に発生したドア開扉事案</p> <p>【運転指令への適時の報告について：結果】</p> <p>市交通局が作成した軌道運転取扱心得によれば、車両が故障のため停止又は運転継続が危険となったときの対応が規定されているが、故障や異常の原因が不明確で、確実な復旧がなされているかどうか不明瞭な場合において、運転指令への連絡を急報すべきかどうかについてまでは記載されていない。</p> <p>しかし、安全運行の必要性に鑑みれば、故障や異常の原因が不明確で、確実な復旧がなされているかどうか不明瞭な場合においては、運転指令へ急報し、その指示を仰ぐべきであると考えられる。</p> <p>本インシデントについて、1回目の事案発生後に運転指令に急報されなかった原因や再発防止の分析や検討がなされていないのは、適切な再発防止案の策定の観点から問題がある。また、本インシデントについては、1回目の事案発生後、運転指令への急報を行い、適切に対処することによって、2回目の事案発生を回避できた可能性も否定できない。</p> <p>よって、市交通局は、本インシデントについて、運転指令への急報がなされなかった原因を分析検討するとともに、その再発防止策を立案すべきであった。</p> <p>なお、インシデント発生時の運転指令への報告に関しては、現状では、「乗務運用運転指令への報告マニュアル」が作成されており、「すべてにおいて安全を優先すること」という考えのもと、事案発生時の指令への報告の必要性が規定されている。</p> <p>市交通局は、当該マニュアルに記載された内容について継続的に周知することにより、今後も運転指令への適時の報告を徹底させる必要がある。</p>	
措置内容	措置日
<p>運転指令への急報については、事案発生後、運行中に異常を感じた場合は些細なことでも報告するよう改めて周知を行った。また、当該運転士への聞き取りの結果、「故障かどうか判断がつかなかった」との説明があったことを踏まえ、異常か正常かの判断が困難な場合の対応として、報告及び運行可否判断のためのフローチャートを作成し、それに基づく研修を実施した。</p> <p>さらに、令和6年度に発生した運行トラブルへの対応に特化した研修を実施し、その中で新たに作成した異常時対応マニュアル及び故障時の運行可否判断のためのフローチャート等を活用した。</p> <p>今後も作成したフローチャートを活用し、毎年度実施する研修の中で継続的に周知をする事を再発防止策とし、取り組んでいく。</p>	<p>令和7年(2025年) 9月19日</p>

令和6年度(2024年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ: 交通事業に関する事務の執行について ~

交通局 運行管理課

指摘事項等	
<p>【インシデント No.9】R6.3.8 に発生した連結解除事案 【事実調査・原因究明の調査過程及び再発防止策の検討過程の文書化について：結果】 インシデントが発生した場合、人員及び時間を十分に確保したうえで、事実調査及び原因究明を徹底するとともに、発生原因の深掘りを行う必要がある。 また、事実調査及び原因究明により把握された発生原因を踏まえ、効果的かつ効率的な再発防止策を策定する必要がある。 事実調査及び原因究明を行った内容については、協議の経過も含めて、事後検証を行う場合や他の事案が発生した場合において活用される重要な情報となる。 再発防止策の検討については、策定した再発防止策の根拠が重要であるとともに、再発防止策が適切に実施されているかの事後検証を行う場合や他の事案が発生した場合において活用される重要な情報となる。 これらを踏まえると、本インシデントに係る事実調査及び原因究明並びに再発防止策に係る検討過程の結果は、熊本市交通局文書規程第4条に定める軽微な事案とは言えず、文書作成は必須であると考えます。 よって、市交通局は、事実調査及び原因究明に係る調査過程及び再発防止策の検討過程については、文書の作成を行うべきである。</p>	
措置内容	措置日
<p>「事務処理ミス 再発防止策検討シート」を活用し、上司・管理職も含めた関係職員において事実調査及び真の原因究明、効果的かつ効率的な再発防止策の策定を行うこととした。なお、原因究明や再発防止策の検討の際は、原因の深堀不足や防止策の不備がないよう、事務処理ミス防止研修や内部統制の取組を活用する。 また、検討シートについては、業務引継書への添付を必須とし、後任職員へ確実に引き継ぐことを局のルールとした。 なお、局内ルールの周知については、4半期ごとに実施する引継書の作成にかかる連絡と合わせて実施する。</p>	<p>令和7年(2025年) 4月30日</p>

令和6年度(2024年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ: 交通事業に関する事務の執行について ~

交通局 総務課

指摘事項等	
<p>【事務処理ミス No.1】退職所得に係る源泉所得税及び市県民税の誤徴収 【事実調査・原因究明の調査過程及び再発防止策の検討過程の文書化について：結果】 事務処理ミスが発生した場合、人員及び時間を十分に確保したうえで、事実調査及び原因究明を徹底するとともに、発生原因の深掘りを行う必要がある。 また、事実調査及び原因究明により把握された発生原因を踏まえ、効果的かつ効率的な再発防止策を策定する必要がある。 事実調査及び原因究明を行った内容については、協議の経過も含めて、事後検証を行う場合や他の事案が発生した場合において活用される重要な情報となる。 再発防止策の検討については、策定した再発防止策の根拠が重要であるとともに、再発防止策が適切に実施されているかの事後検証を行う場合や他の事案が発生した場合において活用される重要な情報となる。 これらを踏まえると、本事務処理ミスに係る事実調査及び原因究明並びに再発防止策に係る検討過程の結果は、熊本市交通局文書規程第4条に定める軽微な事案とは言えず、文書作成は必須であると考えます。 よって、市交通局は、事実調査及び原因究明に係る調査過程及び再発防止策の検討過程については、文書の作成を行うべきである。</p>	
措置内容	措置日
<p>「事務処理ミス 再発防止策検討シート」を活用し、上司・管理職も含めた関係職員において事実調査及び真の原因究明、効果的かつ効率的な再発防止策の策定を行うこととした。なお、原因究明や再発防止策の検討の際は、原因の深堀不足や防止策の不備がないよう、事務処理ミス防止研修や内部統制の取組を活用する。 また、検討シートについては、業務引継書への添付を必須とし、後任職員へ確実に引き継ぐことを局のルールとした。 なお、局内ルールの周知については、4半期ごとに実施する引継書の作成にかかる連絡と合わせて実施する。</p>	<p>令和7年(2025年) 4月30日</p>

令和6年度(2024年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ: 交通事業に関する事務の執行について ~

交通局 総務課

指摘事項等	
<p>【事務処理ミス No.1】退職所得に係る源泉所得税及び市県民税の誤徴収 【再発防止策の明確な実施について：結果】</p> <p>令和元年度末における退職者に係る退職所得について、当該エクセルシートを閲覧したところ、算定を正しく行うような様式ではあるものの、退職所得の計算はシステムを介するわけではないため、担当する職員が知識不足の場合には、再び誤るリスクは依然として生じていると考えられる。</p> <p>また、チェックシートについて閲覧を求めたところ、退職所得、源泉徴収額等の算定誤りを防止するために上席者等が査閲時に使用するような明確なチェックシートは提出されなかった。</p> <p>このため、本事務処理ミスについては、再発防止策が適切に実施されているか不明瞭であった。</p> <p>よって、市交通局は、本事務処理ミスに関するリスクを踏まえ、上席者等の査閲機能が重要となることから、査閲時に使用するためのチェックシートを明確に作成して、運用すべきである。</p>	
措置内容	措置日
<p>システムを介さない特別職に係る退職所得及び源泉徴収額等の算定については、既存の算定シートに算定に係る項目のチェック欄を作成し、上席者等の査閲を求めることとした。</p>	<p>令和7年(2025年) 10月31日</p>

令和6年度(2024年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~テーマ:交通事業に関する事務の執行について~

交通局 総務課

指摘事項等	
<p>【事務処理ミス No.1】退職所得に係る源泉所得税及び市県民税の誤徴収 【再発防止策の事後検証の明確な実施について:意見】 事務処理ミスに対して再発防止策を策定した場合、再発防止策が適切に実施されることが重要であり、その実効性を高め、客観的な評価を行うためには、第三者的立場から、再発防止策が適切に運用されているか事後検証することが有用である。 よって、市交通局は、策定した再発防止策については、事後検証を行い、策定した再発防止策のとおり実施されているかに加え、再発防止策の適切性や妥当性についても検証することが望ましい。</p>	
措置内容	措置日
<p>事務処理ミスについて、再発防止策の事後検証を行うとともに、再発防止策の適切性や妥当性について、毎年度、第三者(公認会計士)の意見を聴取する機会を作る事とした。</p>	<p>令和7年(2025年) 10月31日</p>

令和6年度(2024年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ: 交通事業に関する事務の執行について ~

交通局 総務課

指摘事項等	
<p>【事務処理ミス No.2】電話料金の支払遅延に伴う延滞利息の発生 【事実調査・原因究明の調査過程及び再発防止策の検討過程の文書化について：結果】 事務処理ミスが発生した場合、人員及び時間を十分に確保したうえで、事実調査及び原因究明を徹底するとともに、発生原因の深掘りを行う必要がある。 また、事実調査及び原因究明により把握された発生原因を踏まえ、効果的かつ効率的な再発防止策を策定する必要がある。 事実調査及び原因究明を行った内容については、協議の経過も含めて、事後検証を行う場合や他の事案が発生した場合において活用される重要な情報となる。 再発防止策の検討については、策定した再発防止策の根拠が重要であるとともに、再発防止策が適切に実施されているかの事後検証を行う場合や他の事案が発生した場合において活用される重要な情報となる。 これらを踏まえると、本事務処理ミスに係る事実調査及び原因究明並びに再発防止策に係る検討過程の結果は、熊本市交通局文書規程第4条に定める軽微な事案とは言えず、文書作成は必須であると考えます。 よって、市交通局は、事実調査及び原因究明に係る調査過程及び再発防止策の検討過程については、文書の作成を行うべきである。</p>	
措置内容	措置日
<p>「事務処理ミス 再発防止策検討シート」を活用し、上司・管理職も含めた関係職員において事実調査及び真の原因究明、効果的かつ効率的な再発防止策の策定を行うこととした。なお、原因究明や再発防止策の検討の際は、原因の深堀不足や防止策の不備がないよう、事務処理ミス防止研修や内部統制の取組を活用する。 また、検討シートについては、業務引継書への添付を必須とし、後任職員へ確実に引き継ぐことを局のルールとした。 なお、局内ルールの周知については、4半期ごとに実施する引継書の作成にかかる連絡と合わせて実施する。</p>	<p>令和7年(2025年) 4月30日</p>

令和6年度(2024年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~テーマ:交通事業に関する事務の執行について~

交通局 総務課

指摘事項等	
<p>【事務処理ミス No.2】電話料金の支払遅延に伴う延滞利息の発生 【再発防止策の事後検証の明確な実施について:意見】 事務処理ミスに対して再発防止策を策定した場合、再発防止策が適切に実施されることが重要であり、その実効性を高め、客観的な評価を行うためには、第三者的立場から、再発防止策が適切に運用されているか事後検証することが有用である。 よって、市交通局は、策定した再発防止策については、事後検証を行い、策定した再発防止策のとおり実施されているかに加え、再発防止策の適切性や妥当性についても検証することが望ましい。</p>	
措置内容	措置日
<p>事務処理ミスについて、再発防止策の事後検証を行うとともに、再発防止策の適切性や妥当性について、毎年度、第三者(公認会計士)の意見を聴取する機会を作る事とした。</p>	<p>令和7年(2025年) 10月31日</p>

令和6年度(2024年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ: 交通事業に関する事務の執行について ~

交通局 総務課

指摘事項等	
<p>【事務処理ミス No.3】使用料納付書の宛名誤り 【事実調査・原因究明の調査過程及び再発防止策の検討過程の文書化について：結果】</p> <p>事務処理ミスについて、事案概要報告書では原因は「担当者の確認不足」の記載があるのみであり、事務処理フローや組織体制に係る問題点は明記されておらず、事実調査や原因究明が不十分であった可能性を指摘せざるを得ない。</p> <p>事務処理ミスが発生した場合、人員及び時間を十分に確保したうえで、事実調査及び原因究明を徹底するとともに、発生原因の深掘りを行う必要がある。</p> <p>また、事実調査及び原因究明により把握された発生原因を踏まえ、効果的かつ効率的な再発防止策を策定する必要がある。</p> <p>事実調査及び原因究明を行った内容については、協議の経過も含めて、事後検証を行う場合や他の事案が発生した場合において活用される重要な情報となる。</p> <p>再発防止策の検討については、策定した再発防止策の根拠が重要であるとともに、再発防止策が適切に実施されているかの事後検証を行う場合や他の事案が発生した場合において活用される重要な情報となる。</p> <p>これらを踏まえると、本事務処理ミスに係る事実調査及び原因究明並びに再発防止策に係る検討過程の結果は、熊本市交通局文書規程第4条に定める軽微な事案とは言えず、文書作成は必須であると考えます。</p> <p>よって、市交通局は、事実調査及び原因究明に係る調査過程及び再発防止策の検討過程については、文書の作成を行うべきである。</p>	
措置内容	措置日
<p>「事務処理ミス 再発防止策検討シート」を活用し、上司・管理職も含めた関係職員において事実調査及び真の原因究明、効果的かつ効率的な再発防止策の策定を行うこととした。なお、原因究明や再発防止策の検討の際は、原因の深堀不足や防止策の不備がないよう、事務処理ミス防止研修や内部統制の取組を活用する。</p> <p>また、検討シートについては、業務引継書への添付を必須とし、後任職員へ確実に引き継ぐことを局のルールとした。</p> <p>なお、局内ルールの周知については、4半期ごとに実施する引継書の作成にかかる連絡と合わせて実施する。</p>	<p>令和7年(2025年) 4月30日</p>

令和6年度(2024年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~テーマ:交通事業に関する事務の執行について~

交通局 総務課

指摘事項等	
<p>【事務処理ミス No.3】使用料納付書の宛名誤り 【再発防止策の事後検証の明確な実施について:意見】 事務処理ミスに対して再発防止策を策定した場合、再発防止策が適切に実施されることが重要であり、その実効性を高め、客観的な評価を行うためには、第三者的立場から、再発防止策が適切に運用されているか事後検証することが有用である。 よって、市交通局は、策定した再発防止策については、事後検証を行い、策定した再発防止策のとおり実施されているかに加え、再発防止策の適切性や妥当性についても検証することが望ましい。</p>	
措置内容	措置日
<p>事務処理ミスについて、再発防止策の事後検証を行うとともに、再発防止策の適切性や妥当性について、毎年度、第三者(公認会計士)の意見を聴取する機会を作る事とした。</p>	<p>令和7年(2025年) 10月31日</p>

令和6年度(2024年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ: 交通事業に関する事務の執行について ~

交通局 運行管理課

指摘事項等	
<p>【事務処理ミス No.4】源泉所得税の支払遅延に伴う不納付加算税の支払 【事実調査・原因究明の調査過程及び再発防止策の検討過程の文書化について: 結果】</p> <p>市交通局へ質問したところ、令和2年4月は、会計年度任用職員の制度運用が開始された時点であるとともに、従前、給与事務は総務課で実施していたが運行管理課所管の会計年度任用職員の給与事務は運行管理課で実施することとなったタイミングであった。このため、運行管理課内における給与事務の整理等が不十分で、発生したのではないかとのことである。すなわち、給与事務に関する運行管理課内の整理や実施体制に問題があった可能性がある。</p> <p>しかし、本事務処理ミスについて、事案概要報告書では原因は「預り金支払処理の失念による」の記載があるのみであり、事実調査や原因究明が不十分であった可能性を指摘せざるを得ない。</p> <p>事務処理ミスが発生した場合、人員及び時間を十分に確保したうえで、事実調査及び原因究明を徹底するとともに、発生原因の深掘りを行う必要がある。</p> <p>また、事実調査及び原因究明により把握された発生原因を踏まえ、効果的かつ効率的な再発防止策を策定する必要がある。</p> <p>事実調査及び原因究明を行った内容については、協議の経過も含めて、事後検証を行う場合や他の事案が発生した場合において活用される重要な情報となる。</p> <p>再発防止策の検討については、策定した再発防止策の根拠が重要であるとともに、再発防止策が適切に実施されているかの事後検証を行う場合や他の事案が発生した場合において活用される重要な情報となる。</p> <p>これらを踏まえると、本事務処理ミスに係る事実調査及び原因究明並びに再発防止策に係る検討過程の結果は、熊本市交通局文書規程第4条に定める軽微な事案とは言えず、文書作成は必須であると考えます。</p> <p>よって、市交通局は、事実調査及び原因究明に係る調査過程及び再発防止策の検討過程については、文書の作成を行うべきである。</p>	
措置内容	措置日
<p>「事務処理ミス 再発防止策検討シート」を活用し、上司・管理職も含めた関係職員において事実調査及び真の原因究明、効果的かつ効率的な再発防止策の策定を行うこととした。なお、原因究明や再発防止策の検討の際は、原因の深堀不足や防止策の不備がないよう、事務処理ミス防止研修や内部統制の取組を活用する。</p> <p>また、検討シートについては、業務引継書への添付を必須とし、後任職員へ確実に引き継ぐことを局のルールとした。</p> <p>なお、局内ルールの周知については、4半期ごとに実施する引継書の作成にかかる連絡と合わせて実施する。</p>	<p>令和7年(2025年) 4月30日</p>

令和6年度(2024年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~テーマ:交通事業に関する事務の執行について~

交通局 運行管理課

指摘事項等	
<p>【事務処理ミス No.4】源泉所得税の支払遅延に伴う不納付加算税の支払 【再発防止策の事後検証の明確な実施について:意見】 事務処理ミスに対して再発防止策を策定した場合、再発防止策が適切に実施されることが重要である。その実効性を高め、客観的な評価を行うために、第三者的立場から、再発防止策が適切に運用されているか事後検証することが必要である。 よって、市交通局は、策定した再発防止策については、事後検証を行い、策定した再発防止策のとおり実施されているかに加え、再発防止策の適切性や妥当性についても検証することが望ましい。</p>	
措置内容	措置日
<p>事務処理ミスについて、再発防止策の事後検証を行うとともに、再発防止策の適切性や妥当性について、毎年度、第三者(公認会計士)の意見を聴取する機会を作る事とした。</p>	<p>令和7年(2025年) 10月31日</p>

令和6年度(2024年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ: 交通事業に関する事務の執行について ~

交通局 運行管理課

指摘事項等	
<p>【事務処理ミス No.5】資材購入代金の未払 【事実調査・原因究明の調査過程及び再発防止策の検討過程の文書化について：結果】 本事務処理ミスについて、事案概要報告書では原因は「支払い請求の失念」の記載があるのみであり、市交通局側の事務処理フローや組織体制に係る問題点は明記されていない。また、市交通局は、他にも同様の代金未払がないかは調査していない。 このため、事実調査や原因究明が不十分であった可能性を指摘せざるを得ない。 事務処理ミスが発生した場合、人員及び時間を十分に確保したうえで、事実調査及び原因究明を徹底するとともに、発生原因の深掘りを行う必要がある。 また、事実調査及び原因究明により把握された発生原因を踏まえ、効果的かつ効率的な再発防止策を策定する必要がある。 事実調査及び原因究明を行った内容については、協議の経過も含めて、事後検証を行う場合や他の事案が発生した場合において活用される重要な情報となる。 再発防止策の検討については、策定した再発防止策の根拠が重要であるとともに、再発防止策が適切に実施されているかの事後検証を行う場合や他の事案が発生した場合において活用される重要な情報となる。 これらを踏まえると、本事務処理ミスに係る事実調査及び原因究明並びに再発防止策に係る検討過程の結果は、熊本市交通局文書規程第4条に定める軽微な事案とは言えず、文書作成は必須であると考えます。 よって、市交通局は、事実調査及び原因究明に係る調査過程及び再発防止策の検討過程については、文書の作成を行うべきである。</p>	
措置内容	措置日
<p>「事務処理ミス 再発防止策検討シート」を活用し、上司・管理職も含めた関係職員において事実調査及び真の原因究明、効果的かつ効率的な再発防止策の策定を行うこととした。なお、原因究明や再発防止策の検討の際は、原因の深堀不足や防止策の不備がないよう、事務処理ミス防止研修や内部統制の取組を活用する。 また、検討シートについては、業務引継書への添付を必須とし、後任職員へ確実に引き継ぐことを局のルールとした。 なお、局内ルールの周知については、4半期ごとに実施する引継書の作成にかかる連絡と合わせて実施する。</p>	<p>令和7年(2025年) 4月30日</p>

令和6年度(2024年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~テーマ:交通事業に関する事務の執行について~

交通局 運行管理課

指摘事項等	
<p>【事務処理ミス No.5】資材購入代金の未払 【再発防止策の事後検証の明確な実施について:意見】 事務処理ミスに対して再発防止策を策定した場合、再発防止策が適切に実施されることが重要である。その実効性を高め、客観的な評価を行うために、第三者的立場から、再発防止策が適切に運用されているか事後検証することが必要である。 よって、市交通局は、策定した再発防止策については、事後検証を行い、策定した再発防止策のとおり実施されているかに加え、再発防止策の適切性や妥当性についても検証することが望ましい。</p>	
措置内容	措置日
<p>事務処理ミスについて、再発防止策の事後検証を行うとともに、再発防止策の適切性や妥当性について、毎年度、第三者(公認会計士)の意見を聴取する機会を作る事とした。</p>	<p>令和7年(2025年) 10月31日</p>

令和6年度(2024年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ: 交通事業に関する事務の執行について ~

交通局 運行管理課

指摘事項等	
<p>【事務処理ミス No.6】市電運賃の誤徴収 【事実調査・原因究明の調査過程及び再発防止策の検討過程の文書化について：結果】 事務処理ミスが発生した場合、人員及び時間を十分に確保したうえで、事実調査及び原因究明を徹底するとともに、発生原因の深掘りを行う必要がある。 また、事実調査及び原因究明により把握された発生原因を踏まえ、効果的かつ効率的な再発防止策を策定する必要がある。 事実調査及び原因究明を行った内容については、協議の経過も含めて、事後検証を行う場合や他の事案が発生した場合において活用される重要な情報となる。 再発防止策の検討については、策定した再発防止策の根拠が重要であるとともに、再発防止策が適切に実施されているかの事後検証を行う場合や他の事案が発生した場合において活用される重要な情報となる。 これらを踏まえると、本事務処理ミスに係る事実調査及び原因究明並びに再発防止策に係る検討過程の結果は、熊本市交通局文書規程第4条に定める軽微な事案とは言えず、文書作成は必須であると考えます。 よって、市交通局は、事実調査及び原因究明に係る調査過程及び再発防止策の検討過程については、文書の作成を行うべきである。</p>	
措置内容	措置日
<p>「事務処理ミス 再発防止策検討シート」を活用し、上司・管理職も含めた関係職員において事実調査及び真の原因究明、効果的かつ効率的な再発防止策の策定を行うこととした。なお、原因究明や再発防止策の検討の際は、原因の深堀不足や防止策の不備がないよう、事務処理ミス防止研修や内部統制の取組を活用する。 また、検討シートについては、業務引継書への添付を必須とし、後任職員へ確実に引き継ぐことを局のルールとした。 なお、局内ルールの周知については、4半期ごとに実施する引継書の作成にかかる連絡と合わせて実施する。</p>	<p>令和7年(2025年) 4月30日</p>

令和6年度(2024年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~テーマ:交通事業に関する事務の執行について~

交通局 運行管理課

指摘事項等	
<p>【事務処理ミス No.6】市電運賃の誤徴収 【再発防止策の事後検証の明確な実施について:意見】 事務処理ミスに対して再発防止策を策定した場合、再発防止策が適切に実施されることが重要である。その実効性を高め、客観的な評価を行うために、第三者的立場から、再発防止策が適切に運用されているか事後検証することが必要である。 よって、市交通局は、策定した再発防止策については、事後検証を行い、策定した再発防止策のとおり実施されているかに加え、再発防止策の適切性や妥当性についても検証することが望ましい。</p>	
措置内容	措置日
<p>事務処理ミスについて、再発防止策の事後検証を行うとともに、再発防止策の適切性や妥当性について、毎年度、第三者(公認会計士)の意見を聴取する機会を作る事とした。</p>	<p>令和7年(2025年) 10月31日</p>

令和6年度(2024年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ: 交通事業に関する事務の執行について ~

交通局 総務課

指摘事項等	
<p>【事務処理ミス No.7】IC カードでの運賃の誤収受 【事実調査・原因究明の調査過程及び再発防止策の検討過程の文書化について：結果】 事務処理ミスが発生した場合、人員及び時間を十分に確保したうえで、事実調査及び原因究明を徹底するとともに、発生原因の深掘りを行う必要がある。 また、事実調査及び原因究明により把握された発生原因を踏まえ、効果的かつ効率的な再発防止策を策定する必要がある。 事実調査及び原因究明を行った内容については、協議の経過も含めて、事後検証を行う場合や他の事案が発生した場合において活用される重要な情報となる。 再発防止策の検討については、策定した再発防止策の根拠が重要であるとともに、再発防止策が適切に実施されているかの事後検証を行う場合や他の事案が発生した場合において活用される重要な情報となる。 これらを踏まえると、本事務処理ミスに係る事実調査及び原因究明並びに再発防止策に係る検討過程の結果は、熊本市交通局文書規程第4条に定める軽微な事案とは言えず、文書作成は必須であると考えます。 よって、市交通局は、事実調査及び原因究明に係る調査過程及び再発防止策の検討過程については、文書の作成を行うべきである。</p>	
措置内容	措置日
<p>「事務処理ミス 再発防止策検討シート」を活用し、上司・管理職も含めた関係職員において事実調査及び真の原因究明、効果的かつ効率的な再発防止策の策定を行うこととした。なお、原因究明や再発防止策の検討の際は、原因の深堀不足や防止策の不備がないよう、事務処理ミス防止研修や内部統制の取組を活用する。 また、検討シートについては、業務引継書への添付を必須とし、後任職員へ確実に引き継ぐことを局のルールとした。 なお、局内ルールの周知については、4半期ごとに実施する引継書の作成にかかる連絡と合わせて実施する。</p>	<p>令和7年(2025年) 4月30日</p>

令和6年度(2024年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~テーマ:交通事業に関する事務の執行について~

交通局 総務課

指摘事項等	
<p>【事務処理ミス No.7】IC カードでの運賃の誤收受 【委託業務に係る仕様書記載内容の明確化について:意見】 仕様書において、作業内容が明確化していなければ、委託業者と市交通局との間でどちらが作業を実施するのか、あいまいになる可能性を否定できない。 また、仕様書があいまいな状況では、「委託業者が実施するだろう」という言わば「業者任せ」の状況を生み出さないと限らない。 よって、市交通局は、再発防止の一環として、委託業務の仕様書に記載する内容は可能な限り詳細かつ具体的に記載するとともに、委託業者との分担関係を明確にして、「業者任せ」にならない体制を構築することが望ましい。</p>	
措置内容	措置日
<p>同内容の業務発注の際は仕様書を見直し、作業内容を詳細かつ具体的に記載することとした。また、委託業者との分担関係を明確にし、当課担当者と委託先担当者との定期的な打ち合わせを実施して進捗状況を確認することとした。</p>	<p>令和7年(2025年) 4月1日</p>

令和6年度(2024年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ: 交通事業に関する事務の執行について ~

交通局 総務課

指摘事項等	
<p>【事務処理ミス No.8】ICカードでの運賃の誤収受 【事実調査・原因究明の調査過程及び再発防止策の検討過程の文書化について：結果】 事務処理ミスが発生した場合、人員及び時間を十分に確保したうえで、事実調査及び原因究明を徹底するとともに、発生原因の深掘りを行う必要がある。 また、事実調査及び原因究明により把握された発生原因を踏まえ、効果的かつ効率的な再発防止策を策定する必要がある。 事実調査及び原因究明を行った内容については、協議の経過も含めて、事後検証を行う場合や他の事案が発生した場合において活用される重要な情報となる。 再発防止策の検討については、策定した再発防止策の根拠が重要であるとともに、再発防止策が適切に実施されているかの事後検証を行う場合や他の事案が発生した場合において活用される重要な情報となる。 これらを踏まえると、本事務処理ミスに係る事実調査及び原因究明並びに再発防止策に係る検討過程の結果は、熊本市交通局文書規程第4条に定める軽微な事案とは言えず、文書作成は必須であると考えます。 よって、市交通局は、事実調査及び原因究明に係る調査過程及び再発防止策の検討過程については、文書の作成を行うべきである。</p>	
措置内容	措置日
<p>「事務処理ミス 再発防止策検討シート」を活用し、上司・管理職も含めた関係職員において事実調査及び真の原因究明、効果的かつ効率的な再発防止策の策定を行うこととした。なお、原因究明や再発防止策の検討の際は、原因の深堀不足や防止策の不備がないよう、事務処理ミス防止研修や内部統制の取組を活用する。 また、検討シートについては、業務引継書への添付を必須とし、後任職員へ確実に引き継ぐことを局のルールとした。 なお、局内ルールの周知については、4半期ごとに実施する引継書の作成にかかる連絡と合わせて実施する。</p>	<p>令和7年(2025年) 4月30日</p>

令和6年度(2024年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ: 交通事業に関する事務の執行について ~

交通局 総務課

指摘事項等	
<p>【事務処理ミス No.8】ICカードでの運賃の誤収受 【再発防止策の実施のための具体的な方策の立案について: 意見】 事務処理ミスが発生した場合、できるだけ早い段階で原因分析を実施し、発生理由を深掘りした上で、適切で具体的な再発防止策を検討する必要がある。 次の業務が発生してから、具体的な再発防止策に即した作業を検討したとしても、そのタイミングでは十分な検討が行うことができず、ミスを再発させてしまう恐れがある。 よって、市交通局は、事務処理ミスが発生した段階で、再発防止策の実施のための具体的な方策をあらかじめ立案しておくことが望ましい。 なお、本事務処理ミスであれば、例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務全体のスケジュールを作成し、作業工程を明確にする ・市交通局がやるべきことと委託業者がやるべきことを明確にする <p>といった作業が考えられる。</p>	
措置内容	措置日
<p>事務処理ミスの対応が完了した時点で関係者が集まり、別添「事務処理ミス 再発防止策検討シート」を活用し、上司・管理職も含めた関係職員において事実調査及び真の原因究明、効果的かつ効率的な再発防止策の策定を行うこととした。</p>	<p>令和7年(2025年) 10月31日</p>

令和6年度(2024年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ: 交通事業に関する事務の執行について ~

交通局 総務課

指摘事項等	
<p>【その他 No.1】令和5年度に発生した不適切な事務処理 【適切な業務分担及び進捗管理の必要性について：結果】</p> <p>事業の実施にあたり、職員間で十分なコミュニケーションが取れず、適切な業務分担及び進捗管理が実施できなかったことにより、結果として、本不適切事案を引き起こしたことは、非常に問題である。また、組織として進捗の遅れに気が付きつつあり、所属長による声掛けや定期的な会議が行われているものの、記録が残されておらず、「組織として十分な対応が取れていたのか、どのような点に課題があったのか」といったことを事後的に検証することができない点も、重要な課題であると指摘せざるを得ない。</p> <p>よって、市交通局は、担当者が困っていることを話しやすい環境を整えるとともに、十分なコミュニケーションを双方向でとりながら進捗管理を十分に行い、場合によっては、分担の再検討を行うなど、担当者まかせにしない組織としての対応を行う必要がある。</p> <p>また、担当者への指導や会議等における進捗管理を行う際には、打合せ記録を残し、実施状況を組織として「見える化」するとともに、事後的に検証可能な状況を確保すべきである。</p>	
措置内容	措置日
<p>担当者ごとの業務進捗チェックリスト及び直近2か月の業務スケジュールを班長に提出させ、両者で進捗確認を行うと共に、打合せの記録を残すこととした。また、それらを班内共有することで、担当者任せにせず複数の目で進捗管理できる体制を構築した。</p> <p>また、班長と班員の1on1ミーティングを定期的に行い、班員の業務上の悩みのほか、プライベートの状況把握にも努めるなどコミュニケーション活性化を図る。</p>	<p>令和7年(2025年) 4月30日</p>

令和6年度(2024年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~テーマ: 交通事業に関する事務の執行について~

交通局 総務課

指摘事項等	
<p>【その他 No.1】令和5年度に発生した不適切な事務処理 【公印の適切な管理の徹底について: 意見】 市交通局は、公印の不正使用の再発防止のため、前述のとおり、公印の管理及び使用方法を変更し、「公印の押印承認における運用ルールの徹底等について(通知)」において新たな運用方法を明文化している。 一方、公印の管理及び使用方法について、明文化された運用方法が継続的に適用されなければ、公印の不正使用が再発する恐れも否定できない。 よって、市交通局は、「公印の押印承認における運用ルールの徹底等について(通知)」において明文化された新たな公印の管理及び使用方法が適切かつ継続的に実行されているか、事後確認を厳重に行うことが望ましい。</p>	
措置内容	措置日
<p>令和7年度以降、「市長印取扱の継続及び公印取扱者の設置に関する届」を総務局総務課に提出する際に、その年度の公印取扱者となった職員が左記の通知を必読することとし、当該ルールを徹底している。</p>	<p>令和7年(2025年) 4月1日</p>

令和6年度(2024年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ: 交通事業に関する事務の執行について ~

交通局 総務課

指摘事項等	
<p>【その他 No.1】令和5年度に発生した不適切な事務処理 【原因の究明及び深掘りとそれに対応する具体的な再発防止策の立案について: 意見】 本不適切事案について、原因の究明及び深掘りとそれに対応する具体的な再発防止策の立案を行う必要があるが、それに加えて、不適切な事務処理について故意に虚偽報告がなされた場合にも早期の発見及び対応ができるように再発防止策を立案することが望ましい。</p>	
措置内容	措置日
<p>再発防止のための事案整理・原因究明の様式(事務処理ミス再発防止策検討シート)を作成し、今後、不適切な事務処理が発生した場合は、当該様式を活用し、事案の原因究明及び深掘りと具体的な再発防止策の検討を行うこととした。</p> <p>また、相互牽制が働くよう一人の担当者が全工程を完結できないような事務分掌(正副担当制)にするほか、報告事項には根拠資料や裏付けデータを添付させるなど客観的検証を実施し、虚偽報告がなされた場合においても早期発見・対応ができる体制を整備した。</p>	<p>令和7年(2025年) 4月30日</p>

令和6年度(2024年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~テーマ:交通事業に関する事務の執行について~

交通局 総務課

指摘事項等	
<p>【No.4】ニモカカードに付与されるポイントの会計処理について 【措置状況の根拠資料の保管について:意見】 ポイントに係る消費税の取扱いは、個別事例で判断される事項であり、課税当局の担当者によって見解が異なる可能性を完全には否定できないため、市交通局の採用した処理が否認されるおそれもある。 また、打ち合わせに関する記録が残っていないため、そもそも課税当局との打ち合わせが行われたのか否かについても疑念を招きかねず、市交通局の措置状況が適切に判断されたものかどうか、確認することができない。 よって、市交通局は、包括外部監査報告書の指摘・意見に対する措置状況の疎明資料をその重要度に応じて適切に保管することが望ましい。</p>	
措置内容	措置日
<p>令和6年度包括外部監査報告書の指摘・意見に対する措置状況については、各所との打ち合わせ等の記録を電子データにより作成し、共有のフォルダに保存することで適切に管理を行う。 なお、ニモカカードに付与されるポイントサービスは令和3年9月末に終了しており、同内容の事務は今後発生しない。</p>	<p>令和7年(2025年) 10月22日</p>

令和6年度(2024年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~テーマ:交通事業に関する事務の執行について~

交通局 総務課

指摘事項等	
<p>【No.5】おでかけ IC カード収入に係る情報開示について 【事業報告書の正確な記載について:結果】 事業報告書の記載内容が不正確であると誤った事実を報告することとなり、誤った意思決定を惹起するおそれがある。 よって、市交通局は、事業報告書の内容を正確に記載すべきである。</p>	
措置内容	措置日
<p>令和6年度決算から、決算書作成のためのチェックリストを決算書のページ毎に作成し、チェック体制を強化した。</p>	<p>令和7年(2025年) 4月30日</p>

令和6年度(2024年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~テーマ:交通事業に関する事務の執行について~

交通局 運行管理課

指摘事項等	
<p>【No.6】現金運賃収入の管理について 【措置後の運用変更について:結果】 平成29年度報告書の意見の趣旨は、運賃箱の現金を両替金補充に流用しないことで現金紛失等のトラブルの発生可能性を低減させることにある。報告書の指摘・意見に対し一時的に措置対応を行い、その後、元の運用に戻すならば報告書の指摘・意見の趣旨を蔑ろにすることとなり問題である。 よって、市交通局は、措置後に運用に問題が生じた場合、安易に元の運用に戻すのではなく、例えば、休日出勤している営業推進班以外の班の者(但し、両替金を保有する者を除く)が対応する、休日前だけ両替金の金額を増額する等、報告書の指摘・意見の趣旨を考慮した他の運用方法を検討すべきである。 また、検討の結果、元の運用のほうが最善の方法であるとの結論に至った場合は、検討の経緯・内容・結果等を記録として残し疎明資料を持って説明責任を果たせるようにすべきである。</p>	
措置内容	措置日
<p>両替金を増額したことにより、現在は運賃箱の現金を両替金補充に流用する取り扱いは行っていないものの、今後運用を行う中で、他の措置等含め、措置後に元の運用や他の運用が最善の方法であるとの結論に至った場合は、検討の経緯・内容・結果等を記録として残すこととした。</p>	<p>令和7年(2025年) 11月4日</p>

令和6年度(2024年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~テーマ:交通事業に関する事務の執行について~

交通局 総務課

指摘事項等	
<p>【No.10】支払準備金について 【支払準備金から支払う取引について:意見】 支払準備金から支払っている費用について、銀行振込が可能なものがないかどうか調べ、銀行振込が可能な費用については銀行振込を行うことで支払準備金の保有限度額を低くすることが可能になる。 支払準備金の保有限度額が低くなることで、万が一、盗難や紛失が発生した場合の損害額を軽減することが可能になる。 よって、市交通局は、支払準備金から支払っている費用の中に銀行振込が可能な費用が無いかどうか調べ、銀行振込が可能な費用については銀行振込を行うことが望まれる。</p>	
措置内容	措置日
<p>令和6年度まで、支払準備金から現金で支払っていた費用について、支払担当者に現金の必要性や現金支払いが必要な理由について確認し、現金支払の必要のない出席者負担金や保険料等を銀行振込に変更した。 人事異動等で本対応が引き継がれない事象を防止するため、毎年実施している経理説明会の説明資料に明記し、もれなく周知することとした。</p>	<p>令和7年(2025年) 10月22日</p>

令和6年度(2024年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~テーマ:交通事業に関する事務の執行について~

交通局 総務課

指摘事項等	
<p>【No.11】預け入れ未済金について 【規程の見直しについて:結果】 乗車料金及び乗車券の売上金等の出納業務について、規程どおりに業務がなされていないことは問題がある。 よって、市交通局は、乗車料金及び乗車券の売上金等の出納業務について実際の業務を踏まえ規程を見直すべきである。</p>	
措置内容	措置日
<p>運用に見合った内容になるよう、熊本市交通局会計規程の預け入れに係る規定のただし書きについて、「熊本市交通局の職員以外の者に委託する場合その他やむを得ない事情がある場合には、当該収入を金庫等に保管する等の適切な処置を講じた上で、その翌日以降の日に預け入れることができる。」と改正した。</p>	<p>令和7年(2025年) 7月1日</p>

令和6年度(2024年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
～テーマ:交通事業に関する事務の執行について～

交通局 総務課

指摘事項等	
<p>【No.15】貸借対照表上の表示について 【表示方法の変更注記について:意見】 決算書の表示方法は正当な理由がない限り每期継続して適用することが求められており、表示方法を変更する場合は重要性の有無を判断のうえ、注記の要否を検討しなければならない。 注記漏れを防止するためにも、決算書の表示に関するチェックリスト等を作成のうえ、網羅的に注記がなされているか確認を徹底するとともに、注記要否の判断を記録として残しておくことが望ましい。</p>	
措置内容	措置日
令和6年度決算から、決算書作成のためのチェックリストを決算書のページ毎に作成し、注記に関するチェックリストについては、決算書の各ページにおける表示方法の変更の有無や、表示方法変更があった場合の注記要否の判断について記載した。	令和7年(2025年) 4月30日

令和6年度(2024年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ: 交通事業に関する事務の執行について ~

交通局 総務課

指摘事項等	
<p>【No.16】有形固定資産の減価償却方法(取替法の適用)について 【減価償却方法の適用誤りについて:結果】 会計規程改正後、電車線の取得は上記2件のみであり、包括外部監査での指摘とその措置の内容が担当課内で十分に理解されておらず、したがって適切に引き継がれていなかったことが原因と推察される。また、上席者によるチェック体制が不十分であった可能性も否定できない。 今一度、適用すべき減価償却方法を担当課において整理のうえ、会計規程の遵守を徹底すべきである。</p>	
措置内容	措置日
<p>該当の資産については、固定資産台帳を適切な減価償却方法に修正した。また、固定資産台帳に登録する際の根拠資料である「固定資産取得報告書」の様式に取替法の適用の欄を設け、50%償却か95%償却かを確認できる様式にすることで、上席者がチェックできる体制とした。</p>	<p>令和7年(2025年) 10月22日</p>

令和6年度(2024年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~テーマ:交通事業に関する事務の執行について~

交通局 総務課

指摘事項等	
<p>【No.16】有形固定資産の減価償却方法(取替法の適用)について 【重要な会計方針の変更に係る注記について:結果】 市交通局の営む事業内容から判断して、採用される固定資産の減価償却方法は量的にも質的にも重要性が高いことは明らかであり、その変更に関して、取替資産から消去するだけの注記対応では不十分である。また、会計方針の変更の正当性を合理的かつ客観的に説明できているとはいえない。 よって、市交通局は、平成30年度決算において、規則第37条第2項1号に規定されている「当該変更をした旨、当該変更の理由及び当該変更が会計に関する書類に与えている影響の内容」について注記を記載すべきであった。 また、今後は、会計方針の変更に関する正当な理由に関する注記を適切に行うとともに、判断根拠を記録・保存することが望ましい。</p>	
措置内容	措置日
<p>令和6年度決算から、決算書作成のためのチェックリストを決算書のページ毎に作成し、注記に関するチェックリストについては、会計方針変更の際の注記をチェック項目とした。</p>	<p>令和7年(2025年) 4月30日</p>

令和6年度(2024年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~テーマ:交通事業に関する事務の執行について~

交通局 総務課

指摘事項等	
<p>【No.17】有形固定資産の減価償却方法(取替法の注記)について 【減価償却方法に関する詳細な注記の必要性について:結果】 今後の期間損益計算へ与える影響を考えると、財務諸表利用者に誤解を与えるリスクも十分に考えられる。 よって市交通局は、軌条及び枕木に関しては、取得年度によって減価償却方法が違うことを注記する必要がある。</p>	
措置内容	措置日
<p>令和6年度決算では、監査報告書で示された注記方法の例を参考に注記の記載内容を変更し、軌条及び枕木に関しては取得年度によって減価償却方法が違うことを明記した。</p>	<p>令和7年(2025年) 5月31日</p>

令和6年度(2024年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~テーマ:交通事業に関する事務の執行について~

交通局 総務課

指摘事項等	
<p>【No.20】リース取引の判定における証拠資料の整備について 【リース契約内容確認シートの改正について:意見】 包括外部監査の意見の趣旨まで考慮のうえ、市交通局はリース取引判定の根拠が十分に収集・分析されるよう、様式を充実させる等の対応が望まれる。</p>	
措置内容	措置日
<p>当該シートは次年度予算要求時に使用しており、令和8年度予算要求から平成29年度包括外部監査の意見を参照するよう様式を充実させた。</p>	<p>令和7年(2025年) 9月22日</p>

令和6年度(2024年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ: 交通事業に関する事務の執行について ~

交通局 総務課

指摘事項等	
<p>【No.21】線路設備の固定資産台帳への登録方法について 【明瞭な資産名称による登録の必要性について: 意見】 一般的に、線路設備については備品のように対象資産の目視による確認が難しいケースが多く、それゆえ相対的に高い精度で詳細な情報を台帳へ登録することが求められる。よって市交通局は、資産名称を統一的な方法により正確かつ明瞭に記載することが望まれる。</p>	
措置内容	措置日
<p>指摘のあった資産は、登録時の名称が不十分であった。一方、他の固定資産については、統一かつ明瞭な名称で登録を行っている。よって、固定資産登録時の根拠資料である「固定資産取得報告書」において、既に登録済みの固定資産名称を参考とするよう注意書きを行った。</p>	<p>令和7年(2025年) 10月22日</p>

令和6年度(2024年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~テーマ: 交通事業に関する事務の執行について~

交通局 総務課

指摘事項等	
<p>【No.22】車両附属設備の固定資産台帳への登録方法について 【固定資産台帳へ登録する車両附属設備の範囲について: 意見】 市交通局は、同種多数の機械装置等を固定資産登録する場合は、除却処理の正確性を担保するため、さらには、車両ごとの設置状況(どの車両にどの品番の製品が設置されているか)を把握するため、固定資産台帳を補助するための管理台帳を整備することが望ましい。</p>	
措置内容	措置日
<p>令和7年度に企業会計システムを更改したことにより、固定資産台帳に補助的な情報を多く入力できるようになった。よって、今後は、車両ごとの設備等の設置状況を備考等に記入し管理する。</p>	<p>令和7年(2025年) 4月1日</p>

令和6年度(2024年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ: 交通事業に関する事務の執行について ~

交通局 総務課

指摘事項等	
<p>【No.25】固定資産実査の実施について 【固定資産台帳と現物の不整合について: 結果】 一般に、増改築工事の際には、固定資産の廃棄が生じやすい。単なる事務処理漏れとも考えられるが、見方を変えれば、「資産」であるという認識が希薄であるからこそ生じた誤りともとれる。予算策定時の事前チェックや工事完了後の事後確認など、重点的に異動状況を検査する体制が必要である。</p>	
措置内容	措置日
<p>増改築工事について予算要求を行う際には、予算担当側でも除却について確認が必要と更に意識付けできるよう、今後も人事異動の際には適切に引継ぎを行う。また、No.25 の意見に対する措置内容のとおり、固定資産実査の頻度を増やし、固定資産に対する認識の向上を行う。</p>	<p>令和7年(2025年) 7月1日</p>

令和6年度(2024年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~ テーマ: 交通事業に関する事務の執行について ~

交通局 総務課

指摘事項等	
<p>【No.25】固定資産実査の実施について 【固定資産実査の運用について: 意見】 例えば、「工具器具及び備品」に見られるような実体との乖離が生じやすい科目に絞って毎年、固定資産実査を実施するなど、これまでの実体調査を経て収集された情報を基に、効果的・効率的な運用を検討することが望ましい。資産の経年劣化の状況把握や現場の整理整頓の向上など、副次的な効果も十分ありうると考える。</p>	
措置内容	措置日
<p>指摘を踏まえ、実体との乖離が生じやすい「工具器具及び備品」については毎年度固定資産実査を実施することとした。なお、熊本市交通局会計規程は「固定資産の実体調査を少なくとも3年に1回実施」と規定していたため、人事異動等により運用が3年に1回に戻ることを防ぐ目的で、「工具器具及び備品」については毎年度実査を行うよう規定の改正を行った。</p>	<p>令和7年(2025年) 7月1日</p>

令和6年度(2024年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~テーマ:交通事業に関する事務の執行について~

交通局 総務課

指摘事項等	
<p>【No.26】資本的支出と収益的支出の区分について 【修繕費支弁基準の必要性について:意見】 市交通局は、修繕費支弁基準の意義を改めて確認するべきである。また、資本的支出と収益的支出を合理的に判別するため、適切な検証過程の構築が望まれる状況にある。事務処理の効率性にも資するため、改めて当該基準の作成を検討することが望ましい。</p>	
措置内容	措置日
<p>「建設改良費と修繕費の区分に関する運用基準」を新たに作成し、令和7年度以降、当該運用基準を用いて資本的支出と収益的支出の区分を合理的に判別することとした。</p>	<p>令和7年(2025年) 4月1日</p>

令和6年度(2024年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~テーマ:交通事業に関する事務の執行について~

交通局 総務課

指摘事項等	
<p>【No.27】固定資産管理規定等の充実について 【固定資産管理規程等のさらなる充実について:意見】 これまでの包括外部監査での指摘・意見に加えて、局内に蓄積された情報も活用しながら、継続的に固定資産管理ルールの充実を図ることが望まれる。</p>	
措置内容	措置日
<p>「固定資産に係る取得・異動の事務フロー」について、報告書に示された改善策例を基に修正した。今後も継続的にルールの充実を図る。</p>	<p>令和7年(2025年) 10月22日</p>

令和6年度(2024年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~テーマ:交通事業に関する事務の執行について~

交通局 総務課

指摘事項等	
<p>【No.33】退職給付引当金の計上について 【退職給付引当金の計算資料の作成について:結果】</p> <p>市交通局は、事業年度末時点においては職員毎の事業年度末における退職手当要支給額に相当する金額を計算していないため、貸借対照表に計上されている退職給付引当金の網羅性及び計上金額の妥当性等についての根拠資料が無いこととなり問題がある。すなわち、網羅性に関しては予算要求時点後、事業年度末までの期間に退職があった場合や人事異動等があった場合、これらの事象が漏れなく貸借対照表に計上した退職給付引当金に反映されているかどうかを根拠資料によって説明できないこととなる。</p> <p>また、計上金額の妥当性に関しては予算要求時点後、事業年度末までの期間に昇給等の退職金の金額に影響を与える事象があった場合、これらの事象が正確に貸借対照表に計上した退職給付引当金に反映されているかどうかを根拠資料によって説明できないこととなる。</p> <p>よって、市交通局は、事業年度末時点においては職員毎の事業年度末における退職手当要支給額に相当する金額を計算すべきである。</p>	
措置内容	措置日
<p>令和6年度から職員毎の事業年度末時点における退職手当要支給額に相当する金額の計算を実施することとした。なお、補正予算編成後の昇給や人事異動を反映させることにより、当該計算結果を根拠資料に貸借対照表に計上される退職給付引当金の網羅性や計上金額の妥当性等について説明できるよう整理している。</p>	<p>令和7年(2025年) 3月31日</p>

令和6年度(2024年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~テーマ:交通事業に関する事務の執行について~

交通局 総務課

指摘事項等	
<p>【No.34】人員体制に関するあり方の検討について 【「人員体制に関するあり方の検討」に係る対応状況について:結果】</p> <p>市交通局は、令和6年度に至るまで「嘱託員から職員への登用機会を確保」や「嘱託員としての任用ではなく職員として募集」を定期的に行ってはならず、結果的に市交通局が措置状況で「今後も行っていく」と公表した「長期的な任用を行える体制の整備」がまだまだ十分に実行できていないのは、対応が後手に回っていると云わざるを得ず、問題である。</p> <p>もっとも、市交通局は、いわゆる上下分離方式の導入(導入時期については当初令和7年度の導入予定であったが、延期が決定している)の検討に当たり、電車運転士の正規職員化も併せて検討している。</p> <p>しかし、電車運転士の雇用の安定化ひいては運行の安全性確保の必要性に鑑みれば、上下分離方式の導入を待つことなく、先行して電車運転士の正規職員化を検討し実行するという速やかな対応が必要であったのではないかと考えられる。</p> <p>よって市交通局は、電車運転士の雇用の安定化、ひいては運行の安全性確保のため、今後の上下分離方式の導入に合わせて(導入の時期によっては、上下分離方式の導入に先立って)、電車運転士の正規職員化を着実かつ適時に実行すべきである。</p>	
措置内容	措置日
<p>令和7年5月に立ち上げた「市電再生プロジェクト」において検討を重ね、上下分方式の導入を待たずして、令和8年4月1日より、運転士等を「正規職員」である「任期付職員」として雇用することとした。すでに必要な条例改正を実施し、現在、採用に向けた手続きを行っている。</p>	<p>令和7年(2025年) 9月25日</p>

令和6年度(2024年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~テーマ:交通事業に関する事務の執行について~

交通局 総務課

指摘事項等	
<p>【No.43】簿外の貯蔵品に係る受払管理簿による数量管理の必要性について 【棚卸資産の現物管理について:結果】 市交通局は、適切な現物管理のため、棚卸資産の受け払いの都度、適時に入庫及び出庫処理を行う必要がある。</p>	
措置内容	措置日
<p>令和6年度に適時に出庫処理できていなかった棚卸資産については、令和6年度中に出庫処理を行った。また、人事異動等で本内容が引き継がれない事象を防止するため、毎年実施している経理説明会の説明資料に明記し、もれなく周知することとした。</p>	<p>令和7年(2025年) 3月25日</p>

令和6年度(2024年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~テーマ:交通事業に関する事務の執行について~

交通局 総務課

指摘事項等	
<p>【No.44】貯蔵品の受払管理簿と現物との間に不一致が生じた場合の適切な対応について 【費用計上漏れについて:結果】 払い出したnimocaカードについて、前払費用という資産から運輸管理費という費用に振り替えなければ正確な財務諸表が作成されないこととなり問題である。 よって、市交通局は、年度ごとに払い出したnimocaカードを適切に前払費用から運輸管理費へ振り替えるべきである。なお、当該処理は決算特有の処理であり経理担当者が交代した場合、失念しやすくなることから決算時に必要な業務マニュアル等を作成し、経理担当者が交代する場合に確実に引継ぎを行えるようすべきである。</p>	
措置内容	措置日
<p>令和6年度決算において、適切に費用計上の処理を行った。 また、担当者の変更等に伴う処理の失念を防ぐため、決算整理の際のチェックリストにおける確認項目とした。 なお、これまで担当班のみで行っていたnimocaカードの残数確認については、経理担当も同席のうえ実施することとした。</p>	<p>令和7年(2025年) 4月1日</p>

令和6年度(2024年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ~テーマ:交通事業に関する事務の執行について~

交通局 総務課

指摘事項等	
<p>【No.47】固定資産台帳残高と元帳残高との不整合について 【固定資産台帳残高と内訳簿残高との不整合について:結果】 長期前受金残高については、そもそも、固定資産台帳における「固定資産明細書」と会計システムにおける「内訳簿」の照合手続が実施されておらず、措置状況が引き継がれていないことが判明した。また、収益化累計額に関しては整合性確認が実施されていたものの、差異の発見と原因究明には至っておらず、決算手続きの正確性に疑義が認められる。 市交通局は、適切な決算作業を担保するため、固定資産台帳における「固定資産明細書」と会計システムにおける「内訳簿」の照合手続を実施すべきである。</p>	
措置内容	措置日
<p>指摘のあった数値の差異については、令和6年度決算時に適切に処理を行った。 固定資産台帳と長期前受金の整合性確認については、消費税処理マニュアルに追記することで、担当者の変更が生じても措置が継続されるよう確認体制を構築した。 固定資産台帳と長期前受金収益化累計額の整合性確認については、決算整理の際のチェックリストにおける確認項目とした。</p>	<p>令和7年(2025年) 4月1日</p>